

# 都市経済研究

Urban Economic Research

2010年 第1号

特集

国境・離島・海洋から考える新しい邦づくり



## はじめに

2007年4月、新たな海洋国家の実現をめざす『海洋基本法』が成立。翌2008年3月には『海洋基本計画』が閣議決定された。

同基本計画に基づき、政府総合海洋政策本部は、『海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針』を昨年12月に策定した。

「海に広がる国土の管理における離島の位置づけを明確化し、周辺海域の管理を視野において離島の保全・管理を進めるとともに、離島の自立的発展を支える様々な離島振興施策を推進していく必要がある。」

(海洋政策研究財団常務理事 寺島紘士氏)

寺島氏の明確な見解に示されるとおり、「離島」は、日本の海洋と国土の維持・管理にとって極めて重要かつ不可欠な存在である。特に、厳しい生活条件下にあっても島に定住し、生活を営んできた地域住民の存在、そして、その営みの総和によって日本の海と国土が守られてきたという事実は、改めて認識されなければならない。

当研究所では、2004年以来、日本最西端の国境離島・与那国島の「自立」「自治」を旨とする種々の取り組みやプロジェクトに伴走してきた。その一環で、2009・2010の両年度、日本財団助成事業「国境離島に関する海洋政策の提言と実践推進」を実施し、現在に至る。

本特集号では、当該助成事業に基づく活動を中心に、〈国境離島政策〉を主題とする研究会等の取り組み、〈海洋政策〉と〈離島・住民〉とのインターフェイス（接続）の場として与那国島と石垣島で開催した「海洋タウンミーティング」、有識者からの政策提言や研究報告などを紹介する。

長期化する不況、深刻な雇用状況、逼迫する財政等、今般の厳しい社会経済情勢の中、政権交代後多くの国民が苦しみに直面し、国全体に漂う閉塞感も払拭できていない。あるべき国のかたち、新たな国家像の確立も求められる今、国境、離島、海洋に関するささやかな取り組みを‘新しい邦づくり’を考えるための一つの契機したい。

2010年3月

財団法人都市経済研究所

## 特集 国境・離島・海洋から考える新しい邦づくり

### CONTENTS／I

#### 活動報告／「国境離島政策研究会」

「国境離島政策研究会」(概要報告) ······	1
研究会設立趣旨 ······	1
「国境離島政策研究会」構成メンバー ······	2
開催状況（会議概要） ······	3
各位コメント（抜粋） ······	9

#### 活動報告／「海洋タウンミーティング」

「八重山海洋タウンミーティング 2009」 ······	17
－海洋政策と地域の未来を考える－	
新しい海のニーズに対応する「海業」の構築を ······	18
－地元住民の連携が「ここにしかない価値」を創る－ 妻小波 東京海洋大学教授	
「リピーター」から「サポーター」の獲得へ ······	19
－観光×環境が切り口となる新しい地域戦略－ 石川智士 東海大学准教授	
「陸」から「海」に連なる八重山の環境保全、そして観光 ······	20
－赤土、オニヒトデ、漂着ゴミ対策の現場から－ 大浜長照 石垣市長	
美しい海を次世代／後世に繋いでゆく ······	22
－漂着ゴミは国際的ルールによる抜本的対策が必要－ 川満栄長 竹富町長	
外部資本に支えられる八重山圏の現実と課題 ······	23
－自然環境保全は地域経済維持にも不可欠の要件－ 上里至 沖縄県八重山事務所長	
行政区を越え、海で結ばれている島々 ······	25
－垣根を取り払った横断的連携をめざす－ 座喜味盛行 八重山青年会議所理事長	
コーディネーター総括 山田吉彦 東海大学教授 ······	25
「与那国島海洋タウンミーティング 2008」 ······	28
－海とともに切り拓く、島と日本の豊かな未来－	

#### 海洋島嶼圏・八重山の今後を考える

##### インタビュー

「観光」から「経済」、本格的な国境交流へ始動 －石垣市 大浜長照市長に聞く－ ······	35
---	----

##### 地域経済調査レポート

「八重山経済の現況と今後の活性化方向」 沖縄県八重山事務所長 上里 至 ······	39
--	----

##### 講演録抜粋

「与那国・国際交流の可能性」 外務省国際協力局国別開発協力第三課長 石塚 英樹 ······	46
--	----

## 特集 国境・離島・海洋から考える新しい邦づくり

## CONTENTS／II

## 国境離島政策研究

## 寄稿（提言／調査報告等）

「日本の国境離島政策に求められているもの」···	50
－地域の現状からの視点－	
中京大学総合政策部教授 佐道 明広	
「日本の国境離島法制」···	58
－現状と課題－	
中京大学法学部准教授 古川 浩司	
「健康・生命の安全保障と国境離島政策」···	65
－新型感染症に対する「抑止力」「危機管理」の観点から－	
城西大学専任講師(薬学博士) 川口 健夫	

## 研究報告

「国境離島振興法(仮称)」試案 ···	69
骨子および主要事項について 財団法人都市経済研究所···	69
国境離島振興法(検討試案) 国境離島政策研究会(分科会)···	75
国境離島・地域における国際交流都市整備法(検討試案) 国境離島政策研究会(分科会) ···	82
枠組みと論点の検討···	85
参考文書1 「海洋基本計画(原案)に対する意見」(2008年2月 財団法人都市経済研究所) ···	87
参考文書2 「国境離島等の保全・支援等に関する意見書(案)」(2009年3月 沖縄県議会) ···	88
参考文書3 「防人の島(国境離島)新法制定を求める意見書」(2008年12月 五島市議会) ···	89
離島+海洋島嶼圏振興への推進方策 (沖縄21世紀ビジョンへの提言) ···	90
日本の排他的経済水域への沖縄県の寄与 (参考資料) ···	94
与那国島におけるコミュニティFM開設 (検討メモ) ···	99

## 関係資料

記録資料：与那国「国境離島存続と自立への取組み」(2004年～2009年) ···	103
監修：財団法人都市経済研究所	
参考資料：国境離島 与那国島の人口推移 (1920年～現在／国勢調査ベース) ···	132

## 活動報告「国境離島政策研究会」

# 「国境離島政策研究会」(概要報告)

平成20・21年度、財団法人都市経済研究所では、日本財団助成事業「国境離島に関する海洋政策の提言と実践推進」の一環として「国境離島政策研究会」を立ち上げ、海洋問題・国際関係・離島振興・健康医療・地方行政など各領域に知見・経験を有する有識者、専門家、ジャーナリストらが参画する会議を開催した。以下、概要を報告する。

日本財団助成事業「国境離島に関する海洋政策の提言と実践の推進」 財団法人都市経済研究所

海洋政策の動向	与那国町の概況
＜海洋基本法の制定＞ 新たな政策課題： 「離島の保全」 「地方公共団体の責務」  フォーカス： 有人国境離島の振興 海洋政策推進に果たす離島自治体の重要な役割  モデル地域： 沖縄県与那国島 日本最西端の国境離島 領海基線等を形成する外界離島	<b>歴前：</b> 台湾との自由往来と一体的生活圏の中、約5,000名の生活・経済が成立 <b>歴後：</b> 復興貿易(密貿易)を中心とする台湾との国境交流 (昭和22年・人口12000名をもって村から町へ昇格) 昭和25年以降、年最大500名規模の人口流出。復帰時は2,600名まで減少。 (平成20年5月現在の人口：1,655名)  <b>現状：</b> 最果ての離島であることが医療・物価・流通などあらゆる面で「島ちやび」(離島苦)の要因となっている。 国境の立地を生かした振興を目指し、構造改革特区提案(「国境交流特区」)など各種の取組みを重ねるも、制度面を含む諸条件が整っていない。  <b>問題点：</b> 我が国における「国境地域政策」の不在 <b>地域ビジョン：</b> 『与那国・自立自治宣言』+『自立ビジョン』(平成17年4月全会一致議決) 「東アジア経済圏の拠点として自立する与那国島(どうなんちま)の確立」(外間守吉町長) 与那国町・花蓮市『自立自治共栄圏』(平成19年10月共同宣言)

国境離島政策研究会

与那国をモデルとする国境離島の政策研究 海洋政策推進における「離島の振興」と「地方公共団体の役割」を念頭に  
→「国境離島振興法」試案の作成 ...etc.

現場重視の国境離島振興策の検討＋多角的な支援  
国境離島の現場からのメッセージ → 地域の実情・ニーズの把握  
現場への情報・ノウハウ等の提供 + 新たな支援体制の構築 → 地域主体の国境交流プロジェクト・事業への支援

視点：  
交流とセキュリティ → 国境を超える地域間交流と安全管理の両立(同時最適化等)  
国土・海域の保全に果たす国境離島の役割／価値の再評価  
→ 国境離島固有の課題と生活条件の向上 海洋環境保全 海の安全保障 ...etc.

◆将来ビジョン◆

「与那国モデル」の実現へ 「海」を新たな資産とする国境離島の振興  
—「衰退する辺境の島」から「アジアを結ぶ国境のフロンティア」へ—

サポート

日本財團

日本最西端の地

\* 国境離島は海洋基本法(海洋政策)の推進に何を担えるか?  
\* 海洋基本法(海洋政策)は国境離島の振興に何ができるか?

## 研究会設立趣旨

海洋基本法の制定により「離島の保全」は海洋政策の柱の一つとなった。特に離島地域の厳しい生活条件下、地域住民の定住と生活の営み、社会経済活動等によって広大な海域が確保されている点は重要であり、とりわけ、我が国の領海基線等を形成している「有人国境離島の振興」は重大な政策的課題である。

他方、海洋施策実施に責務を負う地方公共団体の中でも、離島等の国境地域の自治体が担う役割は極めて重要である。しかし、現場での実行体制やリソース等は十分ではないのが今般の現状である。

本研究会では、日本最西端の有人離島である沖縄県与那国町をモデルに、「国境の島」のリアルタイムの現状と課題、新たな離島振興の方策、国境地域の自治体への支援のあり方等について協議するとともに、分科会等を通じた研究調査活動を実施する。

これらの取り組みを通じ、地域の切実なニーズや実情をふまえた新たな国境離島振興への提言を図るとともに、海洋基本法が定める離島の保全と振興、自治体による海洋施策の実践的推進に寄与することを目的とする。

### 「国境離島政策研究会」構成メンバー

(敬称略／順不同)

顧問	外間 守吉	与那国町長
顧問	吹浦 忠正	特定非営利活動法人ユーラシア21研究所 理事長
顧問	長光 正純	日本財団 常務理事
委員	川口 健夫	城西大学専任講師／薬学博士
委員	佐道 明広	中京大学教授／政治学博士
委員	山田 吉彦	東海大学教授／海洋政策研究財団研究員／経済学博士
委員	盛 和春	株式会社電通 プロジェクト・プロデュース局シニアプロデューサー
委員	角谷 浩一	政治ジャーナリスト／美ら島ブランド推進会議委員
委員	松原さと子	フリーアナウンサー
委員	田里千代基	一般社団法人与那国花蓮縣交流発展協会 理事
委員	満田 誉	元内閣府沖縄政策担当参事官(現総務省自治財政局地方債課長)
委員	石塚 英樹	外務省国際協力局国別開発協力第三課長
委員兼座長	上妻 育	財団法人都市経済研究所 理事
オブザーバー	雉鼻 章郎	沖縄県東京事務所主幹
オブザーバー	小那覇安剛	琉球新報記者
オブザーバー	三浦 耕喜	東京新聞記者(政治部)
日本財団	梅谷 佳明	日本財団 海洋グループ海洋教育チーム海洋教育担当チームリーダー
事務局	佐藤 有一	財団法人都市経済研究所 研究部長

所属及び役職：2010年1月現在

## 開催状況（会議概要）

### 第一回『国境離島政策研究会』

- ・ 2008年6月3日（霞ヶ関ビル・東海大学校友会館）
- ・ 主題：「国境離島政策研究会」の設立（発足会合）
- ・ 議事：
  - 出席者紹介、与那国町長挨拶（外間守吉町長）
  - 国境の離島自治体・与那国「自立」への取り組み（概略報告）
  - 基調報告：『国境交流の現場から』田里千代基委員
  - 各位コメント／意見交換



### 第二回『国境離島政策研究会』

- ・ 2008年8月5日（日本財團第8会議室）
- ・ 主題： 海洋政策と国境離島（現状・課題・展望）
- ・ 特別講師： 寺島紘士 海洋政策研究財團常務理事
- ・ 議事：
  - 報告 ①第一回研究会を受けて（研究課題等）
  - ②与那国の動き・取り組み（最新情報）
    - 花蓮-与那国間直行航空機チャーター事業（報告者：田里千代基委員）
    - 地方の元気再生事業選定「国境のまち再生／与那国島の国境交流推進事業」
  - 講話 『海洋政策と国境離島』 海洋政策研究財團常務理事 寺島紘士先生
  - 協議 各位コメント／意見交換



### 第三回『国境離島政策研究会』

- ・ 2008年10月6日（日本財団第8会議室）
- ・ 主題：沖縄政策における離島振興の取り組み（現状と課題）
- ・ 特別講師：多田健一郎 内閣府沖縄政策担当参事官
- ・ 議事：
  - 報告 ①第二回研究会を受けて（研究報告）  
国境地域（稚内・根室・対馬・与那国）の抱える現状と課題  
「国境離島振興法（試案）」—枠組みと論点の検討—
  - ②与那国の動き・取り組み（最新情報）  
台風13号と与那国町の被災状況  
国境のまち再生／与那国島の国境交流推進事業...etc.
- 講話 『沖縄政策における離島振興の取り組み』内閣府参事官 多田健一郎先生
- 協議 各位コメント／意見交換



#### 第四回『国境離島政策研究会』分科会（I・II・III）

- ・ 2008年12月2日（山田吉彦委員，角谷浩一委員，満田誉委員，上妻毅委員）
- ・ 2008年12月5日（川口健夫委員，石塚英樹委員，雉鼻章郎オブザーバー，小那霸安剛オブザーバー，上妻毅委員，佐藤有一事務局員）
- ・ 2008年12月9日（盛和春委員，松原さと子委員，上妻毅委員）
- ・ 主題：関連報告，今後のプロジェクト推進等についての協議・意見交換



## 第五回『国境離島政策研究会』

- ・ 2009年2月19日（日本財団8F会議室）
- ・ 主題：委員・顧問・オブザーバーからの提言＋協議（総括と展望）
- ・ 議事：
  - 報告 ①与那国および国境離島関連報告  
「与那国島・海洋タウンミーティング2008」開催報告（11/9与那国）  
国境のまち再生／与那国島の国境交流推進事業  
その他（小笠原返還40周年記念シンポジウム..etc.）
  - ②次年度事業計画について  
「国境離島に関する海洋政策の提言と実践の推進2009」事業計画案
- 協議 各位コメント／提言／総括



## 平成 21 年度『国境離島政策研究会』(分科会)

- ・ 2009 年 10 月 19 日 (財団法人都市経済研究所)  
佐道明広委員, 石塚英樹委員, 田里千代基委員, 雉鼻章郎オブザーバー, 三浦耕喜  
オブザーバー, 上妻毅委員, 佐藤有一事務局員
- ・ 議事：  
国境離島・与那国の近況と新たな国境交流推進の展望 (報告：田里千代基委員)  
八重山広域を主体とする台湾東海岸との交流…etc.  
国境離島/地域実地調査の概況 (報告：佐道明広委員)  
九州北部(対馬等), 北海道宗谷地方(利尻・礼文等), 沖縄先島諸島(宮古・八重山)  
国土形成離島としての与那国／八重山／先島の重要性と海洋基本法との関わり …etc.  
協議・意見交換



## 平成 21 年度『国境離島政策研究会』(本会議)

- ・ 2009 年 12 月 7 日 (日本財団第 8 会議室)
- ・ 主題： 本年度日本財団助成事業と与那国の近況について (報告等)
- ・ 議事：  
本年度助成事業関連報告  
I. 「八重山・海洋タウンミーティング 2009」開催報告 (11/13 石垣)  
—海洋政策と地域の未来を考える—  
報告者： 山田吉彦委員 (タウンミーティングコーディネーター)

## II. 国境離島・地域現地調査概況報告

—対馬・壱岐、利尻・礼文・稚内、その他—

報告者： 佐道明広委員（国境離島・地域現地調査統括リーダー）

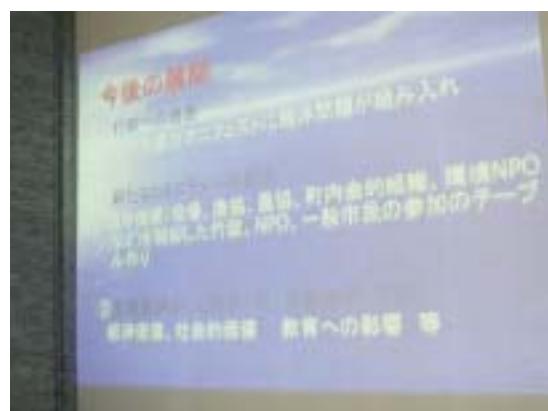
与那国関連報告・その他

I. 関連報道： NHK 九州「インサイド」（2009 年 9 月 18 日放送）

—国境の島を搖るがす‘自衛隊誘致’—

II. 沖縄県「21世紀ビジョン」への提言（離島＋海洋島嶼圏関連）

協議 各位コメント／提言



## 各位コメント（抜粋）

編集および文責：財団法人都市経済研究所

### 国境の島

今、なぜ「国境離島」か？

沖縄復帰から 36 年。その間も有人離島は国境を守ってきた。しかし、国には「国境政策」がない。一方、「沖縄問題」＝「基地」というのが一般認識となっており、「離島問題」へ目が向いていない。山(国)を動かし、法律の根幹となる離島政策を提起するような論議を求めている。

(外間守吉顧問)

国境に接する島にとって、これまでの政策はどうだったのか？（過去）

島のこれから、地政学上のこれから、与那国を取り巻く環境を見据えた議論が必要。（将来）

特に「定住」の促進が最も切実かつ重要な問題ではないか。（現在）

与那国町は台湾(花蓮市)との国境交流を自立の柱に結論づけている。が、中台関係を考えると、問題は必ずしも簡単ではない。他方、海上保安庁や自衛隊等の駐留問題。これによって人が住むという実態経済をもまかなえることになるのか？

中長期的な国家のビジョンとして、国は「国境」に対する認識をもっと深めるべき。これは日中間のエネルギー問題にも繋がる。

本研究会の主題は与那国町の陳情の話ではない。国境、国土、地域、海洋、離島など多岐に亘る政策課題が連なっている。地元だけに問題を背負わせない、多元的な取り組みが求められる。

(角谷浩一委員)

日本は島国だが、まだ「海洋国家」とは言えない。これが現実の姿。また、国として、トータルな視点で島々をどう活用していくか？ 置き忘れてきた重要課題となっている。

他方、道州制の論議も進められている。が、「国境交流」の次元には議論は及んでいない。

安全保障：軍事だけではない。国境地域間の交流を通じた相互関係、新しい経済基盤を創っていくことは、広い意味での安全保障に繋がっていく。

離島振興：例えば、与那国のような国境離島と内海離島を同列に考えるべきなのか？

海洋基本法：成立に意義。中身はこれから。その意味でも与那国の種々の取り組みは重要。

(佐道明広委員)

国境に関わる安全保障、環境問題との関連では、感染症、特に新型ウィルス日本到来のリスクを注視している。インフルエンザはどのくらい強力なものが出てくるか分からぬ。が、感染者の2割程度が死亡するとの見方もある。タミフルの備蓄が唱えられているが、この薬で治る保証はない。

最も脅威なのは、動物の体内で変異したものが突然人間に感染するケース。豚と人が近くで生活している環境等を考えると、東南アジア方面で新型ウィルスが発生し日本に流入する可能性も高いと考えられる。人口密度を考えると、北からはあまり考えにくい。

国益という観点で「国境＝水際」の防止機能は極めて重要。国民の健康・生命の安全確保の問題

を含め、国境地域の重要性を再認識し、多面的検討と必要な対策を進めるべき。

(川口健夫委員)

「国境」と「振興」、この二つの言葉が気になって仕方ない。

「国境」には、入ってきてはいけないものを入れない／防ぐという「バリア」のイメージと現実の機能もあるだろう。しかし、地域の活性化のためには「交流」を考えなければ話は進まない。情報や投資については、今や国境は関係ない。それが時代の流れ。

「振興」といっても、与那国だけが過疎というわけではない。活性化は日本中の田舎の切実な問題。振興は‘ハコ’を作ってもダメ。かつて税金も投入して作ったたくさんの施設が空気のハコと化し、自治体の重荷にもなっている。これからは‘モノづくり’ではなく‘コトづくり’。その際、民間の資本をいかに引き込むかが重要。そのための‘空気づくり’が必要。

(盛和春委員)

グローバル化時代の今、国境には、「線がある」・「線がない」という二つの視点が必要だろう。

パキスタンでは、アフガニスタンとの間の厳しい「国境」の現実を目の当たりにした。詰まるところ、「国境」とは、線の無い地球に人が引いた制度であるということを痛感した。

EUには小国が多いが、その小国が結構強い。その基礎には、都市、コムーネ(コミューン)、農村共同体の自立があるという説がある。与那国のような小さな島の自立を考えていく上で興味深い。今後、与那国が実りある国際交流を行うには、国境の立地を活かすとともに、与那国が持っている文化財を資産とすることが重要。まず、こうした文化財への再評価が求められる。

(石塚英樹委員)

沖縄の離島振興の現場に担当者として携わり、「島の視点」で考える必要性と大切さを痛感した。官(国)の施策・計画は、地域の歴史に対する勉強不足、地元(島)の立場で考えていない、長期スパンを考慮していない、といった不足が往々にしてある。

離島の定住促進のためには「ブランド化」も一つの方策。他方、離島地域への支援については、他の苦しい地域の理解を得ながら、「単純な公平論」を越える方策も必要ではないか。

島ちやび(離島苦)の現実は行ってみないと解らない。特に与那国のような国境離島については、国全体の視点から、長期的に捉えていく必要がある。

これから沖縄振興政策では、基地の跡利用と離島の振興がより重要度を増すだろう。

(満田誉委員)

『南嶋探検』を記した笛森儀助が与那国島を訪れたのが 1893 年。その足跡を追って、百年後の 1993 年に取材をした。台湾の紙幣を日常的に使っていたことなど、かつての与那国と台湾の関係の深さも知った。その数年後、沖縄県は「国際都市形成構想」を策定した。構想の根本にあるのは、離島の地域特性をどう活かしていくのか、アジアの中の沖縄について、分権・自治など。今も県の政策に根づいていると思う。沖縄というと「基地問題」が前面に出てくるが、離島問題も極めて重要。沖縄という地域の本質でもあり、現実の問題である。

(小那霸安剛オブザーバー)

現実にグローバル化、ボーダーレス化の流れはあるが、主権国家がある以上、「国境」の重要性は変わらない。

対岸の隣国が見える4つの国境地域がある。対馬と韓国、稚内とロシア、根室とロシア、与那国と台湾。もっとも根室から見える対岸は外国ではなく、我が国の領土だが。

国内国境地域の比較対照も重要。例えば、地方自治体ながら外国に事務所を設けているのは、稚内市、対馬市、与那国町の共通項。

国境を越える感染症への対策は非常に重要。同時に、国家の防衛、人の安全保障、中台有事の緊急避難、ボートピープル対策など、国境の島・与那国的重要性を政府に認識させる上で重大な問題がある。他方、観光や特産品を含め、女性や若い世代がもっと関心を持ってくれるよう、東京から「与那国」を発信すべき。

(吹浦忠正顧問)

## 海洋国家

国土に準ずるものとして「海洋」を管理していく時代にある。日本の国のかたちは、海岸線ではなく、排他的経済水域として捉えるべき。

我が国の排他的経済水域は国土の10倍を越える面積。その60%は離島によって確保されている。国境離島は‘国土の端’(辺境)ではなく、‘国土の骨格’を構成する存在として再認識すべき。

離島の保全・管理は国家政策に位置づけて取り組むべき問題。離島振興法等の既存法令だけでは不十分。離島の管理を位置づける必要がある。

「海洋・沿岸域の新たな管理制度」の整備が求められる。内水面は自治体の面積に含まれる。が、海域はカウントされない。市町村域の海域への拡大は、離島自治体への新たな支援措置としても検討すべき課題。

国境離島の与那国と海洋基本法は大いに関係深い。海底油田やメタルハイドレードの存在もある。採掘技術の向上などから、海域・海洋に係る環境もバックグラウンドも変わってきている。

(寺島紘士特別講師)

海洋基本法は理念であり、海洋基本計画の推進も実践もこれから。様々な意味で注目している。

与那国のように人口の少ない島では官民が一体とならないと万事困難。特に住民の目線が重要。

今後の重要なキーワードは「防災」。防災については、国を含めて誰も反対しない。例えば、津波の被災にあったときに与那国が台湾に助けてもらうというのは現実的な問題。緊急時、人口の多い石垣がより優先される可能性も考えられるが、被災の痛みに人口の大小は関係ない。

リスクマネジメントの観点からも、与那国と台湾(花蓮市)との防災協力関係の構築という考え方には理に適ったものであり、重要な検討課題ではないか。

(山田吉彦委員)

海洋問題についてはホリスティックな視点が重要。EUのブルーブックでは5つの階層で海洋管理の調整を考えている。現地(local)、地方(region)、国家(nation)、国境を越えて(trans-border)、欧州全域—という各階層。調整メカニズムの先進事例と考えられる。

日本の姿は、「自然国境型の島嶼国家」から「国民国家」へ、さらに「海洋国家」として捉えられる。国際法の発展による「排他的経済水域」の獲得は日本にとって歴史的な好機。同時にその管理(ガバナンス)について国際社会に対して責任を負う。海洋基本法にぶら下がる各個別法が、より具体的に整備されることが望まれる。

(石塚英樹委員)

現政権(福田内閣)は、ガス田、竹島などの領土問題に実は踏み込んでいる節がある。与那国島に隣接する台湾との関係については、周辺国との関係を無視することはできない。本研究会も、領土問題と国際情勢、これらがどの方向に向かっていくのかを念頭に検討を進めることが重要。

(角谷浩一委員)

## 離島苦

「離島苦」について。特に与那国島は大変だと思う。しかし、法律や補助金が島を振興するのではないと思う。重要なのは‘人が行き交う’こと。そして、それを広めていくこと。そういうシステムを構築すべき。「国境」を挟んだ交流も大事だが、同時に、離島同士が繋がる、あるいは‘端っこ’の地域同士が繋がるような新しい連携のかたちを具体化できないか。例えば最西端と最東端など。

(盛和春委員)

クライシス(地域存続の危機)→タイムアウトになってはいけない。島の最盛期の人口まで復興するのはなかなか難しいだろうけれど。

観光も重要。しかし、「与那国」=「石垣の先にある島」という存在からなかなか抜け切れない現実がある。よりリアルに、島の現実を見据えた議論が必要だ。地元の人たちはどう考えているのか？観光で何人を養えるのか？等々。その上でどう目標を設定するか。実現可能なレベルで考える必要がある。

(長光正純顧問)

離島における教育問題は極めて重要。高校は中学校に準ずる義務教育的な機関と捉えられる。人口だけでその配置を決めるべきではない。

海洋基本法の第12条には「関係者相互の連携及び協力」が明記されている。すなわちガバナンスの問題。海洋政策の重要な課題である「国境離島」の問題についても、さまざまな関係者の間の連携を深めていければと思う。

(寺島紘士特別講師)

与那国島測候所(沖縄気象台)から国の職員が引き上げ、無人化したことだが、ナンセンス。国境の離島にこそ、こうした施設があることが重要。今、測候所以外に残っている国の出先機関はどうなっているのか。また、沖縄の39有人離島の教育機関、医療機関の現状も確認しておきたい。離島診療を経験した医師が海外での医療支援の現場で大活躍しているケースは多い。緊急医療を含め、「離島医療」というフィールドの重要性を改めて考え直す必要がある。

(吹浦忠正顧問)

沖縄の離島振興支援メニューについては、「国がここまでやるのか？」という意見があることも承知している。しかし、小さい離島で起業する、新しい職場を創るというのは本当に難しい現実がある。島の厳しい現状や切実なニーズをふまえながら、より有効な支援のあり方を具体的に考え、着実に実施していく必要がある。

(満田 誉委員)

## 沖縄振興策

沖縄振興策について講師(多田健一郎参事官)から分かりやすく体系的なご教示をいただいた。離島の振興・支援の重要性、その理解に基づく種々の先行的取り組みに敬意を表したい。私見だが、今後の沖縄の振興においては、海洋の高度な利用、また、海洋・海域に対する自治体の行動とプロジェクトのあり方が重要な課題ではないか。海洋基本法の方向もふまえながら、沖縄発の展開を考えていくべきだろう。

(石塚英樹委員)

‘国境の島’の新しい振興にとって「観光」と「特産品」は大事。しかし、観光も、特産品も時代ごとにニーズが変遷する。柔軟で戦略的な対応が求められる。ブームはいずれ去ってしまう。長期的な眼で、「何をどこまでやるのか」を考え、関係者や住民が考え方を共有することが重要ではないか。沖縄の島々にもさまざまなイメージがある。どちらかというと男性的な景観・印象の与那国島、優しく穏やかなイメージの竹富島、都会的な石垣島など、八重山でも島ごとにイメージが違う。与那国島はどういうプロモーションがいいか、少し時間をかけて考えたい。一方、特産品には2種類あるのではないか。歴史的なものと新規に創り出したもの。どちらも、この島ならではのオリジナルな魅力を大事にしてほしい。

(松原さと子委員)

観光は「コンベンションビジネス」でもあり、その裾野は広い。しかし、インフラを国や自治体が整備し、施設単独で投資回収を考えている日本では、施設利用料が高く、稼働率が上がらず、集客もままならない。むしろ、利用料を下げてでも地域全体で収入を上げ、中核施設に還流する仕組みづくりが望まれる。アメリカの「B.I.D.」(Business Improvement Districts)のように、民間の団体が、独自の権限を持って公共施設を含む街を管理している事例もある。まちづくりの新しい主体や財源を創っていくか、これから的重要課題だ。

地域振興は‘ファンづくり’から。ヒトが動くと、モノも情報も動く。沖縄の島おこしも、行政の施策も、リンクエージ(連携)とコラボレーション(協働／協業)が求められている。

(盛和春委員)

## 新しい国のかたち／道州制、国境

北東太平洋に広がる日本の排他的経済水域(EEZ)。最大の領域を持つのが東京都、次が沖縄県、3番目が北海道。これらがあつて我が国の広大なEEZが確保されている。

海洋基本法が施行され、海域の安全と離島の発展は、より重要度を増している。特に本州南部の海域と離島は日本の生命線でもある。一括した行政が必要ではないか。

道州制との関係で言えば、離島州、太平洋州というのは考えられないか。以前、沖縄、伊豆諸島、小笠原諸島が連帶する「南海道」を提起したこともある。同じ課題を有する島々が連帶し、広域的な協力関係を深めていくことも重要だ。

(吹浦忠正顧問)

道州制の括りについては‘目配りが出来る範囲’という点も重要な要素になるように思う。ただ、離島は国家的な重要課題という意味で、横串を通す必要がある。限界集落も深刻かつ重要な問題だが、離島はさらに高いレベルで考える必要があろう。これからの中・長期政策のあり方、新しい担い手としての道州のあり方、国境地域の離島を含めて議論を尽くすべき重要なテーマだ。

(溝田誉委員)

「国境」という概念が、今、変わりつつある。

従来は、「国益の確保、安全保障等のため、隣国との境界を確定する(線を引く)」というのが国境の意味だった。さらに今後は、「国の発展、国民生活の安全等のため、隣国との関係の接点となる海域・地域の管理を考える」ということが重要な問題となる。新しい国境の概念、そして現実の課題として、「国境管理」「海域管理」の問題が出てくる。

海域としての管理、また、隣国との交流の中、日本の利益や安全の確保をふまえ、どのような形で国境を管理・活用すべきか？ 海洋基本法の精神の中で複合的に考えていく必要がある。

その意味では、与那国が取り組んでいる台湾との国境交流は、時代を先駆ける最先端の取り組みと言えるだろう。

(山田吉彦委員)

## 与那国島

最西端の立地ゆえか、与那国島には、古代から今日に至るまでほとんど中央の統制を受けていない「古層」の文化が残っている。自然、地域に根ざした独自の文化、信仰など、島の多様な魅力は国際交流の資本でもある。これらの資本を生かしながら、「国境の島」の平和と発展を支える国際交流事業をどう展開していくかが重要。

2008年7月、台湾と中国大陸を結ぶチャーター便が飛んだ。同じ日、台湾(花蓮)と与那国を直航する史上初のチャーター機が飛んだ。まさに歴史的のこと。中台間の緊張緩和の動きを含め、変化する国際情勢に照らしても、与那国が取り組んでいる国境交流の意味は大きい。

(石塚英樹委員)

「最西端から最先端」へ。事実、かつて与那国島は最先端だった。当時を知る人たちの生の声も聞いた。この島の国境交流は、今の時代に応じながら再び先端を目指す、新しいチャレンジと理解している。沖縄問題の半分は「離島」の問題。決して「基地」ばかりではない。報道としての役割も再認識しつつ、特に、端っこ、辺境と呼ばれる地域に着目していただきたい。

地元の問題だが、例えば「八重山」として連帶を掲げても、そこにはよく温度差があつたりする。

より丁寧で、細かい議論の積み重ねが必要だ。

(小那覇安剛オブザーバー)

一般的に「不利」と思われていることを逆手にとってPRする。「不運」を逆に売りにする。そんな発想の転換も大事ではないか。我が郷里の青森では、台風で多大な被害を蒙ったリンゴ農家が、「落ちなかつたリンゴ」＝「落ちない」を売りに受験生にPRをして意外に評判になった。

同時に、そこにしかない独自のストーリーを作ること。その意味では、沖縄は伝説や物語を創りやすい土壌。「国境の島」の与那国も資源・資産に溢れていると思う。

法令や制度も重要かも知れない。が、事実／ファクトの積み重ねがより現実的・実効的だ。

(盛和春委員)

国内の大手化粧品会社が、与那国島特産の「長命草」を原料に、新商品の製造・販売・PRを開始している。島おこしの後ろ側に自分たちを置き、息の長い、新しいビジネスを立ち上げていこうとしているように見える。

沖縄への企業誘致の現場では、国内外の新しい課題やニーズに着目し、これまでとは目先を変えた誘致も検討している。例えば、感染症対策の研究センターなど。「国境」の「離島」という与那国の立地から、沖縄全体にも関わる新しい切り口や具体策が考えられるかも知れない。

(雉鼻章郎オブザーバー)

国境離島に関しては、今、海洋との関わりを含め、さまざまな動きや新しい課題も出てきている。北方領土、対馬、そして尖閣など。日本として戦略的なアクションを講じる必要性が高まっているところもある。与那国は、無理に背伸びをするのではなく、現状を見据え、着実な取り組みを進めていくこと。特に観光面では取りこぼしのないように、また、自ら付加価値を創っていくことが必要だ。島の振興には新しい世代、新しいメンバーの参加も大事。国境交流については、パートナーである台湾側のニーズや本音の把握がポイントだろう。

(山田吉彦委員)

国土交通省離島振興課では、沖縄・奄美・小笠原を除く国内の有人離島を対象に仕事をしているが、与那国のような国境離島を含む沖縄の離島の活力や熱心さを感じている。

実際、多くの島々がかなり厳しい現実の中におかれている。地域によって適用される法令等の違いもあるが、相互に学び、連携を深めていければと思う。

(国土交通省離島振興課 田中健治オブザーバー)

これまでの与那国の取り組みは、他の国境地域や離島に比べても、さまざまな策を具体的に講じているという面でかなり先行しているように思う。

問題をミクロとマクロに分けて見ると、ミクロは、今、現実に進めている観光や特産品の振興、また、交通の問題がある。マクロは、まさに研究会のテーマの「国境離島政策」。今般の地方分権改革を背景に見据える必要がある。

利尻・礼文では、離島航路の国道化や海洋基本法に関する質問も出た。地域＝島の生き残りがかかる中、地元も懸念だ。「海洋基本法」が自分たちにどう関係し、役に立つものかどうかを

知りたい、という切実なニーズを感じた。

混迷する政治を含め、日本全体、各地域にとっても今の環境は決して良いと言えない。島の将来を自ら見据えて、自立プロジェクトを着実に推進・実行していくことがさらに重要な状況になってきてている。

(佐道明広委員)

沖縄の離島振興の一環で「美ら島ブランド会議」が立ち上がってから、県内 38 の島々を対象にした‘一島一物語’、島独自の特産品づくりとブランド化が進められている。観光資源が豊富、比較的資本を投下しやすいなど、沖縄の離島にはアドバンテージがあるかも知れない。他方、離島同士の連帯、ネットワークの難しさもある。

人材の育成が重要、かつ難しいというのは、ニュージーランドなど国外の島国でも共通の問題。特定の人々、例えば観光や交通関係者だけが儲かるような形に陥らず、住民全体に裨益し、島全体が振興していく。そういう共益的な形をどう確立することができるか。

与那国という島は「沖縄 38 の離島」の一つであり、同時に「国境離島」というカテゴリーにも入る。ある種、特別な場所と言ってもいいだろう。国境の島としての生き方、それを全島民の皆さんのが共有することができるか。そして、その思いを国民全体で共有できるか。本質を見据えた議論、理解を深めなければならないと感じている。

(角谷浩一委員)

「国境離島」一大変難しいテーマだ。きれいにレポートをまとめることはできるかも知れないが、問題は、実際に動くか、動かせるか、というところ。

与那国自身どういう島であろうとしているのか？ この点がまだまだはつきり見えない感もある。島民自身どうなのか、八重山全体での立ち位置など。

継続、積み重ねの中から実行可能な戦術を見出せるか。一つでも二つでも、島のためになる具体的な成果を見出してもらいたい。国や県などの支援から漏れてしまうところでも、意欲ある離島は日本財団が支援する。そういう先駆けになってほしいと考えている。

(長光正純顧問)

東京において、国境の島・与那国をここまで集中的に論議してくださる場は他にない。心より御礼を申し上げる。

沖縄問題＝沖縄本島を中心に見るという傾向と現実、中央の見方も否定できない。時限立法で失効する過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)の全国大会で上京したが、これが切れて失効したままでは大変なことになるという全国各地の町村が集結した。これから先、地域が存続していくのかどうか、与那国を含め、地方はまさに危機のさなかにある。

与那国＝国境。このことは‘大変’という側面、一方で‘恵まれている’という側面の両面があると思っている。一層のご指導とご支援をお願いしたい。

(外間守吉顧問)

# 八重山海洋タウンミーティング 2009

## — 海洋政策と地域の未来を考える —



2009年11月13日、日本の海洋政策と新しい地域づくりを主題とする『八重山海洋タウンミーティング2009』が石垣市で開かれた。

主催：社団法人八重山青年会議所・財団法人都市経済研究所（共催）

後援：日本財団・石垣市・竹富町・与那国町・八重山毎日新聞・八重山日報・FMいしがきサンサンラジオ

会場：石垣市健康福祉センター

前年の『与那国島海洋タウンミーティング』に続き、沖縄の離島での開催は二回目。悪天候にもかかわらず住民ら90数名が来場し、海洋問題への地元の強い関心がうかがえた。

今回のタウンミーティングでは、貴重な自然環境とともに、魅力ある豊かな観光資源を備えた海洋島嶼圏八重山（石垣市・竹富町・与那国町）を舞台に、「環境と観光」の共生、「海業」の振興など、現場の課題や離島地域の将来像をも見据えた多角的な論議が活発に繰り広げられた。

基調講演では、観光庁・田端浩観光地域振興部長を講師に迎え、「日本の海洋政策と観光の振興」をテーマに、我が国新成長戦略の‘一丁目一番地’にも位置づけられている観光政策の多角的な取り組みが紹介された。

続いて行われた地元首長や研究者ら7名によるパネルディスカッション（‘守れ美ら海、目指せ地域振興’）を以下に紹介する。

（編集および文責：財団法人都市経済研究所）

# 新しい海のニーズに対応する「海業」の構築を

## 地元住民の連携が‘ここにしかない価値’を創る

婁小波 東京海洋大学教授



婁小波 東京海洋大学教授

これから日本の漁村、あるいは離島、沿岸地域の一つの産業の在り方として、「海業」(うみぎょう)の振興を提起したい。

事例を紹介する。モデルは愛知県の三河湾にある日間賀島。名古屋から1時間程度の位置にある 0.7 キロ平米、周囲 5.5 キロの小さな島だ。人口は 2,203 人、漁協の組合員は 743 名。隣りには佐久島と篠島という2つの島がある。3つの島の過去を振り返ると、もともと佐久島と篠島は観光も盛んな活力ある島だった。佐久島は、大正期には約 4,000 人の住民があり、人口も面積もいちばん大きかった。一方の日間賀島は岩礁だらけで、美しい浜もない。観光資源も乏しい貧しい島だった。

しかし、現在の佐久島の人口は 400 人ほど。高齢化の進展も著しい。最盛期と比較して、佐久島は9割、篠島では5割ぐらい減少している。それに対し、日間賀島は 15 パーセント減の 2,200 人。現在、3島では最も人口が多い。

地理的状況も似ているのに、なぜこのような経路を辿ったのか。先に結論を言えば、日間賀島には「海業クラスター」とも呼べる新しい産業が出来ているからだ。特に水産業と観光との連携、同時に水産業を核としたブランドが創られている。

自然の資源は漁業部門で使い、さらに加工部門で地域資源を創造する。そのための協力・連携の関係の上に「日間賀島ブランド」が創られ、観光部門が地域資源・価値を創造する。それが島の魅力になり、漁業は 25~35 億、観光は 30~40 億を売り上げている。小さい島の産業規模としては非常に豊かだ。

現場には、漁場を埋め立てて造った人工ビーチもあるが、これは漁協が造った。アサリの養成場だが、いつの間にか観光資源に化けて、アサリではなく観光客がゴロゴロしている。また、イルカを飼育してセラピーをやったり、キッズアドベンチャーを造ったり、島全体が小さなテーマパークになっている。漁業振興のための公共事業が観光に結びついたかたちだが、こういうケースは珍しい。

最も重要な点は、観光部門の発展が漁業部門にも利益があるという地域内の利益循環システム。観光業が地域の魚を買い、また、旅館の仲居さんなど雇用も生み出す。だいたい漁業者の奥さんがやっている。旅館や民宿の食材や飲み物も極力地元の商店を通して買う。わざわざ名古屋まで買いに行く隣の島とは明白な違いだ。このように地域の利益が循環するシステムが根付いているが、いずれも地域のリーダーを中心に進められてきた。さらに次代のリーダーも育成されている。

もう一つのポイントは「共生」の精神。具体的には、「共通メニュー」、「共通料金」、「価格競争はない」。地域資源の価値を最大化させ、かつ共同でPRもしている。

漁業関係者にインタビューすると、「もし、この島に観光業がなかったら、漁業組合も不安定だ。

われわれもいないだろう」と。他方、観光部門の若手は、「もし、日間賀島にもし漁業がなくなったら、誰も来ないだろう。これが一番の地域資源だ」と言う。往々にして、漁業部門と観光部門の関係は悪く、いがみ合っていることが多いが、日間賀島では現実にこういう関係が成り立っている。

新しい海のニーズに対応しながら、産業部門間で連携し、地域資源を創造する。それによって新たな地域産業が創られる。これは「海業」と呼んでもいい。業態転換、産業の構造再編を含め、地域経済が活性化している一つのモデルと言える。

「海業」というのは「環境産業」である。漁業を中心とした地域を活性化させる3つ目の産業だが、この産業は「環境」をきちんと守らないと誰も来ない。同時に、この「海業」では、住民を主体とする地域資源の管理が必要で、特に‘海の利用の在り方’が問われる。

企業活動に必要なモノやサービスなどは市場から調達することができる。しかし、地域資源は、市場から買うことができない。その意味で、「海業」は、地域資源の創造、そして管理を具現化するシステムそのもの。その先には、「新しいコモンズ」の形成も展望される。

## 「リピーター」から「サポーター」の獲得へ

### 観光×環境が切り口となる新しい地域戦略

**石川智士 東海大学准教授**



石川智士 東海大学准教授

今回、初めて訪問した石垣島の観光地としての魅力、自分自身の感動ポイントのようなところを整理してみた。

最初に感じるのは、やはり圧倒的な自然、景観。これはもうかけがえのないものだ。一方、漁港や市場、あるいはトロピカルフルーツを売っているおばあちゃんとの会話とか、地元の皆さんの「日常」の触れ合いに感動を覚えた。普段の生活があり、その次元に自分も少し入れたという感覚を持てたからだ。

お祭りでも、地元の方々が参加しているところに自分も一緒に入っていけば、それ自体が感動だ。その土地の生活の中にある資源、あるいは生活の中の観光というものに出会い、関わって、人は感動するのではないか。

特に、「人と自然が調和して暮らしている」、「みんなで自然を守っている」といったイメージをもつて、あるいはそれを求めて、「それに自分も少し参画できるのではないか」という夢や希望、幻想をもって多くの人がやって来るのではないか。

これから石垣、八重山の観光について考えてみると、既にこの地域をよく知っている観光客、玄人的な旅行者というのは、おそらくそれほど多くは増えないだろう。むしろ、新空港ができて、直行便ができれば、これまで少し興味を持っていた人、今まで来なかつた人たちも足を伸ばしてくる。そういう人たちが島で暮らしたいと思い、もっと生活の中に入っていきたいと感じるかも知れない。実際に移住する人は少ないだろう。しかし、単なる「リピーター」ではなく、この島を自分の大切な場所と思つてもらえる「サポーター」になってもらう。そういう対策が必要ではないか。そのためにも、住

民が自然を守っているということ、それにサポーターも参加できるというところが重要だと思う。

今朝の新聞には、サンゴ礁を守る取り組みということで、漁協の方々がオニヒトデを退治している記事が載っていた。「環境教育」の場としても石垣島は素晴らしいステージだと思う。例えば、ソーラーボートを使った観光開発とか。そういう新しい取り組みや連携の舞台としてもいろいろできることがあるのではないか。一方、問題になっている赤土の問題、街中の下水の匂い、そういう問題をほったらかしにしておくと、生活の中の観光資源というのはなかなか創り出せないのではないか。逆に、それを解決できるようになれば、観光資源はどんどん膨れ上がっていく。

今、山田教授と共同で意識調査も始めている。例えば、「魚市場や食堂が魅力的な観光資源になる」といったとき、地元の皆さんはどう感じるのか、「住民全員で環境問題に取り組むことで新しい観光資源が生まれる」といったことを地元の皆さんはどう考えるか。現状と意識をうまく組み合わせ、一人ひとりの意識の問題、実際の活動を調和できるような研究にしていきたい。また、だれもが参加できるプラットフォームみたいなものを作りたいと考えている。



## 「陸」から「海」に連なる八重山の環境保全、そして観光

### 赤土、オニヒトデ、漂着ゴミ対策の現場から

**大浜長照 石垣市長**



大浜長照 石垣市長

八重山の海、緑、自然を基本に、観光地として共に生きていくこうという「観光立市宣言」を12年前に行った。そして平成19年4月、海洋法が制定された。かねがね大きな期待もしていたこともあり、大変良い法律ができたと受け止めている。

目下、取り組んでいることは国立公園の編入。「西表石垣国立公園」ができて、石垣島の面積の3分の1、約8,000ヘクタールを国立公園に編入している。さらに景観法に基づき、真っ先に県から景観行政団体の認証を得て、風景条例の名目で環境保全条例を作った。「陸」の部分に関してはかなり構造的な整備を進めているところだ。

問題の赤土だが、農地の流出を許さない事業を始めている。その効果もあって、1ヘクタールの農地から流れていく赤土は、今では年間を通じて7トン程度に減少している。従来8%以内だった勾配を正して、現在は3%以内の傾きにしている。石垣には沖縄一高い山があるように、小さい島に高い山がある関係上、すべて斜面になっている。つまり必ず流れるというような構造。土地改良をする前は年間約5トンしか流れていなかったが、何とか7トンまで改良してきた。土地改良をする前の段階にだんだん近付いてきている。現在、約5,000ヘクタールの農地のうち1,500ヘクタールぐらいが対象になっている。もっと進めなければならないと考えている。

白保の海を守ろうという運動の中、轟川に流れる赤土の量は非常に減ってきた。以前のように、大雨のあと、リーフ内が真っ赤になっていることはあまりないと思う。しかし、宮良川流域、名蔵川流域、新川川流域はまだ。急いで取り組まなければならない。

この事業は農家の負担はゼロで、国や県、市で負担して進めている。最終的には、傾いている土地が段々畑のように変わっていくことを目標にしている。

オニヒトデについてだが、沖縄では昭和47年のあたりから急速にオニヒトデの発生が目立つようになった。詳しい理由はわからないが、相変わらずオニヒトデは非常に多い。ボランティアの皆さん、あるいはダイビング協会の皆さんを中心に熱心に取り組んでもらっており、大変感謝をしている。オニヒトデの駆除は今後とも継続して行っていくが、まず保全区域を決め、その中でサンゴ礁がどれくらいよくなっているかを見ていくことが重要と考えている。「海」と「陸」が連なる国立公園がある八重山の環境保全のためには、海洋法の理念を生かしながら、やはり財政的な支援が必要と強く思っている。

一方、石垣市に流れてくる漂着ゴミは相変わらず後を絶たない。私たちがいくら拾っても、次々と流れてくる。国と国との間の取り決め、国際的な解決方法が必要だ。ボランティアの根気強い応援も大切だが、本質的な解決策、必要な支援策に基づいて効果的な仕組みを構築することが現実の課題ではないか。

国際観光の推進として、最も短い距離にある台湾との航空路線の開設を正式に協議している。これによって台湾から多くの観光客を呼べる。まさに観光庁の政策と一致するが、年間10万程度呼べるのではないかと計算しているところだ。

八重山の海はダイバーが選ぶ世界ランキング3位。1番がモルディブ、2番がパラオ、次が石垣。それはさまざまな努力の結果であり、赤土やオニヒトデの問題は今後とも取り組んでいかなければならない。

環境の問題は、国、県、地域・住民がしっかりと連携した組織を作つて取り組んでいくことが必要。私たちは、「住んでよし、訪れてよし」を基本に、望ましい島の将来像を目指している

## 山田吉彦 東海大学教授（コーディネーター）

地域主体の前向きな取り組みを伺った。国も、来年度予算の概算要求で「海域の国立公園保全管理強化事業費」を要求しており、オニヒトデ対策もその具体的項目に入っている。サンゴの保全については政府も前向きだ。地元としても、これに呼応するような形で動ければ、非常に効率のいい活動ができる。持続可能なシステムをいかに定着させられるかが今後の課題だろう。

## **美しい海を次世代／後世に繋いでゆく 漂着ゴミは国際的ルールによる抜本的対策が必要**

**川満栄長 竹富町長**



**川満栄長 竹富町長**

竹富町は、東西 42 キロ、南北 40 キロの範囲にある 16 の島々で構成されている。9つが有人島、7つが無人島。

昨年度、石垣への観光入域客数は 78 万人あまり。前年比で約 3,000 人近く減少した。ところが、竹富町への入り込みは 110 万から 113 万に増加している。まず、その要因である‘島々の魅力’を整理しておきたい。

一つは「自然」。美しい海、山、川がある。二つ目は「景観」。赤瓦や石垣などは伝統的建造物群保存地域にも指定されている。三つ目が豊年祭、吉願祭などの「伝統文化」。それぞれの島に地域独自の伝統行事と生活文化がある。四つ目は「島おこし」。例えば、U ターンしてきた若者が音楽を通して島おこしをしている。五つ目は「人」。人に会いに来る。この五つの要素がある。

とりわけ「自然」については、この財産をいかに保全し、末代まで繋いでいくかがわれわれの責務。泳げる、サンゴ礁がある、シュノーケリングもスキューバダイビングもできる、釣りができる、カヌーができる等々、美しい海洋環境の中で竹富の魅力が支えられている、

厳しい財政事情ながら、今年度、1,300 万余の財源を提案し、7島8地域で「漂着ゴミ回収」事業を手がけている。マングローブの中に入り込んでしまって抜けないゴミもある。ネットを張ったり、マップを作ったり、「ストップ漂着ゴミ」の対策に取り組んでいるところだ。

一町一島ではない竹富島では、各島々に代表職、議会議員がいる。非常に熱心に、自分たちで計画をし、ゴミの現状視察なども行っている。これは行政としても本当にありがたいことで、予算計上や対策もしっかりできる。見る、聞く、肌で感じる、という現場への理解が最も重要。地域の皆さん、ボランティア団体、行政が協働してゴミ問題への対応をさらに強化していきたい。

国の漂着ゴミ処理法案も整った。これをうまく利用して、美しい海を守り、竹富を日本一魅力ある町にしていきたいと思っている。

### **山田吉彦 東海大学教授（コーディネーター）**

漂着ゴミに関しては、政府も「漂着ゴミ発生状況原因究明事業」の予算組みをし、並行して現場対策も検討されている。また、海域で問題になり始めた材木も具体的な課題に浮上している。

しかし、毎年、地元ががんばってゴミを拾ってくれているのに、隣国のゴミ、外国語が書かれたゴミはなくならない。地元の努力をよく理解して、次のステップを考えなければいけない。

対馬には韓国のゴミが大量に漂着している。実際、北方領土にまでハングルのゴミは流れている。このままでは日本の周囲、海岸はゴミだらけになってしまう。こうした相手に対して、各地で

行っている活動をまとめ、「これだけやっているのに一向に減らない」という事実も合わせ、そろそろ外国との交渉を始めてもらおうと考えている。政府にも声が届き始めており、八重山の皆さんとのこれまでの努力と活動は実っていくはずだ。とはいって、宝の海を次代に引き継いでいくためには大変な体力、財政的な支えも必要。竹富町の課題をもう少しお聞かせ願いたい。

## 川満栄長 竹富町長

先ほどは竹富町としての自助努力を申し上げた。が、国の支援、県との連携は不可欠だ。

2007 年度から3年間、環境省「漂流漂着国内削減方策モデル事業」を導入し、調査もしている。国には、これをしっかりと生かしてもらうよう強く求めたい。一方、海岸の管理者は県。管理者である県に一生懸命動いていただき、国にはしっかりと財源を手当していただくことが必要と考えている。

漂着ゴミはいくら回収しても、それで終わりということがない。実際、「どこからのゴミ」が多いのか。一番多いのが中国、韓国、台湾。こうした近隣の国々との外交交渉も必要で、それは国にしっかりとやってもらいたい。海上に投棄しないような国際的な秩序、ルールづくりが不可欠だと思っている。そうしない限り、永遠に漂着ゴミはなくなる。次に「どういうゴミ」が多いのか。最も多いのが発泡スチロール。今年度やったうちの 36%。次にプラスチック類が 22%。これで過半数。3番目が浮き玉で 15%、4番目がペットボトルで 12%。これらが大勢を占めている。

今回、「宝の島プロジェクト」として鳩間島に油化プラント施設ができた。日本財団の助成事業で、海難防止協会に動いていただき、さらに地域にNPO法人をつくって発泡スチロールの資源利用を進めている。竹富町は焼却炉のある敷地を提供しているが、行政とNPO、地域の皆さんの協力、助成事業等をうまく組み合わせ、ゴミの減量化もさらに進めていきたい。

八重山の観光客増加のためには、圏域全体での取り組みが重要だ。各自治体が別々にやっても意味がない。石垣、竹富、与那国、それぞれの個性に応じた‘オンリーワン’の取り組みが基本だが、そこに共通しているのは「自然」と「海」。これをどうしっかりと守っていくか。特に漂着ゴミは問題。

竹富町も乏しい財源でオニヒトデの駆除している現状だが、国も財源を手当していただけること。特に県と八重山圏が一緒に、共通の認識で取り組んでいく必要がある。

## 外部資本に支えられる八重山圏の現実と課題

### 自然環境保全は地域経済維持にも不可欠の要件

#### 上里至 沖縄県八重山事務所長

まず、漂着ゴミに対する県の取り組みだが、県庁で海岸管理者を担当しているのは土木建築部、農林水産部。それなりに予算の手当をして、ゴミを除去しているが、予算的には厳しい現実もある。そこで、文化環境部の環境整備課というセクションで、21～23年度、おおむね7億8,000万ぐらいをかけて、漂着ゴミに関するいろいろな調査や除去をやっていくことにしている。

サンゴ礁については、これも21～23年度の3カ年をかけて、政府沖縄振興特別調整費を財源に、オニヒトデの駆除、サンゴの被覆調査、成育状況調査などを通じたサンゴ礁の保全計画を進めている状況だ。



上里至 沖縄県八重山事務所長

八重山観光の基本的なスタンスは、おそらく今後も変わらないだろう。

ただ、八重山経済、基本的には沖縄全体がそうなのだが、外部から資本が入ってきて、八重山の経済そのものが動いているという現実がある。

例えば、公共工事というのは、国から資本が入ってきて、工事が行われ、そこで建設業界の皆さんに給与を得て、暮らしているという流れ。同じように、ホテル、住宅、マンションなども、いろいろな資本が外部から入ってきて、それを造っているという状況がある。

他方、公務員。国の職員、県の職員、市町村の職員の給料も、実はほとんどが外から入ってきている。

おしなべて外から資本が入ってきて、八重山の経済が動いているのが現実。

そしてもう一つ、やはり外から入ってきて、ここで消費しているというのが観光客の皆さん。八重山で消費して、八重山の経済に貢献している。

したがって、八重山の観光を維持していくためには、観光客を惹きつける自然を守っていくことが極めて重要。「自然環境の保全」は八重山経済を支える基本要件と言える。

懸念材料もある。公共投資、外から入ってくる国のお金は確実に少なくなっていくだろう。今般の状況を見れば明らかだ。これを何かで埋めなければいけない。地域経済にとって現実かつ切実な問題である。

そのためには、八重山圏として主体的に‘新しい交流経済’を構築しながら、これまで外部から入ってきた資本の不足分を自ら埋めていくことが必要。これを「台湾との交流」によって埋めていこう、稼いでいこうということで、今、計画を進めている。離島経済の「現実」と「将来」を見据えた取り組みが求められている。

沖縄の振興計画は、復帰以降10年単位の計画で進められてきているが、現行の沖縄振興計画はあと2年と4カ月で終わる。次の振興計画をどうするか、いろいろな施策を考えている最中だが、中でも観光は重要な位置づけにある。

「沖縄21世紀ビジョン」が近々発表される。その下に、いわゆる振興計画に相当するものが出来上がっていく。特に今、我々が考えているのは、「離島」が今後の沖縄の振興にとって極めて重要な位置づけになっていくということ。離島振興をどうにかしない限り、沖縄の振興はあり得ないというのは、知事を含めて共通の認識だ。

沖縄は南北400キロ、東西1,000キロにまたがる島嶼県。排他的経済水域(EEZ)の絡みでは、いろいろ問題もあって、ぴしっとした数字は出ていないが、単純に計算してしまえば40万平方キロ、日本の国土面積37万平方キロよりも大きくなる。県の面積に比べると170倍くらいの大きさになる。そうした広大な「海域」についても、新しいビジョンにどう位置づけていくのか、新しい沖縄の振興の中でどう生かしていくのか。特に離島の振興のため、どうしていくのか。まさに今、これに取り組んでいる。これからが本番だ。

## 行政区を越え、海で結ばれている島々

### 垣根を取り払った横断的連携をめざす



座喜味盛行 八重山青年会議所理事長

### 座喜味盛行 八重山青年会議所理事長

国境に位置する与那国、波照間、そして尖閣諸島も含め、この八重山は広大な海を有している。海洋基本法でもうたわれているように、「海を守る」、また、「離島を守っていく」ことが、この地に住む我々の大切な務めと感じている。同時に、われわれが海から多大な恩恵を受けていることを改めて実感している。

さまざまな取り組みに当たっては、地域、行政、業界、団体など、さまざまな垣根を取り払った、横断的な連携を強力に進める必要がある。行政区は違っても、島々は海でつながっている。特に海のことを考えるのであれば、広域的な取り組みと問題解決が近道ではないか。

地域活性化を考えるとき、よく‘三つの人間’が必要と言われる。「若者」、「馬鹿者」、「よそ者」。新しい感覚や考え方をもった若者、物事になりふり構わず熱中する馬鹿者、そして、外からの視点、客観的視点も加味して知恵を提供できるよそ者。こうした人材がうまく連携し合えれば、さらに新しい展開もできると思う。これから島に生まれてくる子どもたちのためにも、持続的な発展が可能な八重山、そして、貴い八重山の海は何があっても残していくなければならない。われわれ青年会議所としても、少しでも地域の発展と創造の一助になりたいと考えている。

### コーディネーター総括

#### 山田吉彦 東海大学教授



山田吉彦 東海大学教授

今日の論点には入らなかつたが、これから石垣市、そして八重山に‘発展のリスク’も伴つた重要な機会が訪れる。

それは「尖閣諸島」。アジアでも最大級の油田があるといわれる尖閣諸島、そして、その開発。隣国との問題がある。また、この八重山の美しい自然はまもらなければならない。こうした問題・課題を見据えて開発していくなければならない。尖閣諸島にはアホウドリも帰ってきていている。そこには新しい自然の魅力もある。今後の課題として共有しておきたい。

パネルディカッションのキーワードとして、八重山の自然、観光、それを支える環境資源が出てきた。これを守り、支えていくには行政だけでなく、地域の皆さん力が不可欠。さらに、私たち島外からのサポーターおよびサポーター予備軍。いろんな課題が出てきた。本日は皆さまの協力に心から感謝申し上げたい。

# 八重山 海洋タウンミーティング 2009

～海洋政策と地域の未来を考える～  
11月13日(金) 入場無料!  
18時30分～21時00分 場所:石垣市健康福祉センター

海を守る為の新しい法律!  
海洋基本法で解消?

海岸等への赤土流出

サンゴ白化・オニヒトデ

漂着ゴミ・生活環境汚水

基調講演



## 日本の 海洋政策と観光の振興

講師:田端 浩(観光庁 観光地域振興部長)

パネルディスカッション

守れ美ら海!  
目指せ地域振興!

コーディネーター



山田 吉彦  
(東海大学教授)

パネリスト



大瀬 長照  
石垣市長



川満 栄長  
竹富町長



上里 至  
沖縄県八重山事務所所長



妻 小波  
東京海洋大学教授



石川 智  
東海大学准教授



座喜味 盛行  
(社)八重山青年会議所 理事長

 日本財団  
The Nippon Foundation

JCI 

お問い合わせ:(社)八重山青年会議所事務局

0980-82-6566

<http://www.yaeyama-jc.com/>

主催:(社)八重山青年会議所・(財)都市経済研究所

後援:日本財団・石垣市・竹富町・与那国町・八重山毎日新聞・八重山日報社・FM いしがきサンサンラジオ



# 与那国島海洋タウンミーティング 2008

## —海とともに切り拓く、島と日本の豊かな未来—

2008年11月9日、『与那国島海洋タウンミーティング 2008』が最西端の国境離島・与那国町で開催された。

主催：財団法人都市経済研究所・与那国町（共催）

協力：与那国島びする会議・Beatnik Design 後援：日本財団

会場：与那国町保健センター

あいにくの強風と雨の中、70名を越える来場者が会場に集まり、第一部では、『国境の島・与那国と海洋立国ニッポン』をテーマに、山田吉彦東海大学准教授による基調講演が行われた。また、第二部の7名のパネリストによるパネルディスカッションでは、会場からも質問や意見が次々とぶつけられ、さまざまな切り口から密度の濃い議論が交わされた。

会議終了後の懇親会では、ボランティアによる手づくりの郷土料理、地元・与那国中学校の生徒による島の伝統舞踊も披露され、パネリストと住民の屈託のない語らいとともに和やかに幕を閉じた。





【講師プロフィール】

**山田 吉彦(やまだよしひこ)**  
東海大学海洋学部准教授、海洋政策研究財団研究員  
1962(昭和37)年千葉県生まれ。  
学習院大学卒業。経済学博士。  
金融機関を経て日本財團(日本船舶振興会)に勤務。  
海上保安体制、現代海賊問題等に詳しく、各方面で活躍中。  
著作に『日本の国境』『海賊、マラッカの風の中で』『天気で読む日本地図』『海のテロリズム』など。

吹浦 忠正  
(ふきうらただまさ)  
特定非営利活動法人  
ユーラシア21研究所 理事長



真謝喜八郎  
(まじやきはちろう)  
入船エンタープライズ代表  
与那国観光協会筆頭理事



佐道 明広  
(さどうあきひろ)  
中京大学総合政策学部教授



上地 常夫  
(うえちつねお)  
与那国漁業協同組合長



盛 和春  
(もりかずはる)  
電通  
プロジェクト・プロデュース局  
シニアプロデューサー



松原さと子  
(まつばらさとこ)  
フリーアナウンサー  
(進行役/コーディネーター)



上妻 毅  
(こうづまたけし)  
財団法人都市経済研究所 理事



## 『与那国島・海洋タウンミーティング2008』

「四面環海」=四方を海に囲まれた日本。実は合計6,852の島々からなる島国です。古来、さまざまな海の恵みにあざかり、発展を遂げてきました。

一方、漁業資源・海底資源をめぐる国家間の対立や紛争、海洋環境の汚染、不審船等による海上犯罪など近年、「海」に関わる多種多様な問題も生じています。与那国においても、漂着ゴミの問題、台風・津波などの災害対策や海の安全確保は、ごく身近で、とても重大な問題です。

そうした中、昨年、新たな海洋立国の実現をめざす「海洋基本法」が成立しました。

“海に守られた日本から、海を守る日本への転換”と言われています。同時に、広大な日本の「海域」を支えている「離島」の大切さが、今、改めて問いかれてています。

本「海洋タウンミーティング」では、日本最西端の国境離島から、“海とともに切り拓く、島と日本の豊かな未来”について、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

パネリストは多士済々。ぶつけ本番。どんな会議になるか? 一わかりませんが、和やかに、楽しい会議にしたいと思っています。どうぞお気軽にご参加下さい。



# 与那国島・海洋タウンミーティング2008

## —海とともに切り拓く、島と日本の豊かな未来—

- ①基調講演「国境の島・与那国と海洋立国ニッポン」(講師:山田吉彦氏)
- ②パネルディスカッション(講師を含む8名のパネリスト)

日 時 : 2008年11月9日(日)15:00~18:00  
場 所 : 与那国町保健センター(入場無料)

主催:財団法人都市経済研究所・与那国町

後援:日本財團

協力:与那国島びする会議・beatnik design

お問合せ先:財団法人都市経済研究所「海洋タウンミーティング」事務局 電話:03-3431-7011



日本財團  
The Nippon Foundation  
助成事業

インタビュー

## 「観光」から「経済」、本格的な国境交流へ始動

### — 石垣市大濱長照市長に聞く —



2009年9月4日、石垣市役所(市長室)にて大濱長照石垣市長へのインタビューを行った。

市内の新型インフルエンザの発生に伴う緊急広報等も重なり、時間短縮を余儀なくされたが、多忙を極める市長に目下推進中の八重山広域(石垣市・竹富町・与那国町)と台湾との‘新たな国境交流’の進捗と展望を聞いた。

#### 聞き手

限られた時間ですので、要点を絞ってお伺いします。

今年4月、八重山3市町長(大濱長照石垣市長、川満栄長竹富町長、外間守吉与那国町長)の訪台では、『台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進宣言』の採択、蕭万長(シアオ・ワンチャン)副総統との会見など、今後の国境交流推進の糧となる大きな成果があったと聞いています。その後の状況はいかがでしょうか?

#### 大濱市長

台湾との交流推進にあたって、今、最も重要なと考えているのは「人材」の問題です。特に交流には「言葉」の問題が伴います。中国語、それも北京語が望ましいと思っていますが、中国語を不自由なく使える人材も確保して、より具体的な交流にステップアップしていきたいと考えています。

当面は「観光」が中心となると思いますが、さらに「経済」へ、実務的・専門的な交流にまで充実させていきたいと考えています。

そのような課題を含めて台北教育大学との連携も進めているところです。持続可能な交流のためにも、やれる人、交流の現場を担う人材の調達と育成が不可欠です。

## 聞き手

「人材」の確保とともに国境交流実施の基礎条件と言える「交通」の問題はいかがでしょうか？

## 大濱市長

空路と海路、双方に具体的な問題があります。問題解決を含めて、一つ一つ着実に進めていきたいと考えています。

空路については、今回、一定の前進がありました。いささか専門的で分かりづらい話ではあるのですが、要は八重山と台湾東部を結ぶ「最短航空路」の問題です。

これまで、八重山から台湾に直行機を飛ばす際、わざわざ宮古側に回りこむかたちで遠回りを余儀なくされているという現状でした。FIR（飛行情報区）の関係です。これについては、5月に外務省を含む関係省庁に出向いて、「八重山諸島（石垣空港・与那国空港）と台湾東部（花蓮空港・桃園空港）間の空路短縮の要請」を行いました。台湾東部と八重山間の航空機航路（ICAO）について、飛行ポイント（位置通報点）の見直しによる最短空路の実現に特段の配慮を願いたい旨の要請です。

先日、外務省から通知があったのですが、台湾側からの回答を確認したものでした。それによると、「軍事訓練を実施しない時期に限り、台湾管制当局がレーダーで航空機を誘導する方法により短縮航路を飛行できるようにしたい。」というのが台湾政府側の回答。その場合、石垣島からは北西に、与那国島からは北に進んだあと、R595という航路に沿って台湾に向かう、これまでよりも短縮されたルートになる。確定すれば、より近いルートでの台湾との往来が可能となり、民間機の就航や修学旅行にも好条件が整います。

他方、海路についてですが、台湾からの生活必需品の輸入など、地理的な近接性を活かした輸出入を中心に、新しい展開を考えています。こちら側から何を輸出するか等は要検討ですが。

海運会社からも話を聞いています。貨物船であればOKという感触もあり、また、その場合も10数名程度の乗員は可能ということです。

いずれにせよ、「八重山と台湾。近いけれど不便。」という実情を具体的に克服していきたい。新石垣空港の完成も近づいてきています。特に空路に関しては、新空港の開港を含め、種々の問題解決と前進が期待できると考えています。

## 聞き手

八重山を主体とする国境交流、特に台湾との新たな交流推進についての当面の戦略や展望をお聞かせください。

## 大濱市長

はじめにお話しした「人材」の問題を含め、我々自身の踏み込みが必ずしも十分ではなかった。こうした点は反省しながら、前進を図りたいと思っています。

台湾のすぐ近くに、ハワイのような、いや、ハワイにも決して負けない美しい自然環境に恵まれた観光地がある。しかし、それをまだ十分に知らない台湾の方々も多い。

石垣を代表する景勝地・川平には「クラブメッド」(Club Med Kabira) のような国際リゾートもありますが、ここに来て台湾の皆さんの団体旅行も出てきました。また、10月以降、台湾－石垣間のチャーター便も予定されています。台湾の復興航空さんと旅行社が準備を進めているところです。

当面は観光を主体とする交流を進める。同時に、その実績・蓄積を活かしながら、さらに経済交流、文化交流など厚みのある交流に展開していく。これを八重山全体で推進していきたいと考えています。



### 聞き手

国境離島という意味では、最西端の与那国島はもちろん、石垣には尖閣諸島もあり、八重山は「国土形成離島」として大変重要な存在に他なりません。物流コストその他、日本南西端の島嶼地域ならではご苦労も多いと存じますが、まさに‘地の利’を活かした国境交流を推進し、さらに地域を活性化していただきたいと願っております。

### 大濱市長

宮古と八重山を合わせ、日本南西端の「先島諸島」です。新時代にふさわしい近隣アジアとの交流をめざす我々の取組みには、宮古島の下地市長さんも賛同、連携してくださると思いますよ。(笑)

### 聞き手

今後の進展など、またゆっくりお話を聞かせください。

本日は大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(参考)

## 『台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進宣言』

(以下、主要事項抜粋)

台湾東部（花蓮・宜蘭・台東）と沖縄八重山諸島（石垣市・竹富町・与那国町）は、国境を隔てる二地域であるが、古来より一衣帶水の関係で、両地域は相互に往来し、各種交流を深めているところである。両地域の人々は深く厚い情誼で結ばれ、家族のような親密さでお付き合いを続けてきている。両地域の住民にとって最も良好な関係を追求するために、我々は、花蓮市と与那国町、及び蘇澳鎮と石垣市の姉妹都市関係を発展させ、「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏」の形成を推進することに同意した。よって、下記の項目について双方が今後も協議し、誠実に実行に移すことを共に宣言する。

1. 我々は毎年一回を目処に、「国境交流推進拡大合同会議」を両地において輪番に開催し、双方の観光・文化・経済産業の交流・発展促進について意見交換を行う。
2. 我々は相互に協力しあい、台湾東部と沖縄八重山諸島の両地域間の便利で高速な海路・空路の直航交通網の実現、およびその直航路線の定期航路化に向けて努力する。
3. 初動として、我々は毎年次の定期チャーター便就航に取組み、両地域の「国境交流特区構想」を一步一歩着実に実現する。（児童・生徒の修学（卒業）旅行・スポーツ・文化交流ツアーア、農・商工・観光業などの視察ツアーア、その他）
4. 我々は、日台両中央政府に対し、時代の流れにそぐわない関係法令についての解決協力を求め、両地域の観光経済圏確立を両国の国益として捉え、両政府から積極的な協力を得て、早期実現するように全力で働きかける。
5. 我々は旅行業者、海運業者、航空会社らと協力し、両地域内の観光資源を共同で開発し、両地域の旅行コース造成を図る。
6. 民間の経済推進協会等の設立および発展を推進し、外資企業を含む各種企業誘致を推進する。

両地域は、台湾と日本のみならず、東アジア全体を結ぶ国境都市を目指す。次代を担う青少年が「国境の海」を越えて活躍し、両地域の平和と活力、安心と共生を確かなものにすることを此処に誓う。

2009年4月15日

花蓮市長	蔡 啓塔
与那国町長	外間 守吉
竹富町長	川満 栄長
石垣市長	大濱 長照

地域経済調査レポート

# 八重山経済の現況と今後の活性化方向

2009年4月 沖縄県八重山事務所長 上里 至

## 調査レポート骨子

- 八重山の労働力人口は、石垣市 23,022 人、竹富町 2,585 人、与那国町 1,138 人。これら労働力人口が生み出す純生産額は、石垣市 889 億円、竹富町 116 億円、与那国町 54 億円。合計 1,059 億円。
- 八重山の純生産の上位 3 位は、1 位がサービス業の 302 億円、2 位が政府サービス生産者の 238 億円、3 位が建設業の 126 億円。
- 八重山は、純生産ベースに占める第 3 次産業の割合が 83.8% の「消費型経済」で成立。
- 石垣市は観光入域客や政府サービス生産者が消費を牽引。純生産に占める建設業の割合は 9.9%。一方、竹富町・与那国町は建設業が消費を牽引し、純生産に占める建設業の割合は竹富町で 18.5%、与那国町で 35.8% と高い。
- 八重山の消費支出は、しばらくは現状を維持するが、何らかの施策を講じない限り中長期的には減少していくと予想される。不動産(住宅、ホテルなど)を中心とする民間投資は、中長期的に見て伸びは期待できず、現状が維持される程度。公共投資は、新石垣空港の完成により平成 25 年以降は投資が落ち込むと予想される。
- 八重山の移輸出は、観光入域客が牽引してきたが、今後何らかの施策を講じない限り、その伸びは期待できない。
- 八重山経済は‘成熟’しており、消費支出、総固定資本形成に係る投資、移輸出による収入など、すでに‘満杯状態’にある。
- 現状のままでは将来的に経済が‘縮小’に向かう可能性が高く、今の段階から新たな施策を講じていく必要がある。しかし、八重山、沖縄本島とも市場の拡大は期待できず、また、観光客入域客を対象にした移出増大も困難な状況。
- 残る方途は、外国人観光客を増やし輸出を増大させる、農産物や加工商品を積極的にアジア市場に投入し輸出を増やす、の 2 つの選択肢。アジアの市場をターゲットに八重山を活性化させる方策を積極的に検討していく必要がある。
- 八重山がターゲットにすべき海外市場は、一人あたりの GDP が沖縄とほぼ同じ国や地域。そして、‘八重山との地理的な位置関係’を重視すべき。
- この両条件をクリアーできるのは‘台湾’と‘香港’。当面、台湾市場を最重視し、副次的効果を念頭に香港市場に着目すべきである。

## 1. 八重山地域活性化の視点

●八重山圏域の労働力人口は、石垣市 23,022 人、竹富町 2,585 人、与那国町 1,138 人。

合計 : 26,745 人

### 【考察】

① 沖縄県の人口は増える傾向にあるが、八重山圏域の人口も同様に増える傾向を見せている。

ちなみに、平成 21 年 4 月 17 日のマスコミ報道によれば、40 道府県で人口が減少、特に、秋田、青森、高知の減少が大きい。東京、名古屋、大阪などの大都市圏の人口は増大しており、沖縄の人口も依然とし増えている。

② 産業別の就業者人口は、第 3 次産業が増える傾向にあるが、第 1 次産業はほぼ横ばい、第 2 次産業は建設業に落ち込みが見られ、減少傾向を見せている。

③ 第 1 次、第 2 次、第 3 次の産業構造は、第 3 次産業が昭和 50 年の 50% から平成 17 年には 70% へと着実に増加している。

●これらの労働力人口が生み出す純生産額は、石垣市 889 億円、竹富町 116 億円、与那国町 54 億円。合計で 1,059 億円。

### 【考察】

① 八重山圏域の純生産は平成 10 年度に比較して▲3.1% である。平成 14 年度～平成 17 年度の 3 年間は 2.2%、▲1.6%、1.0% となっており、包括的には概ね横ばいの状況にある。

●八重山圏域の純生産を産業別に見ると、1 位はサービス業の 302 億円、2 位は政府サービス生産者の 238 億円、3 位は建設業の 126 億円、以下、4 位の金融・保険・不動産、5 位の運輸・通信、6 位の卸売・小売と続き、製造業は 7 位の 47 億円、農業は 8 位の 46 億円である。

### 【考察】

① サービス業には、医療・介護、対事業所サービス、娯楽、飲食、宿泊施設などが含まれる。八重山病院の医療行為もこの中に含まれる。八重山圏域の純生産に占める割合は、このサービス業が 1 位を占めており、着実に増えている。

② サービス業は県内総生産でも 1 位を占め、平成 17 年度で約 1 兆 900 億円となっており、これも着実な増加を見せている。

③ 飲食業や宿泊・ホテル等の純生産の増は、観光客の増によるが、医療・介護は高齢化的進展によるものである。

④ 観光客の増による純生産の増は地域活性化につながるが、医療・介護の増による純生産の増は財政負担の増につながる。このサービス業については常にその内容に注意する必要がある。

⑤ ちなみに、八重山圏域の観光客数は平成 19 年までは着実に伸びてきていたが、平成 20 年に入り、対前年比で▲0.6% の減となっている。また、今回の景気後退で平成 21 年度も落ち込むことが予想される。なお、平成 20 年の観光消費額は約 530 億円である。

●八重山圏域の政府最終消費支出に係る政府サービス生産者は、石垣市で 2 位、竹富町で 3 位、与那国町で 2 位となっている。

また、総固定資本形成に係る建設業は、石垣市で 5 位、竹富町で 2 位、与那国町で 1 位である。

#### 【考察】

① 八重山圏域には、国の出先機関が 38 施設（琉球大学西表実験所を含む。）あり、県の出先機関もある。また、3 市町がある。

純生産の中の政府サービス生産者とは、これら公務員の人物費、いわゆる、雇用者報酬である。（ただし、庁舎の管理費や事務用品の購入経費等は含まれない。これは中間投入である。）

② 離島等においては、行政サービスが多岐にわたることから、沖縄本島に比べて政府サービス生産者の割合は高くなる。ちなみに、県内総生産においても、この政府サービス生産者の割合は、石垣市、与那国町と同様に 2 位を占めている。竹富町は 3 位となっており、2 位を占めているのは建設業である。

③ 建設業は民間と公共の総固定資本形成に貢献している。八重山圏域における民間の総固定資本形成はホテルやマンション、アパート、個人住宅などの建設が牽引している。

アパート等の共同住宅の建設は、平成 16、17、18 年と大きく伸びたが、平成 19、20 年は大きく減少し、最近は空き部屋が目立つようになっている。

また、建築確認状況でも平成 19、20 年は落ち込んでいるが、これは社会増人口の伸び率が減少したことに伴うものと予想される。（ちなみに、八重山圏域においては改正建築基準法に円滑に対応していると言われている。）

④ 今回の金融危機の影響等による景気後退が、どの時点で終了するかについては注視しておく必要がある。

⑤ また、八重山圏域における国、県、市町を合わせた公共事業費は当初予算ベースで平成 18～20 年度の 3 年間、減少を見せている。

ちなみに、平成 18 年度の事業費は約 220 億円であり、平成 20 年度は 200 億円程度である。

●農業と製造業はほぼ同じ純生産額となっているが、両者はそれぞれに石垣市で 36 億円、竹富町で 7～8 億円、与那国町で 2～3 億円程度である。

① 八重山圏域は、本土から最も離れた島々で構成されている。にもかかわらず、第 3 次産業の占める割合が純生産ベースで 83.8% の消費型経済が成り立っている。

ちなみに、沖縄県全体の第 3 次産業の割合は、県内総生産ベースで 90.3%（平成 18 年度）である。

また、平成 16 年度の県内総生産に占める第 3 次産業の割合は高い順に東京 91.38%、沖縄 89.48%、長崎 83.61%、高知 82.99%、福岡 81.94% となっている。

県内総生産と市町村内純生産の違いはあるものの、八重山圏域の第 3 次産業の割合は全国と比べてもトップクラスにあるものと予想される。

② 我が国は、従来から『ものづくり』に強い国である。自動車、エレクトロニクス、家

電などを輸出する企業が日本の景気を牽引した。しかし、2008年の金融危機は実体経済にも大きな影響を及ぼし、我が国の輸出産業に大きな打撃を与えていた。

2009年の我が国の経済成長率は、大幅なマイナスに転じるとの予測も既にされており、今後、予断を許さない状況にある。

- ③ このことは、沖縄も同様である。今年に入り、観光客に落ち込みが見られ、情報通信関連産業にも減少傾向が見られる。我が国の経済が大幅なマイナスに転じると見通される中にあって、沖縄県は2009年の成長率はプラスを維持するとの方針の下に、さまざまな施策を展開することとしている。

## 2. 八重山地域経済の現状と見通し

- 沖縄県下における八重山圏域の一人あたりの市町民所得は、石垣市が15位、竹富町が10位、与那国町が3位となっている。

石垣市の場合は、観光入域客や政府サービス生産者が消費を牽引しており、概ね安定している。なお、純生産に占める建設業の割合は9.9%である。

しかし、竹富町や与那国町は建設業が消費を牽引しており、純生産に占める建設業の割合は、竹富町で18.5%、与那国町で35.8%と極めて高い値を示している。

ちなみに、県内の市町村内純生産に占める建設業の割合は、8.3%である。

- 八重山地域経済の現状

八重山地域の純生産を消費と関連づけて見た場合の現状や見通しは概ね以下のとおり

- ① 純生産の1位はサービス業。

これは観光入域客によって、宿泊施設や飲食店、娯楽などの需要があることを示している。また、八重山病院や民間医療機関等の医療費や介護費用は増える傾向にあり、診察・医療検査・医薬品などの需要が増えていることに由来するものであると考えられる。

しかし、今回の景気後退によって、観光入域客の動向がどうなるのか、このことが八重山圏域の経済にどのような影響を及ぼすのか、などを慎重に見極める必要がある。

また、八重山圏域における65歳以上の高齢化率は平成15年以降、ほぼ横ばいとなっているが、今後の動向を注視しておく必要がある。

- ② 純生産の2位は政府サービス生産者。

これは公務員の消費活動を示すものである。八重山圏域における国出先機関の職員数に加え、沖縄県の職員数は約250名、3市町の職員数は約700名となっている。

これらの職員は八重山圏域でさまざまな消費活動を行い、その活性化に寄与している。地方分権改革や道州制の導入等によっては、これら職員の数が減少することも考えられるが、ここ数年間は、この職員数に大きな変動はないものと予想される。

- ③ 純生産の3位は建設業。

総固定資本形成の内、民間の賃貸用共同住宅の建設は、社会増人口の減少とともに大

幅に落ち込み、過去に建設した共同住宅にも空き部屋が目立ち始めている。

また、ホテル等の宿泊施設の建設も概ね横ばいに推移してきたが、平成 20 年度は前年度の 25 件から半分以下の 10 件に落ち込んでいる。

店舗建設は、平成 16 年度から平成 19 年度の 4 年間は 8 件程度の横ばいであったが、平成 20 年度は 17 件と大幅に増大している。

また、公共事業は平成 16 年以降 200 億円程度で推移しており、ここ 2~3 年の間は大幅な落ち込みはないものと予想される。

しかし、平成 25 年度以降は新石垣空港の完了に伴い、約 60~80 億円の公共投資がなくなることから、建設業は厳しい局面を迎えるものと予想される。

- ④ 4 位は金融・保険・不動産、5 位は運輸・通信、6 位は小売・卸売と続くが、これら分野の純生産の増減は、観光入域客や建設業の動向にも大きく左右される。そのため、観光入域客や建設業の動向と併せて注視しておく必要がある。
- ⑤ 7 位は製造業、8 位は農業となっているが、純生産は 47 億円、46 億円とほぼ同値である。

●八重山圏域内の消費支出は、地域住民（公務員を除く）、公務員、移住者等の社会増人口等による支出がある。総固定資本形成による支出には、住宅、店舗、ホテル等の民間投資と道路、空港、港湾、土地改良などの公共投資がある。

また、八重山圏域外への需要として、商品、貨物運賃、観光客による消費支出などの移輸出がある。

まず、八重山圏域内の消費支出については、

- ① 地域住民の消費支出は、市町内純生産が概ね横ばいとなっていることから、その伸びは期待できない。
- ② 公務員の消費支出は、ここ数年は現状を維持すると予想されるが、地方分権改革、道州制の導入等の動向によっては、公務員数の削減につながり、減少に転じるものと思われる。
- ③ 移住者等の社会増人口による消費支出は、現在の社会増人口が景気後退の影響を受けて減少傾向を見せているものの、ここ数年は増減を繰り返すと予想される。

### 【総括】

八重山圏域の消費支出は、しばらくは現状を維持すると予想されるが、何らかの施策を講じない限り、中長期的には減少していくものと予想される。

次に、八重山圏域内の総固定資本形成による投資については

- ① 民間の賃借用共同住宅の建設は大幅な落ち込みを見せており、また、過去に建設した共同住宅にも空き部屋が目立つようになっている。さらに、ホテル等の建設にも落ち込みが見られる。民間の総固定資本形成に向けた投資については、中長期的に見て伸びは期待できず、現状が維持される程度であると予想される。
- ② 公共投資は、現在のところあまり落ち込みは見られないが、新石垣空港の完成によって、平成 25 年以降は公共投資が落ち込むものと予想される。

### 【総括】

八重山圏域の総固定資本形成に係る支出は、ここ 2~3 年は現状を維持すると予想されるが、それ以降は減少に向かうものと予想される。

次に、八重山圏域の移輸出による収入については、

- ① 観光入域客数は平成 18 年から伸びが鈍化し、平成 20 年度は金融危機の影響により対前年を下回った。平成 21 年度も前年を下回ると予想されている。観光収入は景気の影響に大きく左右されるものであり、現在の段階で予想することは困難であるが、いずれにしろ、今後の大きな伸びは期待できないものと思われる。
- ② 農産物や加工商品等は、観光入域客が牽引する形で消費を押し上げてきたが、観光入域客の伸びが期待できない以上、これらの商品の伸びもあり期待できず、現状のままでは移輸出による収入の増もあり期待できないと予想される。

### 【総括】

八重山圏域の移輸出は、観光入域客が牽引してきたが、今後は何らかの施策を講じない限り、その伸びは期待できないと予想される。

## 3. 八重山地域活性化の方向

- 八重山圏域の経済は成熟しており、消費支出、総固定資本形成に係る投資、移輸出による収入からして満杯状態にあると予想される。
- 石垣市の経済は、八重山圏域の中では規模が大きく、かつ、政府サービス生産者の割合も高いことから、ある程度の落ち込みはあるものと予想されるが、概ね横ばいの状態を維持するものと予想される。また、一人あたりの市民所得も県内で中位を維持できるものと予想される。
- しかし、竹富町や与那国町は建設業に依存する割合が極めて高く、その動向によっては一人あたりの町民所得も一気に下位に転落する恐れがある。
- 八重山圏域のこうした経済情勢は現状のままでは将来的に経済が縮小に向かうことを示しており、今の段階からさまざまな施策を講じておく必要がある。
- しかし、八重山圏域内の市場や沖縄本島の市場の拡大はいずれも期待できない。また、観光客入域客を対象にした移出市場も我が国の景気後退で難しい。  
残るのは、外国人観光客を増やし輸出を増大させる、農産物や加工商品を積極的にアジア市場に投入し輸出を増やす、の 2 つの選択肢である。
- そのため、アジアの市場をターゲットに八重山圏域を活性化させるための方策を、今後、積極的に検討していく必要がある。

## 4. アジア市場の概要

### ●台湾：

- ①人口：2,296万人
- ②一人あたりGDP：16,855ドル（約170万円）
- ③GDPベースの産業構造 一次：1.4%、二次：27.5%、三次：71.0%

### ●香港：

- ①人口：699万人
- ②一人あたりGDP：27,471ドル（約280万円）
- ③GDPベースの産業構造 一次：0.1%、二次：8.6%、三次：91.3%

### ●シンガポール：

- ①人口：459万人
- ②一人あたりGDP：35,163ドル（約350万円）
- ③GDPベースの産業構造 一次：0.1%、二次：30.8%、三次：69.1%

### ●マレーシア：

- ①人口：2,717万人
- ②一人あたりGDP：6,863ドル（約70万円）
- ③GDPベースの産業構造 一次：10.2%、二次：45.2%、三次：44.6%

●台湾、香港、シンガポールは、一人あたりのGDPは高い。沖縄県の一人あたりの県内GDPは平成17年度で265万円であり、台湾の1.5倍程度である。また、95%、シンガポールの76%である。マレーシアはかなり低くなっている。

●八重山圏域がターゲットにすべき海外市場は、一人あたりGDPが沖縄とほぼ同じような国や地域を重視すべきであり、次は、八重山圏域との地理的な位置関係を重視すべきである。

●これらの条件をクリア一できるのは台湾市場と香港市場である。なお、シンガポール市場は遠く、上海市場は九州地域との競争になることから避けるべきである。そのため、当面、台湾市場を重視し、副次的な効果として香港市場を重視する。

講演録抜粋

## 与那国・国際交流の可能性

### －「国際情勢講演会 in 与那国島」より－

外務省国際協力局国別開発協力第三課長 石塚 英樹

(「国境離島政策研究会」委員)

2008年12月10日、与那国町主催・外務省共催「国際情勢講演会」(下記参照)のため与那国島を訪問した。以下、「与那国・国際交流の可能性」を主題に概要を報告する。

#### 「国際情勢講演会 in 与那国島 2008」

Lectures, International Affairs 2008 in Yonaguni Island

—自立・自治・共生／アジアと結ぶ国境の島 YONAGUNI—

#### 講 演『国際情勢から見る沖縄の離島の国際化』

石塚 英樹 外務省事務官併任内閣参事官

主催：与那国町（国境交流推進特命事務局）

共催：外務省 後援：財団法人都市経済研究所

日時：2008年12月10日

会場：与那国町保健センター

### あいさつ

沖縄本島、そして石垣島までは私用や公用で何度か来たことがあります、今回、初めて与那国島に参りました。先ほど「霞ヶ関から2,000キロ」というお話をもありましたが、本当に遠くて御労苦があると実感しました。しかし、本日は、国際交流の可能性は、沖縄の離島、特に与那国島には必ずあるという話ができればと考えています。

昨日は、この講演会の準備と資料収集のために、公民館等の施設、文化財など国際交流の拠点になりうる島内の各所をご紹介いただきました。また、重要な「ンダンマチリ」も参観させていただきました。美しい自然、暖かな人情味、豊かな文化遺産に触れることができ、この与那国島は、必ずや国際交流の担い手となること、アジアと世界に向けて発信・発展する可能性に溢れていると確信するに至りました。

現在、与那国町そして住民の皆様は、島の自立のための「与那国自立自治宣言」を定め、また、国境交流を通じた新しい発展をめざす「地方の元気再生事業」(内閣官房地域活性化統合事務局選定事業)などに取り組んでいらっしゃるとお聞きしました。拙い講演ですが、少しでも住民の皆様のお取り組みを元気づけ、また、国際交流の推進にお役に立つことができればと考えます。

国際交流に向けた与那国町の御努力、皆様の深い思いを私として受け止め、その思いに對し、私の知見で可能な限りを皆様にお話し申し上げ、お応えしたいと考えております。私の発言には必ずしも政府の公式見解ではないことも含まれています。あらかじめご承知おきください。

## 国際交流とは

与那国町がおかれている状況については、人口の減少など、極めて厳しい状況にあると伺っております。そうした背景から、姉妹都市の台湾・花蓮市やさらに東アジアとの国際交流を進めておられること、かつての琉球王国の「万国津梁」の精神をもって島を活性化し、産業の振興等に取り組んでおられること、町長の声明を含め、承知しております。

さて、「国際交流」を **exchange** と言います。これには、商売とか、外貨両替という意味もあります。相互に対等、かつ発展的な「国際交流」のためには、こちらにも‘元手’が必要になります。経営者の方には申し上げるまでもないことですが、**exchange**（商売）が成り立つにはどうしたらよいでしょうか。

商業簿記には、バランスシートというものがあります。

**貸借対照表**

資 産	負 債
流動資産	流動負債
預貯金	
固定資産	固定負債
有形資産	
土地 建物	
無形資産	
	資 本

ちょっと「思考実験」をしてみましょう。

わかりやすく説明するため、この貸借対照表を「国際交流」にあてはめてみましょう。どうなるでしょうか、ちょっとやってみましょう。

**国際交流貸借対照表**

資 産	負 債
流動的財産	流動的負担
人材 現金収益	観光客、海外文化の受入 環境負荷
固定資産	固定負債
ホテル、博物館	投資の受入
有形文化財	
無形文化財	
	資 本 遺産（ヘリテージ）
	自然、文化、安全、社会、住民の幸福度

これは思考実験ですから、国際交流でもたらされる他の様々な要素を捨象しています。それでも思考実験の結果、仮説として分かることがあります。

この「国際交流貸借対照表」における「資本」とは何でしょう。

交流の‘元手’といった場合、名所旧跡、文化遺産などを思い出すかも知れません。が、それらは、借方の「資産」の中に入っています。さらにその下にあって、‘資産を生み出すもの’とは、島の自然や環境、そして、先祖代々の方々に担われた文化、伝統、特色ある産業そのものであると私は考えます。「資本」は、資産を生み出し、負担を支えるものでもあります。この「資本」を評価していけば、「資産」は増えていく。その資産を増やす限りにおいて負担をすることができます。

今、ここで述べた「資本」や「資産」を、文化上、「遺産」(heritage)と捉える考え方もあります。世界遺産などという場合の「遺産」もそれですね。

これが、私が本日申し上げたいことの一つです。与那国島にとって大切なものを生かしながら、これを評価し発展させ、また、その範囲で負担を決めていく。このような過程が国際交流で重要ではないでしょうか。「資本」である遺産、ヘリテージをどれぐらい使ってエクスチェンジをしていくのか、重要な戦略となると思います。



写真:

与那国島の文化遺産  
「ダティグチディ遺跡」(外観)

## 素晴らしい与那国島の文化

先島では「世界遺産」に向けた取り組みもあるようです。世界各国が集まる「世界遺産会議」に持ち込むと、自然遺産ならその地球的な価値、歴史遺産ならその普遍的な価値を国際社会にうまく説明しなければなりません。どんな史跡でも‘オンリーワン’には違いないのですが、なぜそれが‘世界でオンリーワン’なのか、それをうまく説明できなければいけません。

琉球弧全体を世界自然遺産に登録しようという取り組みもあると聞いています。また、地域でも世界遺産を目指す動きがあると聞いています。

昨日は、本日の講演のため、一部の芸能が国の重要無形文化財に指定されている「ンダンマチリ」を見学することができました。

与那国では、本州等の日常では既に失われた古代日本の文化が、公民館を通じて、住民の方々によって、まさに脈々と生きています。研究論文によると、これらの「まつり」は、平安時代にまとめられた宮中儀礼の書物などに出てくるものです。忘れられていたものが気が遠くなるほど長い時間、延々と受け継がれ、島に残されている。このことに、改めて深い敬意を払わざるを得ません。であればこそ、与那国島の芸能は国の重要無形文化財にも指定されていると思います。

島の方言のことを、先島では「しまむにい」と言うようですが、「むにい」は「ものいい」の痕跡だと思われます。ものいい、もの申すと言うと、今では批判的意味にとられます、「ものがたる」、「もののあわれ」などの「もの」とも通じた古代日本語の名残だと思われます。「もの哀しい」というように、「もの」は、単に物体だけではなく、人間でもあり、また、その感情、情け、パトスを示すことばでありましょう。

また、「もの」は同時に大和の古語の「もののけ」にも含まれており、与那国方言では、「むぬかかい」と言われていることばにも残されていると考えます。不合理な恐ろしさ、ということまで含む幅広い方言で、先島の文化、そして日本文化の本質が隠されている、一つの重要なことばだと考えます。

その後、大和言葉は、「ことのは」というように、「事」から言葉が出てきたものです。

そう言えば、古事記をみても、大国主命にまつわる不思議な神様に、「おおものぬし」と「ことしろぬし」という二人の神様が出てきますが、日本神話の解釈に、古代日本の文化を残している与那国の方言研究が役立つときが来ると信じてやみません。柳田国男以来、注目されている与那国の方言です。きっとこの与那国島から、そういう大学者が生まれることを信じています。

また、マチリのときに披露される組踊りですが、これは琉球王朝の古典で、中国の外交使節に対して見せるために日本の能・狂言を学んで作り出されたものであることは皆様もご存知の通りです。棒踊りには、棒術など中国武術などの影響も見ることができます。

このように、与那国島では、ちょうど「海底遺跡」の岩盤が何重にも積み重なっているように、古代から近代までの文化が継承され、まるで地層のように蓄積されていると考えられます。この多様性は、多文化、そして異文化間の理解にも寛容をもたらすはずです。国も認めている文化財を含め、自信をもって海外に発信できる内容があると考えます。

「自然と伝統を守り、それを観光産業や国際交流の吸引力に代える。」

E Uの方針です。E Uでは、2007年に「観光業の発展のための行動計画」が策定され、すでに取り組みが始まっています。観光業において、自然環境の保護、文化的特徴、社会的相互作用、安全、そして住民の幸福度が、観光地の地位を高めると記されています。

どうでしょう、与那国には既に備わっているではありませんか。与那国は自信をもって海外に発信することができると思います。

## 天の時、地の利、人の和

国際交流から与那国が新たに踏み出すにあたっては、今般の国際情勢と無関係ではありません。

今、与那国が果たしている役割は、「国境」であり、そして、日本の「海域の拠点」でもあるということです。昨年には「海洋基本法」なども施行されたところですので、海洋・海域を媒介に、与那国島は大きく発展する可能性を秘めていると考えます。

皆さん「まるんな」になって、是非やっていきましょう。「まるんな」＝「地域の団結」というのは本当に良い言葉だと思います。最近は私もよく使わせていただいているが、逆にこれを標準語にしてしまおうではありませんか。

アラグ・フガラサー！（誠にありがとうございました）

# 日本の国境離島政策に求められているもの

## — 地域の現状からの視点 —

中京大学総合政策学部教授 佐道 明広



### はじめに

この数年、国境隣接地域に位置する離島を中心に現地調査を行っている。調査対象には離島だけでなく、離島が所属する市や県といった広域の自治体、さらに国家機関も含んでいる。これは、与那国島や対馬といった国境離島が、地域自治体としての生き残りをかけて国境を越えた交流を模索している現状から、実際そういった自治体がおかれている状況を理解するとともに、真に効果的な国境離島政策

の在り方を模索しようとして開始したものである。

さて、調査結果の概要は後述するが、沖縄から北海道まで、経済的疲弊が進んでいる国境地域の調査で共通していることは、国による政策に振り回されている姿である。

そもそも、国境地域に位置するといつても、沖縄には沖縄振興開発特別措置法があり、その他の離島は基本的に離島振興法である。つまり与那国島と対馬では、同じ経済振興でも寄って立つ法的根拠が異なっているわけであり、しかも2007年には海洋基本法が制定されて、ここでも離島の振興が語られている。同じく国境離島と言っても複数の法制によって振興の具体策も異なっているということは、国境離島に関する統一的な視点が欠けていることを意味している（この点に関しては、本書の古川論文を参照されたい）。

法制の問題だけではない。1990年代から地方分権の議論が展開され、一定の進展はあるものの地方への分権は実体としては進んでおらず、今世紀に入って進められた小泉構造改革の中で地方の疲弊は一層加速されていった。そういう中で、地域の中でも経済的な弱者である離島の疲弊はきわめて深刻な状況である。自民党から民主党政権へと政権交代が生じた現在も、地方分権は重要な課題ではあり続けている。が、実際は議論そのものが停滞している。しかも、民主党政権が唱え、北海道も同様に主張している「地域主権」なる言葉はその定義すら明確ではなく、北海道では国境離島も「過疎問題」のひとつという位置づけしか与えられていない。このままでは、国境離島に関する明確な施策が形成され、展開していく可能性は低いのではないかと危惧されるのである。

そこで小論では、国境離島地域の現状調査の結果を踏まえ、真に望ましい国境離島政策を検討するにあたって、今後どのような視点が必要なのかを考察していくことにしたい。なお、2009年度に関しては、財団法人都市経済研究所からの研究助成を得て調査を実施したこと付記し、同研究所に改めて感謝したい。

## 国境離島地域調査の概要

### (1) 調査対象 :

筆者がこれまで調査を行ってきた地域は以下のとおりである。

#### ① 国境離島 :

「国境離島」に関する明確な定義は、管見のかぎり見当たらない。ここでは国土交通省が国境離島として表記している与那国島、対馬、南大東島、択捉島（有人国境離島）だけでなく、かなり広義に捉えて隣国との交流が可能な地域として考えている。具体的に調査を行ったのは、以下の地域である。

与那国島（与那国町）、石垣島（石垣市・竹富町）、宮古島（宮古島市）、対馬島（対馬市）、壱岐島（壱岐市）、島後（隠岐の島町）、利尻島（利尻町・利尻富士町）、礼文島（礼文町）

#### ② 国境隣接自治体（県・市）：

国境離島は、どこも経済的疲弊が激しく、隣接する自治体との経済的・行政的連携に多くを依存している。また、自治体自身が国境を越えた交流を行ったり、外国との関係を持っている地域もある。したがって隣接自治体の施策も国境問題を検討する際に重要な要素となっている。具体的に調査を行ったのは以下の地域である。

沖縄県、北海道、長崎県、福岡県、福岡市（政令市）、北九州市（政令市）、那覇市、境港市、稚内市

#### ③ 国家機関 :

重点的に調査を行っている沖縄県と北海道に関しては、それぞれ沖縄総合事務局、北海道開発局という経済振興のための国家機関が存在し、国土交通省、経済産業省、農林水産省の出先機関が存在している。したがって沖縄、北海道でそれぞれの聞き取り調査を実施した。また、九州にも同様の出先機関があり、調査を実施した。さらに国境政策で重要なのは、国境管理を行う海上保安庁、入管、税関、検疫である（C I Q）。対馬、沖縄、境港、稚内の各地のC I Qで聞き取りを実施した。

### (2) 調査内容 :

調査の重要主題は、各自治体や機関の「国境」問題への取り組みである。すなわち、「国境」を越えた交流の現状や「国境」意識を前提とした施策の展開である。また、国境交流を行っている大きな理由として、自立経済の形成を目的とした経済振興があることから、各地域・機関の具体的な地域振興策、さらにそういった施策の実施に関わる地方分権問題なども調査の対象とした。具体的な調査項目は下記のとおりである。

## 1. 地方分権・地域振興

### 1 - 1 地方分権改革

i ) 国・県による地方分権改革の評価 ii ) 道州制後の姿

### 1 - 2 地域振興

i ) 市内産業の現状評価 ii ) 産業行政における役割分担 iii) 離島振興法の評価  
iv) 防人新法・自衛隊誘致

## 2. 観光政策関係

### 2 - 1 観光

i ) 外国人観光客の現状と今後の見通し ii ) 外国人観光客を増加させるための具体的な施策 iii) 観光の経済波及効果 iv) 観光行政における役割分担

### 2 - 2 貿易

i ) 貿易の現状評価 ii ) 経済交流の活発化を意図した具体的な施策の成果と課題  
iii) 経済交流（貿易）行政における役割分担

## 3. 総務課関係

### 3 - 1 危機管理

i ) 国民保護計画 ii ) 地域の危機管理指針の策定状況 iii) 新型インフルエンザ対策

## 4. 農林水産関係

i ) 密漁に対する取締体制 ii ) 取締体制における役割分担

## 5. 建設部関係

i ) 空港・海港計画（拡張工事等も含む） ii ) 港・海港行政における役割分担

## 調査結果の概要

## 1. 地方分権・地域振興

### ① 地方分権

離島地域に関しては全体的に権限移譲は進展していない。それは当然でもあって、現在行われている権限移譲（道県から市町村へ）は、地域によって進展に差が大きく、財政危機と行政担当者の合理化で行政サービス低下も余儀なくされている離島地域にとっては、大幅な財源の移譲を伴っていない現行の権限移譲にはとても対応できないのが現状である。

現在の地方分権に関する議論の評価についても、未だに明確な方向が定まっていない状況であることから、全体的に様子を見ようという姿勢が顕著であり、各地域で踏み込んだ議論まで発展しているとはいえないのが現状である。したがって、道州制まで検討に至っていないのが全体状況である。ただ、北海道や、九州（福岡県、長崎県）で道州制に関する試論を立案しており、北海道は「地域主権」、九州では「九州道（府）モデル構想」というものを策案している。しかし両者とも内容実態には乏しい。北海道については「主権」の内容が不明確であり、九州道は政治的争点化を回避（「基礎的自治体の議論は避ける（福岡県）」）しようとしているため、実現段階の議論まで至っていない。

## ② 地域振興

離島振興法がこれまで果たしてきた役割とその効果については、肯定的な評価が多かった。一方で、同法の見直しに当たっての要望については、これまで基礎的なインフラの整備が中心であったことから、今後はソフト面を重視した離島振興策を希望する意見が多かった。中でも、離島地域における交通費（航路）支援への期待はかなり大きく、燃料費高騰などによる運賃問題は、離島経済に深刻な影響を及ぼしている状況がはっきりと示されていた。

離島各地域では、従来からの一次産業が、人口減少の影響もあってダメージが大きく、これによって経済浮揚を行うことは現状では困難である。したがって、後述の観光や公事業に頼る経済構造が多くみられるが、観光は景気動向に大きく左右され、公事業については、構造改革下で大きく減少しており、これもまた経済的疲弊に拍車をかけた要因となっている。

概して、離島地域においては振興に関する法的な枠組みは何でもよいというのが正直な意見であり、使えるものは何でも使いたいという、追い込まれた状況となっている。離島振興に関しては、離島振興法のような従来からの法的制度のほか、2007年に海洋基本法が制定されたが、同法の具体的施策内容がいまだ不明確であることから、関心はあるものの、どのように活用できるかわからないという意見が多かった。全体でみれば、海洋基本法の認知度は北海道で高く、他で低い。沖縄は全体的な認知度は低かったが、竹富町が突出して関心度が高かったといえる。

最後に、自衛隊誘致問題について触れておきたい。対馬の韓国人観光客増加、韓国資本による対馬の自衛隊基地隣接地の買収問題などで離島防衛問題に関する関心が急速に高まり、2009年には与那国島への自衛隊配備問題が関心を集めた。これまで顧みられなかった国境地域に関する安全保障意識が高まったのは歓迎すべきである（この点、後述）。但し、注意しておかなければならぬのは、対馬での問題にしても一部マスコミの扇動的報道が事実を歪めて伝えているということであり、与那国の自衛隊配備も、島民の関心は防衛問題よりも経済問題・過疎化対策にあるということである。自衛隊配備は、一定の効果はあるものであるが、恒常にそれで経済が活性化するわけではない。陸海空の自衛隊基地がある対馬で、人口が毎年減少していることでそれは明らかであろう。

## 2. 観光政策

外国人観光客への関心は地域差が大きい。つまりこれまでの現実の交流実績で差があるといつてよいだろう。現実に韓国からの観光客が増加している対馬では、当然のことながら韓国人観光客への関心が高い。但し、これまでの経緯を見る限り、韓国人観光客増大は対馬の積極的施策によるものではなく、韓国側の要因によるものである（経済力増大と海外旅行への関心増大など）。したがって、対馬に明確な観光客増大への施策があつたわけではない。対馬自身の取り組みは今後ということであろう。

外国人観光客増大に期待する地域では、観光の目玉を模索している。たとえば、北海道は雪や温泉に関心が高い台湾観光客誘致活動に力を入れており、沖縄では近年、増大しているクルーズ船のさらなる拡大などである。いずれにしろ、沖縄から北海道まで、期待しているのはアジア、とくに中国である。今般、観光庁が設置されたが、その効果はまだ現れてはいない。また、入管（法務省）や新千歳空港での乗り入れ制限（防衛省）問題など、統一した視点で外国人観光客受け入れ問題が議論されているとはいえない状況も浮かび上がっている。

## 3. 総務関係

自らの地域が国境に位置しているという意識が明確であるならば、国境防衛への意識もなくてはならない。しかしながら、日本全体にそういった意識が低調であることが反映しているためか、国民保護への取り組みは低調である。国民保護に関しては、マニュアル作成までは、一部の地域を除いて行っているが、実際にそれに基づいて訓練を実施しているか否かについては、地域差がある。また、訓練もおおむね道県レベルが中心である。

但し、それは国民保護法自体が、現在の日本では想定していない大規模着上陸であるとか大規模空襲であるとか、実態に則していない有事法制を土台にしている点も関係している。したがって想定もゲリラやテロ、ミサイル攻撃、とりわけテロ攻撃を前提として行われているが、法体系自体に地域の関心を集めない問題性もあるのではなかろうか。

さて、国民保護法とはことなり、地域の危機管理指針は、テロから大規模自然災害、さらに新型インフルエンザまで包含したものであり、地域からすればより蓋然性の高いものといえるが、その危機管理指針への取り組みも国民保護と同様の傾向がみられる。概して、この問題にあたっているのは総務課の一部人員であって、行政の人間が少ないところでは、それどころではないというのが実情である。したがって、人的な余裕がある道県や政令市でかなり進んだ対応が見られるのも当然である。

ちなみに、国民保護も危機管理も八重山地域の取り組みは極めて低い。これは八重山地域の中心である石垣市の政治姿勢によるものである。同市は新型インフルエンザなど危機管理はきちんと対応していると担当者は発言しているが、全体的な対応度は低いといえる。

#### **4. 農林水産関係**

ここで調査対象は、密漁など国境を挟むことで生じる問題への対応である。密漁問題への取り組みについては、現実の密漁被害で地域差が生じている。対馬や隱岐などでは関心が高く、海上保安庁や漁業調整事務所の活動も活発である。また、漁業協定の有無や、密漁以外の問題（協定地域外での違法操業や領域侵犯など）も、地域によって取り組みや関心に差があるのは自然である。概して、密漁問題など、現実にトラブルが発生している地域で国境に関する意識が高いのも当然であろう。

ちなみに、上記の問題で海上保安庁の存在感が大きく、海上自衛隊に関してはまったく議論に登場しなかった。これも、現行法制度のもとでの当然の帰結である。

#### **5. 空港港湾建設関係**

港湾整備は重視されるが進展には地域差がある。分権の一つの障壁といえるもので、自治体の違いによって技術レベル・専門職員の限界がある。すなわち、権限が委譲されて管轄が移っても、小さな自治体では技術力もなく、また対応できる専門職員もいないということである。そういう問題をカバーするために、北海道では県の職員を派遣するといった対応も行われているが、沖縄ではそういった対応ではなく、地域による違いが浮き彫りとなっている。

また、港湾管理者の相違でライバル関係になった事例もある。たとえば、博多港（福岡市が管轄）・北九州港（北九州市が管轄）と、福岡県管理港湾等が競合するといった問題である。これは地域における統一的港湾政策の欠如を示している。

空港に関しては、日本自体の国家的な航空・空港政策の欠如という問題が指摘されているが、地域空港の問題はまさにその一環である。調査をおこなった離島空港に関しては、ライフラインとしての空港整備が模索されるが苦戦しているのが現状である。

### **結果から見えてきたもの**

これまで述べてきた調査結果の概要から見えてきた問題を総括していきたい。まず全体を通じていえることは、様々な問題への対応は各地での差が大きいことである。そもそも、沖縄は沖縄振興特別措置法であり、その他は離島振興法であるといった法令上の問題もあり、地域ごとに対応すべき重要課題も異なるので、地域差が生じること自体は当然である。問題なのは、国に国境問題への、そして国境離島問題への統一的な視点が欠けていることである。海洋政策に関しても、これまでには、日本は海洋国家といいながらも海洋政策が欠如しており、2007年に海洋基本法が成立したことは前進であるものの、全国的にこれが周知されているとは言えず、全般的な海洋基本法への認識は低調である。

それでは全体に共通して言えることは何か。地域の経済的疲弊が厳しい一方で、これ

までの離島振興を土台にした施策では、経済振興への効果的な方策が見当たらない点は共通している。そういった中で期待度が高いのが、国境を越えた交流である。対馬や与那国でそれは顕著であるが、沖縄、北海道でも外国人とくに中国からの観光客への期待は高い。但し、観光誘致レベルならばともかく、それ以上の経済交流となると、今度は国境の高さが問題となってくる。与那国の国境交流特区構想がそれを象徴しているといっていいだろう。問題は、地域が生き残りをかけて模索した振興策に国境交流があつたとしても、それを許す法的仕組みになっていないことである。すなわち、地方分権が非常に議論されてはいても、結局は中央集権的システムが強固であり、地域の振興策もその枠組みの中で議論されているということである。

それは、各地域での分権問題への取り組みにも象徴されている。90年代の沖縄が主張した「国際都市形成構想」のような一国二制度を求めるものは、少なくとも与那国の「国境交流特区」以外には見当たらない。北海道が主張する「地域主権」でも、「主権」というきわめて重い概念を用いている割には、内容は従来からの地方分権論を大きくはみ出しているとは思えない。政権交代によって、地方分権の議論自体が低調になっている現在、各地域も模様眺めになっており、分権問題が今後どのように進むのか、果たして進展するのかすら、不明の状況である。

こうした中で、離島放置への危機感は増大している。離島問題を「過疎問題」以上にとらえる視点が道や県に欠如しているという問題もある。実際に、国境離島であるからという具体的な取り組みはほとんどないのが現状である。一方で、「国境」という点がクローズアップされると、突如として自衛隊配備や防衛問題が急浮上するという構図も生じている。これもまた、国境の防衛という問題が議論されてこなかつたためでもあり、いわば安全保障に関する総合的な戦略が欠如していることの裏返しではないであろうか。

## おわりに

### －国境離島政策に必要なビジョンとは－

今まで見てきたことから言えることは、国境問題・海洋問題への関心を国民レベルで喚起する必要性あるということと、スローガンではない具体的な政策提言の必要性である。もはや、従来通りの法的枠組みのもとで、地域ごとに対応していたのでは、離島は疲弊していくだけであろう。とくに国境離島に関しては、「国境」に位置するが故の問題を明確に意識した施策が必要である。そこで重要なのが以下のようない点である。

第一に、国境管理という視点だけでは不十分であるということである。すなわち、海洋資源保護、EEZ問題などから、沖ノ鳥島などでは海洋に没しないような保護策が行われている。それ自体は重要なことであるが、同じ国境離島でも有人離島に関しては、単に管理だけでは済まないということである。つまり、尖閣列島がかつては有人であったのに、戦後の諸事象から無人島になったこともある、中国などの領有権主張が始まつたように、有人離島に日本人が住み続けることの重要性を認識すべきであるということである。

とである。だからこそ、国境離島に人が生活するための経済振興も重要となるのである。

第二に、国境という問題は主権国家体制の成立からとくに重要になっているわけだが、20世紀の末からの現象として、経済・文化・情報に関する国境は低くなる一方で、安全保障に関する国境はより高くなっているということである。この矛盾した傾向の中で、日本としての国境政策を再検討しなければならない。たとえば、国境地域が生き残りをかけて国境経済交流を模索するのは、経済的な国境が低くなっている現状からは当然のことである。従来からの経済振興策では生き残りすら危ういのが現状とすれば、国境離島が自ら企画した交流を中心集権的な発想で禁止するのではなく、援助する姿勢も必要であろう。但し、それはいかに安全保障上の国境を担保するかの施策をともなうものでなければならない。

すなわち、国境の在り方を考えるというのは、主権国家体制が変容しつつある現在、日本という国家の在り方をとらえなおす試みでもあるわけである。地方と中央の在り方を再検討する地方分権問題もその一環として位置づけられよう。つまり、今、問われているのは国家論ではないかということである。国家方針が明確な形で打ち出されていないなかで、対処療法的に施策が検討されても、結局は問題の先送りにしかならない。政権交代が行われ、それが明治維新に匹敵するという改革であるのならば、現在の社会に適応した国家論を提示し、そのもとで国境・海洋政策も検討していくべきではないだろうか。

# 日本の国境離島法制

## —現状と課題—

中京大学法学部准教授 古川 浩司

### はじめに



日本の国境地域を訪問する際、「日本には国境政策がない」という言葉を耳にすることが多い。国境地域は「国際交流の玄関口」であるとともに「安全保障の最前線」である。にもかかわらず、日本の国境地域に目を転じてみると、本論で扱う主な国境離島も含め、その地理的有利性も安全保障上の位置づけも感じられず、都市部と比べて過度に衰退の一途をたどる現実を目の当たりにするばかりである。その原因としては、その必要性こそ議論されながらも、実際には国境の地域振興に関する法律が不十分な点があげられるのではないかだろうか。

以上の問題意識から、本論では、まず日本の国境離島法制の現状として、①離島振興法、②小笠原諸島振興開発特別措置法、③沖縄振興特別措置法の概要とこれらに基づく行政体制を説明する。次に、近年の注目すべき国境に関する法律・法律案として海洋基本法及び国境離島振興法（防人新法）（案）を取り上げる。その上で最後に、現行法制の限界を指摘する一方、新法制定に至った場合の課題も提起したい。

### 1. 日本の「国境離島」法制の現状

日本における「国境離島」の明確な定義は存在していないが、国土交通省国土計画局の資料によれば、主な国境離島として、沖ノ鳥島、南鳥島（以上、東京都小笠原村）、竹島（島根県隠岐郡隠岐の島町）、尖閣諸島（沖縄県石垣市）、与那国島（沖縄県八重山郡与那国町）、対馬島（長崎県対馬市）、南大東島（沖縄県島尻郡南大東村）、択捉島（北海道択捉郡、紗那郡、藥取郡）があげられている<sup>1</sup>。これらのうち、韓国に実効支配されている竹島、ロシアに実効支配されている択捉島を除けば、「国境離島」の地域振興に関する法律は、離島振興法（対馬島）、小笠原諸島振興開発特別措置法（沖の鳥島、南鳥島）、沖縄振興特別措置法（南大東島、尖閣諸島、与那国島）に大別できる<sup>2</sup>。

#### ①離島振興法

離島振興法は、1953年1月、長崎県の呼びかけを契機に、東京、新潟、島根、長崎及び鹿児島の5都県知事が「離島振興法制定に関する趣意書」を作成・運動した結果、同年7月に可決・成立し、公布された法律である。同法は、10年の時限立法で、その後4回の改正・延長を経て、2003年6月に再び有効期限の10年延長が議員立法として提案され、同年7月に公布されている。

現行の離島振興法は、「我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環

境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする(第1条)」。次に、「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、…(中略)…必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定(第2条)」し、「離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする(第3条)」とされ、「関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない(第4条)」と規定されている。その上で、国の負担又は補助の割合の特例等(第7条)、医療の確保等(第10条)、高齢者の福祉の増進(第11条)、交通の確保(第12条)、税制上の措置(第19条)、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(第20条)などの規定がある。

上記に基づき、本論で扱っている対馬市は、離島振興対策実施地域に指定され、長崎県が離島振興計画を定めることになっており、主に地域振興部地域政策課が所管している。また、県の出先機関として対馬振興局がある。他方、離島振興法を所管する主な国の機関として、国土交通省都市・地域整備局離島振興課がある。

## ②小笠原諸島振興開発特別措置法

小笠原諸島振興開発特別措置法は、1968年の小笠原返還に伴い、1969年12月に制定された小笠原諸島復興特別措置法を起源とする。同法は、5年間の時限立法であるが、5年毎に延長され、1979年3月に小笠原諸島振興特別措置法と改称された後、1989年3月に現在の名称となった。最近では、2009年に一部改正され、有効期限が5年延長されている。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法は、「小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする(第1条)」。次に、「国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針(以下「基本方針」という。)を定め(第3条)、「東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画を定めなければならない(第4条)」とされている<sup>3</sup>。その上で、特別の助成(第6条)、交通の確保等についての配慮(第13条の2)、医療の充実についての配慮(第13条の5)などの規定がある。

上記に基づき、東京都が小笠原諸島振興開発計画を定めており、主な担当部署は東京都総務局行政部振興企画課となっている。また、都の出先機関として、小笠原支庁がある。他方、小笠原諸島振興開発特別措置法を所管する主な国の機関として、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官、またその出先機関(特別の機関)として小笠原総合事務所がある。

### ③沖縄振興特別措置法

沖縄振興特別措置法は、1972年の沖縄返還に伴い、1972年5月に施行された沖縄振興開発特別措置法を起源とする。同法は、10年間の時限立法で、2度の延長の後、2002年に廃止されたが、その代わりに、同年3月に現在の沖縄振興特別措置法が制定された。

現行の沖縄振興特別措置法は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする（第1条）」。次に、「沖縄県知事は、沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出（第5条）」し、「内閣総理大臣は、前項の沖縄振興計画の案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定する（第5条2）」とされている。その上で、課税の特例（第16条、第31条、第36条、第48条、第57条、第65条、第71条）、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第17条、第32条、第37条、第49条、第58条）、輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除（第26条）、航空機燃料税の軽減（第27条）、国の負担又は補助の割合の特例等（第105条）などが定められている。

また、離島に関しては、沖縄振興計画において定めるものとされ（第4条10）、無医地区における医療の確保（第89条）、離島の地域における高齢者の福祉の増進（第90条）、交通の確保等（第91条）、離島の地域の小規模校における教育の充実（第92条）、離島の旅館業に係る減価償却の特例（第93条）、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第94条）などの規定がある。これに関連して、離島（北部圏域、中・南部圏域、宮古圏域、八重山圏域）に関しては、新沖縄県離島振興計画も策定されている。

上記に基づき、沖縄県が沖縄振興計画及び新沖縄県離島振興計画を定めており、主な担当部署は、前者が企画調整課、後者が地域・離島課となっている。また、離島に関しては、本論で扱う石垣市・与那国町に關係する県の関係出先機関として、八重山事務所がある（南大東村に関してはない）。他方、沖縄振興特別措置法を所管とする主な国の機関として、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）及び沖縄振興局、その出先機関（地方支分部局）として沖縄総合事務局がある。

## 2. 近年の動き

近年の「国境離島」をめぐる法制の動きとして、①海洋基本法、②防人の島新法構想があげられる。

### ①海洋基本法

海洋基本法は、2007年7月に施行されており、「地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ

積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的（第1条）」としている。

離島の保全等に関しては、「国は、離島が我が国の領域及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする（第26条）」と規定されている。

なお、同法に基づき、内閣総理大臣を長とする総合海洋政策本部が内閣に設置されている。

## ②防人の島新法構想

国境離島に関する新法構想は、本特集号でも「国境離島振興法(仮称)」試案として提言されている（「研究報告」参照）が、本論では、2008年11月に長崎県対馬市が独自に策定した国境対馬振興特別措置法（通称：防人の島新法）案の概要とその後の動きを紹介したい。

防人の島新法の概要は、①国防等に関連する機関の設置（陸上、海上、航空自衛隊の施設拡充及び増員による国防の警備強化・防衛大学校の分校、研修所、訓練所を設置・海上保安大学校の分校、研修所、訓練所を設置）、②領土保全に対する特別措置（国土の保全、管理、排他的経済水域の管理に対する特別措置・外国資本による不動産買収を規制する特別措置・買い上げ制度の創設（防衛上））、③第一次産業に対する特別な措置（農林水産業への新規就労者に対する特別措置・資源管理、回復研究実施機関の設置）、④財・税制措置（地方債（国境離島債）の創設・誘致企業に対する法人税の免除・地方交付税の国境離島枠の創設）、⑤新規企業及び中小企業への特別な金融措置、⑥大気、水質汚染の観測、研究、協議機関の設置、⑦海洋にかかる試験研究機関の設置、⑧観光振興に対する特別措置（資源を活用した観光振興に対する特別措置・体験型観光に対する特別措置）、⑨人材育成に対する特別措置（独立行政法人の付属専門校の設置・地域活性化リーダーの育成に対する特別措置）となっている（『産経新聞』2008年11月13日）。

その後、2009年6月には、超党派の国会議員でつくる「国境離島対策プロジェクトチーム（PT）」が、経済対策や国境離島政策について関係省庁の担当者らからヒアリングを行い、衆院法制局からは、国境離島問題を解決するための「防人の島新法」（通称）の素案が示された。その際、衆院法制局の担当者は、新法制定の前提として、対馬を対象地域とする特殊事情（国境であること・外国資本による不動産買収）の存在が必要と指摘した上で、現在の離島振興法に基づく施策に加え、自衛隊施設の設置や自衛隊施設周辺の土地買い上げ措置、公共施設の整備や国際会議の誘致など観光振興の具体策、地域リーダーなどの人材育成、本土に比べて割高となる燃油価格対策、特定事業についての補助率のかさ上げなどを盛り込む案を提示した。また、「対馬も対象となっている現在の離島振興法と、新法を一本化するほうが（法

整備上) 分かりやすい」とした。さらに、外国人による不動産取得規制については、対馬を対象とする特別措置を新法で規定する場合、サービス貿易協定や日韓投資協定など条約との関係上、課題があるとの認識を示し、具体的な措置の規定とするのか、国に対して外国人による不動産取得を規制するための施策を講ずることを義務づける規定にするのか、PT側の判断を求めたという(『産経新聞』2009年6月3日)。

ちなみに、その後、同法案に対する進展は表立っては見られていない。

### 3. 課題

これまで新たな動きも含めた国境離島法制の現状を見てきたが、特に先述した対馬市や本特集号で取り上げている与那国では新法を求める積極的な動きがあることに象徴されるように、現行法制による振興策では不十分であることは間違いない。他方、新法を策定する上で、①「国境離島」の定義、②振興策の内容、③国境意識の希薄さといった課題が考えられる。

#### ①「国境離島」の定義

「国境離島」の定義として、冒頭で述べた8島が考えられるが、あくまで一例に過ぎない。例えば、長崎県では、離島三市(対馬市・壱岐市・五島市)が共通して抱える問題、課題の解決や、国境地域の離島振興のための特別措置法「防人(さきもり)の島新法」の実現に向か、連携して国や県に陳情活動などをすることで一致している(『長崎新聞』2009年1月21日)。

このように、対象となる「国境離島」を定義する際には、さまざまな糺余曲折が予想されるが、以下のジレンマに陥ることにも留意しておく必要がある。すなわち、「国境離島」の定義を限定すればするほど、対象地域にとってはより有効な施策が期待されうるが、その実現性は低くなるかもしれない。というのも、全国的に厳しい財政状況の下で、一部の地域の振興だけを目的とする法律や制度を実現させるにはより大きな政治力が必要であると考えられるからである。他方、「国境離島」の範囲を広げれば広げるほど、その実現可能性は高まるが、先述した離島振興法や2000年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)<sup>4</sup>との差違が不明確となり、効果はほとんど期待できなくなるであろう。

#### ②振興策の内容

現行法制をもとに振興策を考える場合、補助金のかさ上げ率が焦点となる。確かに、それも大事であることは間違いないが、そのかさ上げにもかかわらず、地域が疲弊している離島・過疎地域の状況を鑑みれば、その効果には疑問を呈せざるを得ない。例えば、2009年7月に北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(北特法)<sup>5</sup>が改正され、2010年度以降、根室管内1市4町(北海道根室市・別海町、中標津町、標津町、羅臼町)が行う公共事業の国庫補助率かさ上げの適用条件緩和が適用する見通しとなった(『北海道新聞』2009年5月14日)が、沖縄と比べると、補助率は高くないし、その沖縄振興も現在は岐路に立っている。

以上のことから、新法による振興策は、現行法制による振興策とは異なる内容とする必要があると思われる。その例としては、安全保障と国際物流・外国人観光客の拡大の両立を意図した施策(例:CIQの強化と法人税の減免措置)があげられる。また、先述した3つの現行法で

は、計画策定は都道府県の事務とされているが、国の施策による法律であるなら、計画策定も国が行うべきであると考える。

### ③国境意識の希薄さ

筆者は、これまで国境問題を考えるために、国境離島と位置づけ可能な島にある自治体（北海道利尻町・利尻富士町・礼文町、東京都小笠原村、島根県隠岐の島町、対馬市・壱岐市、沖縄県宮古島市・多良間村・石垣市・竹富町・与那国町）で現地調査を行ってきた。これらのうち、防人の島新法も含む国境離島振興法構想に関心がある自治体は先述した対馬市・壱岐市・五島市と与那国町に留まっていると思われる。そのうち、実際に外国人観光客が多い国境離島は現状では対馬市のみである。また、2008年11月に産経新聞社が衆参両院の全国会議員（計721人）を対象に領土意識に関するアンケート調査を行ったところ、回答率は全体の1割強（80人：有効回答は75人）に過ぎなかったという（宮本雅史編著『対馬が危ない』産経新聞社、2009年）。国境離島のみを対象とする法律を実現させたい場合、このような住民意識、ひいては国会議員の意識をいかに向上させるかも課題となろう。

## おわりに

本論では、「日本の国境離島法制」と題し、日本の「国境離島」をめぐる法制の現状と課題を論じてきた。新法が策定されることはもちろん、その対象となる「国境離島」の定義も現時点では予断を許さないが、それにも増して問題なのは、新法を策定したとしても、従来の振興策も含めて見直したものにならない限り、根本的な解決には結びつかないということである。したがって、その実現のためには名実ともに強い政治的リーダーシップが必要不可欠である。このことは、結果として構造「微調整」となった「構造改革特区」制度を見れば明らかであろう。すなわち、国境離島に関する問題を解決するには、現行法制の下での行政の裁量に期待するのではなく、新たな理念に基づく立法が必要なのである。そのためにも、繰り返しになるが、民意を得た関係自治体の首長や立法機関（国会）を構成する国会議員の理解をいかに得ていくかが重要となるであろう。すなわち、国境離島に関する新たな法律の策定は、新たな時代認識に基づく国家観をもった政治的リーダーシップにかかっているのである。

（追記）本論は、平成21年度国土政策関係研究支援事業による研究成果の一部である。

<sup>1</sup> 「主な国境離島の現状（計画部会第11回資料）」（国土交通省ホームページ：[http://www.kokudoikaku.go.jp/share/doc\\_pdf/2665.pdf](http://www.kokudoikaku.go.jp/share/doc_pdf/2665.pdf)）

<sup>2</sup> この他、離島振興に関する法律として、1953年の奄美返還に伴い、1954年に施行された奄美群島振興開発特別措置法がある。

<sup>3</sup> 2004年の改正より、振興開発計画の策定主体が国（内閣総理大臣）から都（東京都知事）となった。

<sup>4</sup> この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする（第1条）。

なお、この法律は、2000年度から10年間の時限立法であったが、6年間延長される予定である。

---

<sup>5</sup> この法律は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とロシア連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする（第1条）。

なお、この法律は、1982年8月に施行され、2009年7月に改正案が成立したが、施行は2010年4月1日である。

## 健康・生命の安全保障と国境離島政策

—新型感染症に対する「抑止力」「危機管理」の観点から—



城西大学専任講師（薬学博士）川口 健夫

### はじめに

単細胞の細菌からヒトに至るまで、地球型生命体の全てに感染症が存在する。

人類は前世紀の中頃になって抗生物質を手にし、細菌感染症の大半を克服した。しかし、ウイルス感染症に有効な薬物療法は、未だ全く確立していないと言っても過言ではない。

天然痘、ポリオ（小児麻痺）、日本脳炎、狂犬病などは、国内での感染例がほとんど無く、消滅した疾患のように思い勝ちだが、この状況は日本国内に限定される衛生環境やワクチン接種によるものであり、一旦これらの感染症を発症した場合の治療法はない。一例をあげれば、2006年フィリピン滞在中に犬に咬まれた日本人男性2名が、帰国後に狂犬病を発症し両名とも死亡している。

これら治療法のないウイルス感染症から国民を守るための施策は、明治期より間断なく行われ大きな成果をあげているが、近年の新型ウイルス発生など新たな課題も現出している。

本稿では、主に新型感染症の発生を想定し、健康と生活の安全確保の観点から、「国境離島政策」の重要性に言及してみたい。

### 国内に狂犬病が存在しない理由

狂犬病ウイルスはヒトを含む全ての哺乳類に感染し、感染個体の主に唾液を介して伝染する。従って、犬以外にも相手に咬傷を与えるネコ、アライグマ、キツネ、吸血コウモリなどからの感染例があるが、感染源としては犬およびオオカミの存在が大きい。

世界的には、現在でも年間5万人以上の患者（=死者、発病後に救命された症例は全世界で数例といわれる）が出ている。日本には18世紀中頃に長崎に持ち込まれ、江戸時代から大正期にかけて全国に蔓延した（ニホンオオカミ絶滅の一因とも言われる）。

明治以降、時の政府が行った狂犬病対策は、野犬（オオカミを含む）の徹底駆除と飼犬へのワクチン接種（明治末より）で、これにより国内から感染犬が駆逐され（昭和31年以降）、同時に国内での感染者の発生も皆無となった。

ところで、重要なのはその後である。昭和31年以降、我が国が狂犬病の無病地域（清浄国）を保つことができたのは、四方を海に囲まれている我が国の地理的条件と優れた検疫・防疫体制によるものである。他方、地理的条件が類似した英国の場合、ユーロトンネルの開通に伴って清浄国地位が危うくなっている。

では、我が国の状況は万全だろうか？

国境の海峡を泳ぎ渡る陸生哺乳類はなく、主要港湾・空港における検疫体制にも期待できよう。しかし、不法に侵入する犬類への対策は遅れている。有病地のロシアから不定期に入港する漁船の過半が犬を同船させていると言われる。台湾を除く近隣国はすべて有病国であるが、有事の際には犬類を伴った難民が国境地域に到来する可能性がある。また、考えたくない事態ではあるが、故意かつ不法に感染動物を持ち込み、国内で放逐する者があれば、極めて大きな社会不安をもたらすことになる。

## 鳥類とウイルス感染症

鳥はウイルスの巣である。健常な鳥も、その体内には多数のウイルスを宿しており、その中にはヒトに感染して致命的な症状を引き起こすものが多数存在する。しかも、鳥は海を渡る。

日本脳炎という疾患は比較的身近な存在で、蚊がウイルスを媒介することもよく知られている。発症すれば致死率約20%、救命されても過半数に重篤な後遺症（麻痺など）が残る。幼児-小児期のワクチン接種により、国内での発症は激減した。が、近年でも年間数例の発症（その背後には数百例の不顕感染が存在すると考えられる）が報告されている。

日本脳炎は「日本」特有のウイルス病ではなく、現在の主な感染地域は東南アジア、南アジアで、毎年1万人以上の患者が発生している。我が国において、患者数が減ったとはいえ、上記の狂犬病の如く国内での感染例が皆無にはならないのは、毎年、新たな感染源が侵入するのが一因である。

日本脳炎ウイルスの感染は、蚊が媒介する＜鳥-豚-ヒト＞の経路をとり、豚の血中でウイルス濃度が高まり、その豚を吸血した蚊がヒトを吸血することで感染が成立する（＜ヒト-ヒト＞間の感染はない）。

本土では蚊の成虫は越冬できず、養豚の出荷サイクルは約半年であることを考えると、南方経由で渡り鳥がウイルスを持ち込んでいる可能性が高い。沖縄県では宮古島以南の先島諸島において、渡り鳥や豚に対するウイルス抗体調査を行っているが、この種の取り組みは後述する「新型感染症対策」としても重要で、国レベルでのより詳細かつ大規模な検討が必要である。

1999年7月、ニューヨーク市ブロンクス動物園の周辺でカラスの死骸が多数発見され、続いて園内の鶴、フラミンゴ、ハゲワシなどが死亡した。その死骸を剖検した結果、脳炎と心筋炎が疑われたが、原因ウイルスの特定には至らなかった。

8月下旬になって、同市クイーンズ地区の病院から、四肢の脱力感を主訴とする急性脳炎患者の発生が報告され、その患者から西ナイルウイルスが検出された。西ナイルウイルス病は1937年ウガンダで発見され、アフリカ諸国、および欧州、インド、パキスタンなどで存在が確認されているが、アメリカ大陸には存在しなかった疾患である。

ウイルスは3年でアメリカ大陸を横断し、2002年にカリフォルニアに到達した時点でのアメリカ国内の感染者数は3000余名、内183名が死亡した。西ナイルウイルスは上記の日本脳炎ウイルスと近縁で、鳥の体内でウイルスが増殖・濃縮され、これを吸血した蚊によってヒトへの感染が成立すると考えられている。

このウイルスが大西洋を渡った経緯については、渡り鳥説に加えて、違法な鳥類輸入が原因とするものもあるが、いずれにしても鳥類が介在している可能性が高い。現在、我が国への西ナイルウイルス侵入に備えて、鳥類の検疫強化と空港における蚊の調査が行われているが、渡り鳥調査も重要である。ルートとしては、太平洋を越えるよりも、有病地のインド、パキスタンからの渡来の方が可能性として高く、近隣諸国との情報交換、当該「南方国境における防疫体制」の強化が早急に求められる。

## 新型感染症への備え

最初にも述べたように、細菌感染症とは異なり、ウイルス感染症に対して広範な有効性を示す薬物療法は存在しない。

ヘルペスとインフルエンザの一部に対しては、有効な薬剤が存在するが、後者（タミフルなど）については予防薬の域を出ない。重篤なウイルス性疾患を発症した患者に対して、我々はほとんど無力である。

海外で新型ウイルスによるヒト-ヒト型感染症（空気・飛沫感染を想定。AIDSのような血液感染は除く）が発生した場合、入国者に対する検疫を強化しても、最終的にはその侵入を阻止できないことは、昨今の新型インフルエンザ対策の結果が示している。

では、我々には何ができるのだろうか？

天然痘患者の記録は紀元前に遡り、ラムセス5世（紀元前11世紀頃）のミイラにもその痕跡が認められる。誰もが知るように、天然痘はワクチン（種痘）によって地球上から駆逐されたが、その過程は、既存のウイルス性疾患鎮圧の歴史（地域によっては極めて不完全であるが）に重なる。すなわち、ウイルス性疾患に有効な治療法が不在の中で、ワクチンのみが確実な効果をあげてきたと言える。しかし、新型ウイルスに対するワクチンの製造には、当該ウイルス株の入手が不可欠である。

ところで、新型ウイルス感染症を想定し、その発生条件を考えてみよう。

2002-2003年にかけて世界を震撼させた新型肺炎（SARS、重症急性呼吸器症候群）は、鼻風邪程度の症状しか示さなかったコロナウイルスが強毒化変異したのが原因であった。このウイルス変異の過程は不明であるが、鳥類と高等哺乳類（一説にはハクビシン）の関与が強く疑われている。

現在、最も懸念される強毒性の鳥インフルエンザウイルスが<ヒトーヒト>感染型へ変異するための必要条件は何か？

鳥類（鳥網）は卵生で、恐竜から進化したと考えられている。従って、ヒトとは生理学的に隔たりがあり、鳥の体内で変異したウイルスが、突然<ヒトーヒト>間の感染能力を獲得することは考え難い。<ヒトーヒト>型の変異ウイルスが出現するには、鳥とヒトの間を結ぶ、比較的高等な哺乳類の介在が必要だが、それには鳥とヒトの近傍に常在する豚、牛、馬などの家畜の存在が重要である。

すなわち、ヒト型の新型ウイルスが発生する条件は、ヒト、鳥（鶏）、家畜が密接に共生している環境、住居の庭先で鶏が餌を啄み、その傍らに馬小屋や豚舎がある状況である。昭和30年代前半までは東京郊外でも見られたこの光景は、我が国の南西に連なる国々に現在も保存されている。また、2009年にメキシコから伝播した新型インフルエンザにも同様の発生環境があったと考えられる。

例えば、東南あるいは南アジアの農村部で鶏-豚間での感染を繰り返す過程で、<ヒトーヒト>感染能力を獲得した新型ウイルスが発生したと仮定する。外部との接触が少ない山岳あるいは農村地域で少数の患者が発生しても、現地保健当局の監視網には感知されない。このウイルスに感染した鳥が、その体内でウイルス濃度を高めながら、繁殖のために飛来するのは我が国であり、最初に到達するのは九州の南から台湾に向けて弧を描く南西諸島のどこか、かも知れない。

## おわりに

我が国に駐留する他国の軍事基地の在り方をめぐる議論があり、本稿が活字になる頃までにも、一つの困難な決断が迫られている。

この議論の中には、「安全保障」や「抑止力」といった単語が必ず登場し、それらは当然ながら軍事力によるものである。しかし、国境を越えて我が国の安全を脅かすのは人や軍事力だけではない。

本稿で、その重要性について言及した「国境離島地域における防疫活動」は、新型ウイルス侵攻の察知、新型ウイルス株の入手に有効で、その結果、早期のワクチン製造に着手できれば、「パンデミックという国家的危機」に対する有効な防衛手段になろう。

いずれにせよ、国境の海域・離島地域における感染症対策の強化は、個々の国民の健康・生活の安全確保、ひいては生命維持に係る重大な課題である。

安全保障の観点にも立脚した「国境離島政策」への新たな認識と然るべき行動が求められている。

# 「国境離島振興法（仮称）」試案

## 骨子および主要事項について

財団法人都市経済研究所

### Part—I

#### I. 対象

- 対象とする国境離島の概念：

「離島振興法」（昭和28年）にいう離島のうち、外国の領域又は排他的経済水域と接する我が国の領海線又は排他的経済水域線の起点となる有人離島

（以下「国境離島」という）

#### II. 目的

- 国境離島の産業基盤および生活環境の整備等を改善し、定住を促進する。
- 国境地域の活性化と安全・安心の確立に資する貿易、航海、国際交流等を促進する。
- 以下の施策を実行することにより、我が国の領域・排他的水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等を図り、国民経済の発展と国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### III. 施策

- 上記目的に基づく各種事業を迅速かつ強力に実施する。
- 国境離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、国境離島の振興と秩序ある国際交流を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図る。

#### IV. 区域指定

- 国境離島振興対策特別区域の指定：

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、上記目的を達成するために必要と認める国境離島の地域の全部又は一部を「国境離島振興対策特別区域」として指定する。

#### V. 基本方針（国）

- 国境離島振興対策特別区域の振興を図るため、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、離島振興法に基づく離島振興基本方針に加え、「国境離島振興基本方針」を定める。

## **VI. 基本方針に定める事項**

- ・ 国境離島の振興の意義および方向
- ・ 国境離島および外国との交通・通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設・通信施設の整備その他の必要な措置
- ・ 貿易、外国投資受入等による農林水産業、商工業等の産業の振興
- ・ 貿易、外国投資受入等を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置
- ・ 生活環境の整備（海洋漂流廃棄物の減量等の適正処理を含む）のための国際協力に関する事項
- ・ 医療の確保等のための国際協力に関する事項
- ・ 国境離島における定住促進、国際交流を担う人材の育成に関する事項
- ・ 国際理解教育および国際文化交流の振興に関する事項
- ・ 国際観光の開発に関する事項
- ・ 国境離島における出入国に関する事項
- ・ 水害、風害その他の災害を防除するために国際協力の確保に関する事項
- ・ その他国境離島の振興に関する事項

## **VII. 関係協議**

- ・ 国境離島振興基本方針を定めようとするとき、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、関係行政機関の長、関係地方自治体の長と協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

## **VIII. 振興計画（都道府県）**

- ・ 国境離島振興対策特別地域の指定があった場合、関係都道府県は、国境離島振興基本方針に基づき、当該地域について「国境離島振興計画」を定めなければならない。

## **IX. 振興計画に定める事項**

(VIと同じ?)

## **X. 関係協議**

- ・ 国境離島振興計画を定めようとするとき、都道府県は、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る「国境離島振興計画の案」を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。
- ・ 国境離島振興対策特別区域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して国境離島振興計画の案を作成し提出することができる。
- ・ 国境離島振興計画を定めるにあたり、都道府県は、市町村案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

- ・国境離島振興計画を定めたとき、都道府県は、これを内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。
- ・国境離島振興計画の提出があつた場合、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合、関係行政機関の長は、当該国境離島振興計画についての意見を申し出ることができる。
- ・国境離島振興計画が国境離島振興基本方針に適合していないと認めるとき、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

## Part-II

### I. 事業の実施

- ・国境離島振興計画に基づく事業は、本法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（命令を含む）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する。

### II. 経費の計上

- ・国境離島振興計画の実施に要する経費について、国は毎年度、国の財政の許す範囲内においてこれを予算に計上しなければならない。

### III. 国の負担又は補助割合の特例等

- ・国境離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する費用について国が負担し又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。
- ・国境離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合、当該経費について前項の規定を適用したとするならば、国が負担又は補助することとなる割合を参照し、当該交付金額を算定する。
- ・前項（第一項）の場合において、地方交付税法（第十条）に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。
- ・国は、前項に規定する事業のほか、国境離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- ・国境離島振興対策特別区域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（第三条）の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四

条の規定によって算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は同法同条の規定にかかわらず五分の四とする。

- ・政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第一項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。
- ・国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（第十二条第一項）の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十二条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、国境離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

#### **IV. 地方債についての配慮**

- ・地方公共団体が国境離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

#### **V. 資金の確保等**

- ・国及び地方公共団体は、国境離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

#### **VI. 税制上の措置**

- ・第一条の目的の達成に資するため、国は租税特別措置法の定めるところにより、国境離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずる。

#### **VII. 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置**

- ・地方税法（第六条）の規定により、地方公共団体が、国境離島振興対策実施地域において外国投資の促進のため、外資系企業による製造事業、ソフトウェア業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以

降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

## Part- III

### I. 医療の確保等

- ・ 都道府県は、国境離島振興対策特別区域における医療に関する国際協力を確保するため、国境離島振興計画に基づいて、次に掲げる事業を実施しなければならない。
  - ① 国際医療協力が可能な診療所の設置
  - ② 医療機関の国際的協力体制(救急医療用機器を装備したヘリコプター等により患者を国内外に輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む)の整備
  - ③ その他国際医療協力の確保に必要な事業
- ・ 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき協力を要請することができる。
  - ① 外国の医師又は歯科医師並びに看護師の受入
  - ② 国外への医師又は歯科医師並びに看護師の派遣
- ・ 国及び都道府県は、国境離島振興対策実施特別区域内における国際的医療協力の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む)に努めなければならない。
- ・ 都道府県は、前項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- ・ 国は、前項に掲げる事業について、政令の定めるところによりその二分の一を補助するものとする。

### II. 国際防災協力の推進

- ・ 国及び都道府県は、国境離島振興対策特別区域において国際防災協力の推進を図るため、国境離島である市町村が災害対策基本法に基づく国際協力を実施するために便宜を供与し、国際防災協力のための施設の整備ならびに災害時の円滑な国際援助受入等についてあらかじめ適切な配慮をするものとする。

### III. 国際交通の整備、出入国、輸出入のための措置の充実

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興及び地域の国際化等を図るため、国際航海、国際航空等の交通の整備並びに出入国及び輸出入を促進する措置等の充実について特別の配慮を図るものとする。

## **IV. 國際情報の流通の円滑化及び国外との通信体系の充実**

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、国際情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の国外との通信体系の充実等について適切な配慮をするものとする。

## **V. 農林水産業の振興**

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の輸出入並びに流通及び消費の増進並びに国際観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

## **VI. 國際理解教育の充実**

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、国際理解教育の充実に努めるとともに、国際交流を担う人材を育成する必要性を踏まえ、地域社会の特性に応じた高等教育及び生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

## **VII. 地域文化の振興と国際文化交流**

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域において伝承されてきた有形無形文化財などの文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における国際文化交流について適切な配慮をするものとする。

## **VIII. 国際交流の促進**

- ・ 国及び地方公共団体は、国境離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していることなどの特性があることに鑑み、国民の国境離島に対する理解と関心を深めるとともに、国境離島振興対策特別区域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域における我が国と国外の地域との国際交流の促進について適切な配慮をするものとする。

## **IX. 農地法等における配慮**

- ・ 国の行政機関の長又は都道府県は、国境離島振興対策特別区域における農地法、自然公園法その他の法律の規定の運用に当たっては、国境離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

# 国境離島振興法（検討試案）

国境離島政策研究会（分科会）

（目的）

## 第一条

この法律は、離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）にいう離島のうち、外国の領域又は排他的経済水域と接する我が国の領海線又は排他的経済水域線の起点となる有人離島（以下「国境離島」とする）について、産業基盤及び生活環境の整備等を改善して定住を促進するとともに、国境地域の貿易、航海および国際交流を促進する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等国境離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、国境離島の国際化を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて我が国の領域、排他的水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等、ならびに国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

（指定）

## 第二条

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要と認める国境離島の地域の全部又は一部を、国境離島振興対策特別区域として指定する。

2 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（国境離島振興基本方針）

## 第三条

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、国境離島振興対策特別区域の振興を図るため、離島振興法に基づく離島振興基本方針に加えて、国境離島振興基本方針を定めるものとする。

2 国境離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国境離島の振興の意義及び方向に関する事項
- 二 国境離島及び外国との交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
- 三 貿易、外国投資受入等による農林水産業、商工業等の産業の振興及び貿易、外国投資受入等を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
- 四 生活環境の整備（海洋漂流廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）のための国際協力に関する基本的な事項

- 五 医療の確保等のための国際協力に関する基本的な事項
  - 六 国境離島における定住促進と国際交流を担う人材の育成に関する基本的な事項
  - 七 国際理解教育及び国際文化交流の振興に関する基本的な事項
  - 八 国際観光の開発に関する基本的な事項
  - 九 国境離島における出入国に関する基本的な事項
  - 十 水害、風害その他の災害を防除するために国際協力の確保に関する基本的な事項
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、国境離島の振興に関する基本的な事項
- 3 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長および関係地方自治体の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、国境離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、国境離島振興基本方針の変更について準用する。

#### (国境離島振興計画)

#### 第四条

第二条第一項の規定により国境離島振興対策実施地域の指定があった場合においては、関係都道府県は、国境離島振興基本方針に基づき、当該地域について国境離島振興計画を定めなければならない。

- 2 国境離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 国境離島の振興の基本の方針に関する事項
  - 二 隣接する外国との交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
  - 三 国境貿易、外国投資受入等による農林水産業、商工業等の産業の振興及び貿易、外国投資受入等を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
  - 四 生活環境の整備（海洋漂流廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）のための国際協力ならびに定住の促進に関する基本的な事項
  - 五 医療の確保等のための国際協力に関する基本的な事項
  - 六 国際理解教育及び国際文化交流の振興並びに国際交流を担う人材の育成に関する基本的な事項
  - 七 国際観光の開発に関する基本的な事項
  - 八 国外の地域との出入国の推進および安全対策に関する基本的な事項
  - 九 水害、風害、津波その他の災害を防除するために国際協力の確保に関する基本的な事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、国境離島の振興に関する基本的な事項

3 都道府県は、国境離島振興対策特別区域について国境離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る国境離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の国境離島振興対策特別区域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して国境離島振興計画の案を作成し、提出することができる。

4 前項の案の提出を受けた都道府県は、国境離島振興計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

5 都道府県は、国境離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、前項の規定により国境離島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該国境離島振興計画についてその意見を内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣に申し出ることができる。

7 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、第五項の規定により提出された国境離島振興計画が国境離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び国土交通大臣は、第五項の規定により提出された国境離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、国境離島振興計画の変更について準用する。

#### (事業の実施)

### 第五条

国境離島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

#### (経費の計上)

### 第六条

国は、国境離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

## (国の負担又は補助の割合の特例等)

### 第七条

国境離島振興計画に基づく事業のうち別表に掲げるものに要する費用について国が負担し又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

2 国は、国境離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参照して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 第一項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4 国は、第一項及び第二項に規定する事業のほか、国境離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

5 国境離島振興対策特別区域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によって算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

6 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第一項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、国境離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

## (地方債についての配慮)

### 第八条

地方公共団体が国境離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団

体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

**第九条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(医療の確保等)

**第十条**

都道府県は、国境離島振興対策特別区域における医療に関する国際協力を確保するため、国境離島振興計画に基づいて、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 国際医療協力が可能な診療所の設置
  - 二 医療機関の国際的協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を国内外に輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。以下同じ。）の整備
  - 三 その他国際医療協力の確保に必要な事業
- 2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 外国の医師又は歯科医師並びに看護師の受入
  - 二 国外への医師又は歯科医師並びに看護師の派遣
- 3 国及び都道府県は、国境離島振興対策実施特別区域内における国際的医療協力の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
- 4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

(国際防災協力の推進)

**第十二条**

国及び都道府県は、国境離島振興対策特別区域において国際防災協力の推進を図るため、国境離島である市町村が災害対策基本法に基づく国際協力を実施するために便宜を供与し、国際防災協力のための施設の整備ならびに災害時の円滑な国際援助受入等についてあらかじめ適切な配慮をするものとする。

(国際交通の整備、出入国、輸出入のための措置の充実)

**第十二条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域における島民の生活の利便性の向

上、産業の振興及び地域の国際化等を図るため、国際航海、国際航空等の交通の整備並びに出入国及び輸出入を促進する措置の充実について特別の配慮をするものとする。

(国際情報の流通の円滑化及び国外との通信体系の充実)

**第十三条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、国際情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の国外との通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興)

**第十四条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の輸出入並びに流通及び消費の増進並びに国際観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(国際理解教育の充実)

**第十五条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、国際理解教育の充実に努めるとともに、国際交流を担う人材を育成する必要性を踏まえて、地域社会の特性に応じた高等教育及び生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興と国際文化交流)

**第十六条**

国及び地方公共団体は、国境離島振興対策特別区域において伝承されてきた有形無形文化財などの文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における国際文化交流について適切な配慮をするものとする。

(国際交流の促進)

**第十七条**

国及び地方公共団体は、国境離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の国境離島に対する理解と関心を深めるとともに、国境離島振興対策特別区域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域における我が国と及び国外の地域との国際交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等における配慮)

**第十八条**

国の行政機関の長又は都道府県は、国境離島振興対策特別区域における農地法（昭和

二十七年法律第二百二十九号)、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)その他の法律の規定の運用に当たっては、国境離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

**第十九条**

国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、国境離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

**第二十条**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、国境離島振興対策実施地域内において外国投資の促進のため、外資系企業による製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

**第二十一条**

国土審議会は、国境離島振興に関する重要事項を調査審議する。  
2 土国審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(政令への委任)

**第二十二条**

この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

# 国境離島・地域における国際交流都市整備法（検討試案）

国境離島政策研究会（分科会）

## （目的）

### 第一条

この法律は、離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）にいう離島のうち、外国の領域又は排他的経済水域と接する我が国の領海線又は排他的経済水域線の起点となる有人離島（以下「国境離島」とする）等において、国際交流都市（以下「国境離島国際交流都市」）を整備し、住民のための産業基盤及び生活環境の整備等を改善して定住を促進するとともに、国境地域の貿易、航海および外客の誘致並びに国際交流を促進するための諸条件を整備し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等、国境離島・地域の振興のための特別の措置を講ずることによって、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて我が国の領域、排他的水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等の海洋基本法の目的を達成し、国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

## （指定）

### 第二条

内閣総理大臣、（総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び）国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要と認める国境離島等が属する市町村を、国境離島・地域国際交流都市として指定する。

2 内閣総理大臣、（総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、及び）国土交通大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

## （計画及び事業）

### 第三条

国境離島・地域国際交流都市を整備する計画（以下「国境離島・地域国際交流都市整備計画」という。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）等に定める計画のほか、国境離島の振興にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 国境離島・地域国際交流都市を整備する事業（以下「国境離島・地域国際交流都市整備事業」という。）は、国境離島・地域国際交流都市整備計画を実施するものとする。

## （事業の執行）

### 第四条

国境離島・地域国際交流都市に指定された市町村の首長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、国境離島・地域都市整備事業を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

**第五条**

国及び地方公共団体ならびに独立行政法人の関係諸機関は、国境離島・地域国際交流都市整備事業が第一条の目的に照らし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

2 総合海洋政策本部長及び海洋政策担当大臣は、国境離島・地域国際交流都市整備事業が、第一条の目的に照らし、海洋基本法（平成一九年法律第三十三号）の基本的な施策の推進に資することを考え、できる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

**第六条**

国は、国境離島・地域国際交流都市整備事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告等)

**第七条**

国境離島・地域国際交流都市整備事業の執行者は、その事業が速やかに完成するよう努め、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、海洋基本法（平成一九年法律第三十三号）第16条の海洋基本計画を見直す際、国境離島・地域国際交流都市整備事業の進行状況について適切に勘案するものとする。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、国境離島の振興に関する施策とともに国境離島・地域国際交流都市整備事業の状況を報告しなければならない。

平成 20 年 2 月 5 日

内閣官房総合海洋政策本部事務局（意見募集担当）御中

## 「海洋基本計画（原案）に対する意見」

氏名： 上妻 毅

職業： 財団法人都市経済研究所 理事

（兼任：与那国町在京支援事務所／別紙参照）

住所： 東京都港区新橋 5 10 8

性別： 男

電話番号： 03-3431-7011 ファックス番号： 03-3431-7020

（意見）

### 国境離島の振興について

海洋基本計画（原案）を拝見しました。

わが国の海洋権益を強く主張することは極めて重要ですが、その際、海洋権益の根柢となっている「離島」に対する十分な理解と配慮、特に、「離島住民」の方々の安心・安全等の問題への政策的な配慮が強く求められると考えます。このことによって、海洋基本法が定める「地方公共団体の責務」、本基本計画が示す「海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」などの課題においても、本法の推進が‘血の通った’国民参加型のものになると思います。

離島に関しては、35 ページの 10（離島の保全等）で触れられていますが、特に外国と海域を接している「国境離島」の保全と振興について、住民の目線も含んだ内容が同計画の中に盛り込まれるべきであると考えます。

例えば、以下のような段落を上記 10 の（3）として加筆されてはいかがでしょうか。  
ご検討のほど、宜しくお願ひ致します。

わが国の海洋権益の維持については、領海、排他的経済水域の基線を構成する離島が重要な役割を果たしていることは明らかである。

特に、周辺国との間線を引くための基線を構成している離島、すなわち「国境離島」の地域活力の維持と発展はわが国にとって極めて重要である。

さまざまな厳しい生活条件等も抱えている「国境離島」の住民の活動・生活なしにはわが国の海洋権益の維持・発展も困難になること等を十二分に踏まえつつ、かかる離島における住民の安全、防災等に対する必要な措置を十分に講じるほか、国境離島地域の活性化、また、当該地域における国際協力の推進などについて、必要かつ有効な措置を講じていく必要がある。

## 国境離島等の保全・支援等に関する意見書（案）

広大な我が国の管轄海域に点在する離島は、中国、台湾、韓国等との国境離島・防人島として、領土と領海の保全及び排他的経済水域等の権益確保の観点から極めて重要な役割を担っている。

その一方で、離島における生活、社会、自然条件等は都市部等に比べ厳しく、さまざまな面で制約や不利益をこうむることが多いため、近年はほとんどの離島で人口の減少、高齢化の進展、産業の衰退等が相次いでおり、このままでは有人の国境離島が大幅に減少することが懸念されており、国境の保持などに関し国益を損ないかねない状況である。

一方、国境離島を抱え、広大な領海・排他的経済水域を有している島嶼県に対して、現在の地方交付税法ではこれらの要素は対象となっていないが、河川・湖沼が含まれていることや、海洋基本法で、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全などに重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、住民の生活基盤の整備その他必要な措置を講ずるものとされているのにもかかわらず、生活基盤の整備や産業の振興等社会基盤の整備が遅々として進まないことなどに対し、離島住民は強い不満を抱いている。

よって、国におかれでは、国境離島等の保全及び支援に関し、下記の事項について配慮されるよう強く要請する。

### 記

- 1 国境離島等の発展を促進するため、国境離島振興法（仮称）を制定して離島活性化特別支援事業を実施すること。
- 2 地方交付税の額の算定に当たって、離島の領海及び排他的経済水域も地方交付税の額の算定対象とすること。
- 3 全国一律となっている基準や要綱、特区開設に関する要件等をそのまま離島に適用するのではなく、それぞれの地域・離島に合った条件に緩和すること。
- 4 尖閣諸島の島々を沖縄振興特別措置法第3条第3項及び同法施行令第1条に基づき指定離島とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月日

沖縄県議会

衆議院議員	内閣総理大臣	農務大臣	厚生大臣	文部大臣	農林水産大臣	経済企画大臣	財政大臣	国務大臣	農業政策担当大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議員	内閣総理大臣	農務大臣	厚生大臣	文部大臣	農林水産大臣	経済企画大臣	財政大臣	国務大臣	農業政策担当大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議員	内閣総理大臣	農務大臣	厚生大臣	文部大臣	農林水産大臣	経済企画大臣	財政大臣	国務大臣	農業政策担当大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議員	内閣総理大臣	農務大臣	厚生大臣	文部大臣	農林水産大臣	経済企画大臣	財政大臣	国務大臣	農業政策担当大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議員	内閣総理大臣	農務大臣	厚生大臣	文部大臣	農林水産大臣	経済企画大臣	財政大臣	国務大臣	農業政策担当大臣	沖縄及び北方対策担当大臣

あて

## 防人の島(国境離島)新法の制定を求める意見書

今は遠く奈良時代の終わりころ、中国・唐の国への使節団を乗せた遣唐使船は、当時値嘉島と呼ばれていた五島列島で最後の風待ちをし、順風を帆に受けて中国大陆へ渡ったと言われています。

現在では、五島・福江島に航空自衛隊分屯基地が置かれ、半径400kmの日本の「西の空」をレーダーで常時監視し、我が国の国防上大きな役割を果たしています。

五島は日本の西端に位置し、海を介して他の国々と接しているため、昔も今もさまざまな面で他国の影響を最初に受ける、国益上非常に重要な位置を占めています。

これまで五島は離島というハンディを抱えながらも、離島振興法や過疎対策法という国の大規模な制度的支援を受け、道路、港湾、教育・文化施設など生活基盤の整備が計画的に進められてきました。また、昨年4月、海洋基本法の法制化により同法第26条に離島の保全等が明文化されたことは、大変意義深く受け止めています。

しかしながら、国境離島の現状は厳しく、高齢化の進行や若年層の流出に伴い、人口の減少に歯止めがかからず2030年の本市の推計人口は現在より40%減の約26,500人と予想されています。また、基幹産業である農林水産業は長期的低迷から脱却できず、離島であるがゆえに企業誘致も思うように進まない状況の中で、規制緩和等による公共料金の値上げや燃油価格の高騰等、民間や一地方自治体では解決できない課題が山積しています。このような状況が続ければ、住民不在の地域が拡大し、不法入国の可能性が増すなど我が国の領土保全、ひいては国防にまで甚大な影響が考えられます。

よって、国境離島の問題を一地方の問題と捉えることなく、日本全土の問題として捉え、国境の島を守り活力を与えることは国土を守っていくことに通じるとの観点から、国境離島地域の問題解決や地域振興に向けた新法の制定を強く望むものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月22日

長崎県五島市議会

# 離島＋海洋島嶼圏振興への推進方策

## — 沖縄21世紀ビジョンへの提言 —

沖縄県振興審議会総合部会専門委員  
上妻 耕

### ● 離島の暮らし

- ・ 教育、保健医療、交通、生活基盤の充実・強化など、離島における定住条件の確保と向上を重点的施策とする。
- ・ 40の有人離島への定住によって県土全体が守られ、かつ沖縄の魅力が保持されていることを前提に、種々の離島苦(島ちやび)の現実を見据えた定住支援、産業振興等の施策を拡充し、県(県民)全体で離島を支える仕組みを構築・強化する。
- ・ 一般・産業廃棄物による環境汚染の現状を直視し、環境負荷のかかりやすい離島の特性や地元市町村の脆弱な財政基盤等の実情を念頭に、離島における廃棄物の最適処理を重点的課題として取り組む。
- ・ 観光開発に関しては、雇用創出や交流人口増大を促進する一方、急速な開発・観光地化による環境・文化の破壊や衰退等が生じないよう、地域の活性化と離島固有の環境・文化等の保全との両立を図る。
- ・ 土地の改変を含む開発事業に関しては、県土保全条例を含む関係法令とともに、離島市町村と開発事業者との開発協定締結を義務づける等、事業収益の地元還元(現地法人化による納税等)や環境保全等を必須要件とする新たな事業スキームの構築を図る。
- ・ 広大な海域(排他的経済水域等)が国境離島をはじめとする外洋離島の存在によって確保されていることを前提に、国益や海洋権益確保の視点を含む有人離島への新たな支援策、離島振興のための新たな制度・措置を確立する。

### ● 離島力の発揮と海洋島嶼圏としての振興

- ・ 輸送・流通における高コスト等の条件不利性や種々の離島苦など、各離島の実情と課題を把握しながら、零細・小規模の主体・資本等であっても展開が可能な「ネットワーク型」の離島振興モデルを構築する。
- ・ 情報通信基盤の強化と技術活用を通じ、多分野で離島力の発信と潜在力の顕在化を促進する。
- ・ 交流人口を増大させ、産業や雇用の創出を図るとともに、必要な人材の育成を進める。
- ・ 離島の‘暮らしと時間’そのものを観光価値として再認識し、エコ、グリーン、ブルー等のツーリズム振興、癒しやスローライフ等のニーズに着目した観光戦略を構築する。
- ・ 守るべき生活文化や自然環境など「離島の魅力」の保全を前提に、良質な離島観光、

地元収益率向上等の仕組みづくりを徹底する。

- 特に小規模離島においては、マスツーリズムとの訣別を含め、最適な観光・ツーリズムの確立を図るべく、多様な関係者の連携・協力による新たな離島観光振興への取り組みを強力に進める。
- 野菜、果樹、薬草等の農産物に関しては、沖縄の気象条件と高ミネラルや抗酸化成分等との深い関連性に着目し、健康・長寿の資源として更なる活用を図るとともに、科学的検証に基づく高付加価値化やブランド化を推進する。
- 離島における生活や地場産業・観光等の基礎条件の改善を図るため、低料金の航空網の構築など、人・モノの移動や輸送に関わるコスト低減を図る。
- 広大な「海洋島嶼圏」としての価値を再評価し、これにふさわしい施策等を促進する。
- 排他的経済水域の確保や貴重な海洋資源の存在など日本の国益を担う地域として、海洋・海域の保全・管理・活用等に関する国の協力・支援を導入する。
- 有人国境離島については、国土・海域の保全、近隣アジア地域との友好関係の維持、外交・安全保障、観光立国など日本の国益にとって重大な存在であることに鑑み、国境地域に人が住まっていることの国益的意味をふまえた定住支援等の強化を図る。

(検討事案：国境離島等振興策／制度)

- 各離島の実状や特性をふまえた交通・通信体系の拡充、地場産業の振興、生活環境の整備、医療環境の向上、人材の育成、観光・交流の振興、防災の強化等を重視した総合的な離島振興策を立案・実施する。
- 特に国境離島においては、国境地域間の「交流促進」と「セキュリティの確保」を念頭に、国際交通(航路・空路)の整備、出入国管理体制の強化、輸出入の促進等を図るとともに、国境離島の実情や特性をふまえた教育の充実(次代を担う国際的人材の育成等)、国際交流と地域文化の振興、住民の安全・安心のための防災等の充実を図る。
- 海底資源については、次世代エネルギーとしての利活用、低炭素社会形成への寄与、環境関連産業の創出等による沖縄の新たな振興、国益・国際社会への貢献を見据え、国との協議・協力を含む着実な開発を促進する。
- 沖縄トラフ深海底の液体二酸化炭素、尖閣諸島近辺を含む東シナ海ガス田等、沖縄近海の地形的条件等によって存在する海底資源の重要性を再認識し、国益の確保と地域振興の両立を要件に、多角的な研究開発と利活用の促進を図る。
- 沖縄近海の海底資源の開発・利用等に関しては、地元自治体として最も望ましい管理・活用等のあり方を提起する。

## ● 自然環境の保全と低炭素社会の形成

- 国内のサンゴ礁が観光等に与えている恩恵は年間 2500 億円以上との試算(2009 年版政府「環境・循環型社会・生物多様性白書」)をふまえ、その相当部分を確保している沖縄諸島のサンゴ礁の再評価を図るとともに、経済価値や公益性を前提とした環境保全のための新たな仕組み・方策・措置を確立する。

- ・ 低緯度に位置する「亜熱帯海洋島嶼圏」の立地特性を戦略的に利活用し、太陽光発電等の分野での先進モデル地域化など、低炭素革命における先導的役割の確立と実践を図る。
- ・ 特に離島においては、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの拡充や次世代送電網(スマートグリッド等)の実用化を重点的に促進する。
- ・ また、ガソリン車よりも安価なエコカー(電気自動車等)の普及・定着を政策的に推進し、低炭素社会を具現化する新たな島嶼型モデルを創出する。
- ・ ハワイ・沖縄を実施フィールドとする日米技術協力を中心に、クリーンエネルギーの普及促進と島嶼地域におけるエネルギー自給率の向上など、低炭素社会を先導する島嶼モデルの形成をナショナルプロジェクトとして推進する。

## ● 国際協力・貢献

- ・ 沖縄と共に条件・課題を有する島嶼地域への国際貢献を中心に、国や国際機関との連携を強化し、「海洋」「環境」分野における国際協力先進地域としての役割を確立する。
- ・ 沖縄と共に自然環境の保全・修復・再生等の問題に直面している国外島嶼地域(大洋州島嶼国等)を念頭に、沖縄における取り組みの成果・ノウハウ等を蓄積し、沖縄が担う新たな国際協力の展開に向けた資産とする。
- ・ 有人離島の振興、社会開発、環境保全、海洋関係など、島嶼国・地域の共通課題に関する沖縄の取り組みについては、国際協力の実績・ノウハウを体系化／データベース化し、JICAとの共同事業化等を通じたODA事業への参画、そのための条件整備を図る。
- ・ 沖縄を拠点とする研修事業、人材育成、国際会議等を積極的に推進するとともに、国や国際機関の支援を受け、新たな国際協力の常設機関もしくは機構を新設する。

検討例：

- ・ 「沖縄-大洋州島嶼国協力プログラム(仮称)」→「太平洋島嶼地域国際協力機構(仮称)」
- ・ 海洋関係については、「海洋基本法」(27条:国際的な連携の確保および国際協力の推進)等の法制度・計画の位置づけを含め、沖縄による国益と国際社会への貢献を支える諸条件を確保する。

## ●「21世紀・万国津梁」を支える条件整備

- ・ 離島を含む沖縄全域で、アジア地域等との国際交通ネットワークの構築を進める。
- ・ 那覇等の拠点都市における国際交通ネットワーク機能を蓄積するとともに、より東南アジアに近接する先島地域(八重山・宮古)においては、地の利を活かした国際交通ネットワークの構築を促進する。
- ・ 先島においては、近接する台湾との日常的な国境交流を促進する見地から、与那国、石垣、宮古等を結び目とするシームレスな交通体系の構築に向け、LCC(ローカルコストキャリア)の導入を含む各種の実効的方策を講じる。

- ・国境地域間の円滑な移動、また、海域を介した国土の一体化等を促進する見地から、特に海路については、関係法令の適用緩和を含め、県内の離島航路および隣接国際航路における「沿海区域」の拡大(近海区域の沿海区域への編入等)を図る。
- ・与那国町－台湾花蓮市で締結を検討している「災害等相互支援協定」など、安全・安心に関わる‘国境を超えた地域間協力’の取り組みを促進し、沖縄を結び目とする多角的・重層的な地域間協力のネットワークを構築する。

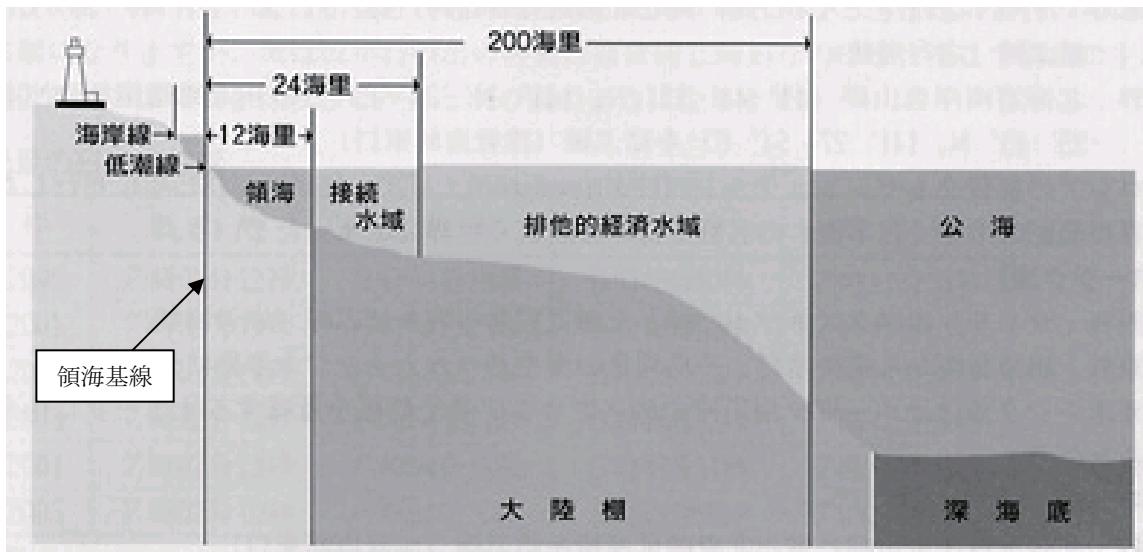
## ● 教育＋人材育成

- ・各地域の歴史(郷土史等)、伝承された言葉(島くとうば)・物語(民話等)、伝統行事(祭り等)等を尊重し、郷土への愛情と誇りと持った個性ある人材を育成する。
- ・児童・生徒の「国際性」を養い、高めることを重視し、アジアをはじめとする諸外国との教育交流の拡充を図る。
- ・与那国島をはじめ台湾と隣接する八重山等においては、ごく身近な外国との国際親善と相互理解を日常的に促進する見地から、地の利を活かした小中学生の修学旅行や草の根の国際交流を重点的に支援する。
- ・各市町村の地理的特性や国際交流実績等をふまえ、初等・中等教育段階における外国語教育(英語、中国語、その他)を強化し、国際性を備えた次代の人材育成策とする。(参考事例：長崎県対馬における韓国語教育等)
- ・中学校(あるいは小学校)までしかない離島地域の厳しい現実(経済的負担、人口減少等)をふまえ、島を離れての進学に対する支援措置の拡充、中高一貫教育化による分校の設置、情報通信を活用した遠隔教育の充実など、地域の実情に応じた効果的支援を実施する。
- ・台湾と隣接する八重山圏等においては、台湾の高校・大学への進学を促進するなど、地の利を活かした人材育成の機会創出や奨学金の設置等を通じた制度的支援を強化する。
- ・観光・リゾートの実務とマネジメントを中心に教育・訓練を行うホスピタリティ・マネジメントの高等教育機関を整備し、離島を含む沖縄全域の人材育成を図るとともに、広く県外からの受け入れも行う。
- ・観光・福祉・教育・環境等の分野を中心に、小規模貸付等を活用した沖縄独自の起業家支援制度の導入・拡充を図る。

# 日本の排他的経済水域への沖縄県の寄与（概要）

参考資料（沖縄県提供資料より抜粋）

## 1. 領海と排他的経済水域



### 【排他的経済水域】

領海基線からその外側 200 海里（約 370 km）の線までの海域（領海を除く）並びにその海底およびその下。

排他的経済水域においては、以下の権利が認められている。

1. 天然資源の開発等に係る主権的権利
2. 人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権
3. 海洋の科学的調査に係る管轄権
4. 海洋環境の保護及び保全に係る管轄権

### 【参考】

- ・ 平成 8 年 6 月、我が国は「海の憲法」ともいわれる国連海洋法条約を締結。これに伴い「領海及び接続水域に関する法律」など国内の関係 8 法律が整備され、国民の祝日である「海の日」の 7 月 20 日に施行した。
- ・ 同「領海及び接続水域に関する法律」により、我が国は接続水域を設定するとともに、基線に関する新たな直線基線を採用した。
- ・ また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定し、排他的経済水域および大陸棚の範囲を我が国の基線（領海基線）から 200 海里（約 370 キロメートル）までの水域と定めた。（但し、大陸棚については地理的条件等によっては海洋法条約の規定に従って延長することができる。）

## 2. 日本の排他的経済水域面積は世界第6位

日本の国土

国土(領土)面積 約 38 万 km<sup>2</sup>  
領海面積 約 43 万 km<sup>2</sup>  
排他的経済水域 (領海含む) 約 447 万 km<sup>2</sup>

世界各国の排他的経済水域

順位	国名	面積
1位	米国	762 万 km <sup>2</sup>
2位	オーストラリア	701 万 km <sup>2</sup>
3位	インドネシア	541 万 km <sup>2</sup>
4位	ニュージーランド	483 万 km <sup>2</sup>
5位	カナダ	470 万 km <sup>2</sup>
<b>6位</b>	<b>日本</b>	<b>447 万 km<sup>2</sup></b>
参考	旧ソ連	449 万 km <sup>2</sup>

(72年米国国務省資料)



### 3. 沖縄県を所管する第 11 管区海上保安本部が担当する海域面積

各海上保安本部の管区担当区域

管区名	本部所在地	担当区域
第一管区	北海道 <u>小樽市</u>	北海道(北方領土含む)
第二管区	宮城県 <u>塩竈市</u>	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県(沖合い水域は太平洋側のみ)
第三管区	神奈川県 <u>横浜市中区</u>	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
第四管区	愛知県 <u>名古屋市港区</u>	岐阜県、愛知県、三重県
第五管区	兵庫県 <u>神戸市中央区</u>	滋賀県、大阪府、兵庫県(太平洋側)、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県
第六管区	広島県 <u>広島市南区</u>	岡山県、広島県、山口県(瀬戸内海側)、香川県、愛媛県
第七管区	福岡県 <u>北九州市門司区</u>	山口県(日本海側)、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
第八管区	京都府 <u>舞鶴市</u>	京都府、福井県、兵庫県(日本海側)、島根県(竹島含む)、鳥取県
第九管区	新潟県 <u>新潟市</u>	新潟県、富山県、石川県、長野県 (沖合い水域は東北地方の日本海側も)
第十管区	鹿児島県 <u>鹿児島市</u>	熊本県、宮崎県、鹿児島県
第十一管区	沖縄県 <u>那覇市</u>	沖縄県(尖閣諸島含む)

海上保安庁の担任水域は、領海、接続水域、排他的経済水域、日米 SAR 協定（「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の海上における捜索及び救助に関する協定」）に基づく捜索救助区域（本土より南東 1200 海里程度）。併せて国土面積の約 36 倍の広さに相当する水域を担当している。

「第十一管区海上保安本部は、…昭和 47 年 5 月 15 日沖縄の本土復帰と同時に開設されました。…沖縄県全域を管轄し、東西約 1 千キロメートル、南北約 5 百キロメートル、面積約 36 万平方キロメートルの広大な海域を担任水域として海上保安業務を実施してきました。」（同本部 HP より）

同本部に問い合わせた際の回答では、この「36 万 km<sup>2</sup>」は排他的経済水域の全面積ではないとのこと。（もっと大きいとの感触）

※仮に、東西 1000 km × 南北 500 km で計算すると 50 万 km<sup>2</sup> になる。

第 11 管区海上保安本部が公表している担任水域面積が沖縄県の排他的経済水域面積（領海を含む）と仮定して、その全国比を試算すると、

$$36 \text{ 万 km}^2 \div 447 \text{ 万 km}^2 = 8.05\%$$

→ 少なくとも「1割以上」は沖縄県の寄与分であると見て間違いないと推察。

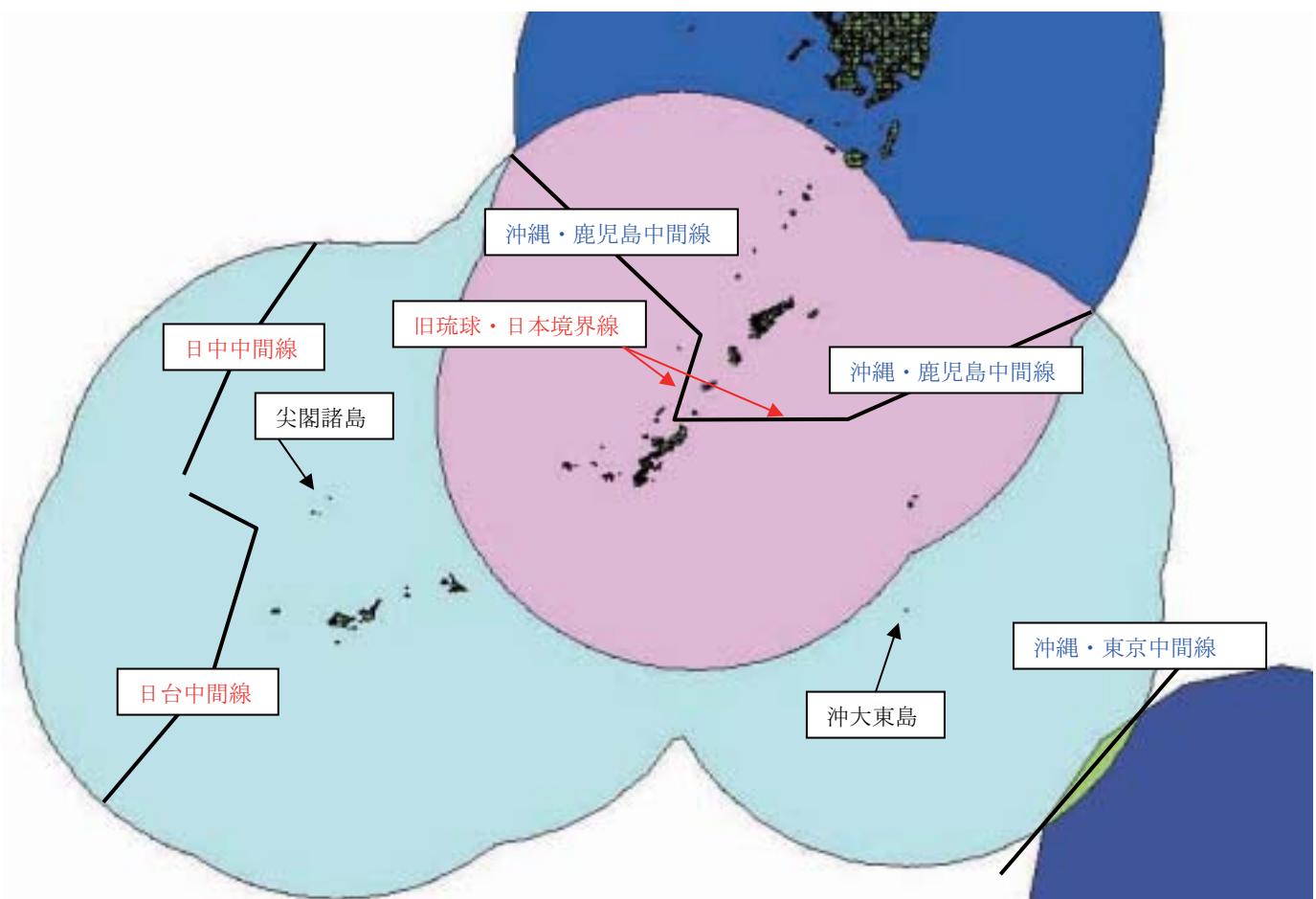
## 4. 沖縄県の排他的経済水域の概要

沖縄県の排他的経済水域面積に関するデータは公表されていない。

以下の図により検討。

(但し、各中間線の位置が明確でないことから下図と面積試算結果はあくまで概要。)

(1) 沖縄県の排他的経済水域に関する概念図



数値地図 25,000 (行政界・海岸線) を使用

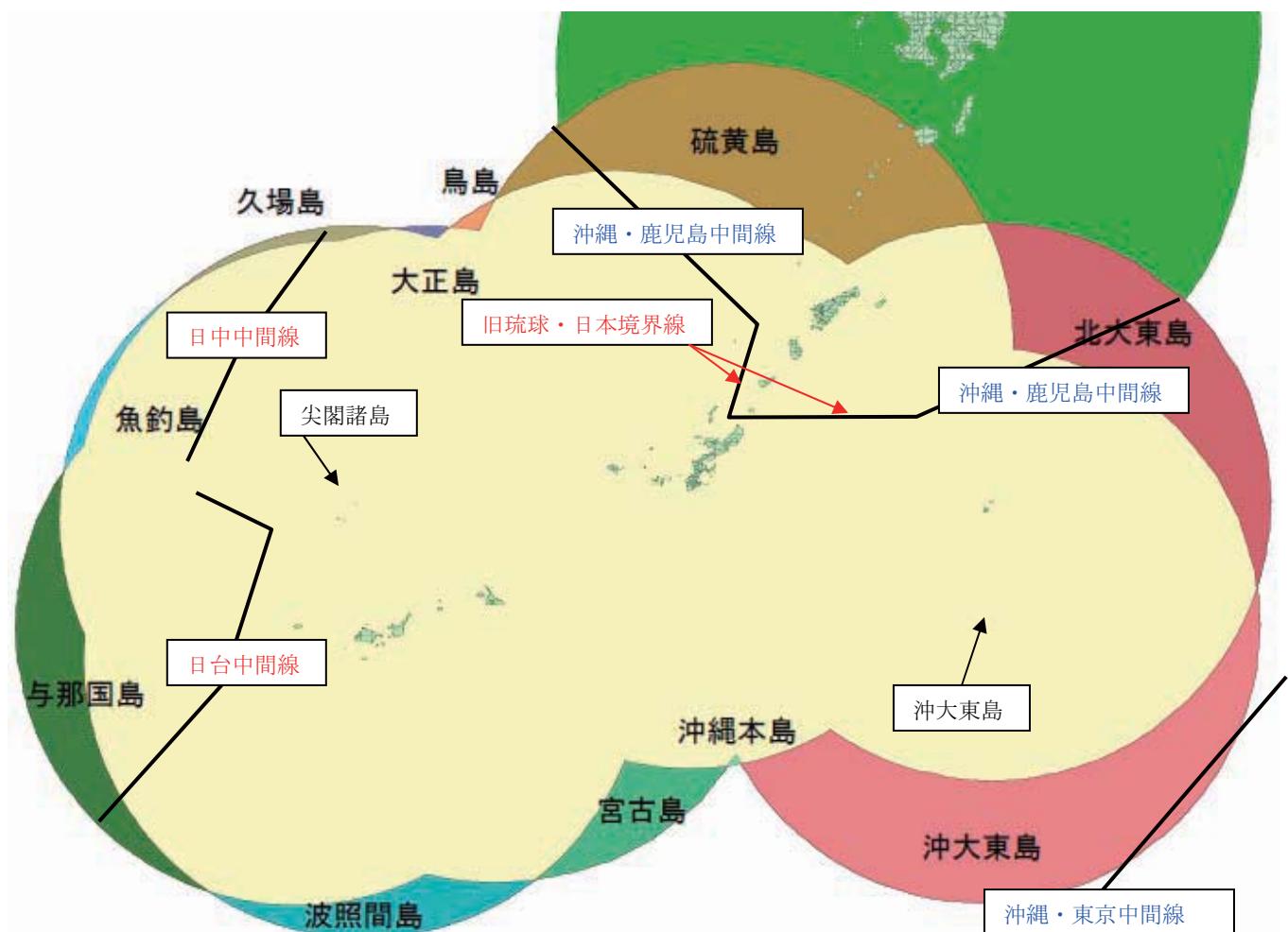
沖縄県の領域から 200 海里 (370.4km) の面積 :

**116 万 km<sup>2</sup>** (水色 + 桃色 + 緑色部分)

但し、

- ・水色部分：国境の領域を超えている。(対中国、台湾)
- ・水色+桃色部分：海域だけでなく陸地も含んでいる。(沖縄県面積 0.2038 万 km<sup>2</sup>)
- ・桃色+緑色部分：鹿児島県と重複する領域を含んでいる。(一部、東京都とも)

(2) 県内の単独島による排他的経済水域の純増寄与面積（推計値）



【推計結果と中間線による影響】

島名	単独島による純増寄与面積（万km <sup>2</sup> ）と中間線による影響
沖大東島	8.16880228 (うち一部が東京との中間線で減少)
北大東島	5.05847023 (相当部分が鹿児島との中間線で減少)
硫黄島	7.17753469 (うち大半が鹿児島との中間線で減少)
鳥島	0.07431535
大正島	0.04704131
久場島	0.25595579 (日中中間線で減少)
魚釣島	0.20583341
与那国島	2.61360689 (日台中間線で減少)
波照間島	1.37682039
宮古島	1.23900527
沖縄本島	0.00940788

# 与那国島におけるコミュニティFM開設(検討メモ)

## (仮称)「国境FM・ヨナグニ」事業化プロジェクト

20090529 財団法人都市経済研究所

### 【基礎情報】

#### ◇ コミュニティFM放送局

平成4年1月に制度化された超短波(FM)放送局      ※開局第1号:函館市「FM いるか」

##### 特徴: 地域情報の発信拠点

地域の特色を活かした番組、地域住民の参加(番組制作・出演等)、地域密着型情報の提供、緊急時の情報提供、地域振興・防災・防犯・まちづくりなど公共・福祉増進への寄与 ...etc.

- ・ 災害や緊急時にリアルタイムで停電・断水等の状況や救援活動等の情報をきめ細かく提供できる。
- ・ 地域住民や観光客等が市販ラジオで気軽に聞ける新しい情報源。地域にとっての新しい情報インフラ。
- ・ 地元住民が番組に参加すること等により地域を活性化。

開局状況: 制度化以来5年間で100局を突破。現在(2009年)の開局数は200局超。

放送区域: 市町村の一部区域をエリアとする。

#### ◇ 開局の要件・プロセス

##### 基本要件:

- ・ 民間および自治体出資の第3セクター等が放送事業者となり、総務大臣の免許を受けて開局・運営。
- ・ 原則として空中線電力20W以下でカバーできる放送エリア。
- ・ 周波数は76.1MHz～90MHzまでの地上波FMラジオと同じ周波数帯を使用する。

##### 免許申請から開局まで:

- ・ 電波管理当局に申請する。(各地方総合通信局)
- ・ 審査の概略:
  - 当該コミュニティFMの設置目的、将来にわたって地域の振興等を図る上で適正かつ効果的であるか、地元市町村長の意見、周波数割り当てに係る状況 ...etc.
- ・ 無線技術資格所持者の専任及び兼任としての配置  
(国家資格「第二級陸上無線技術士」以上の無線従事者資格が必要)
- ・ 電波管理当局による放送事業者施設の検査
- ・ 免許交付 → 正式開局

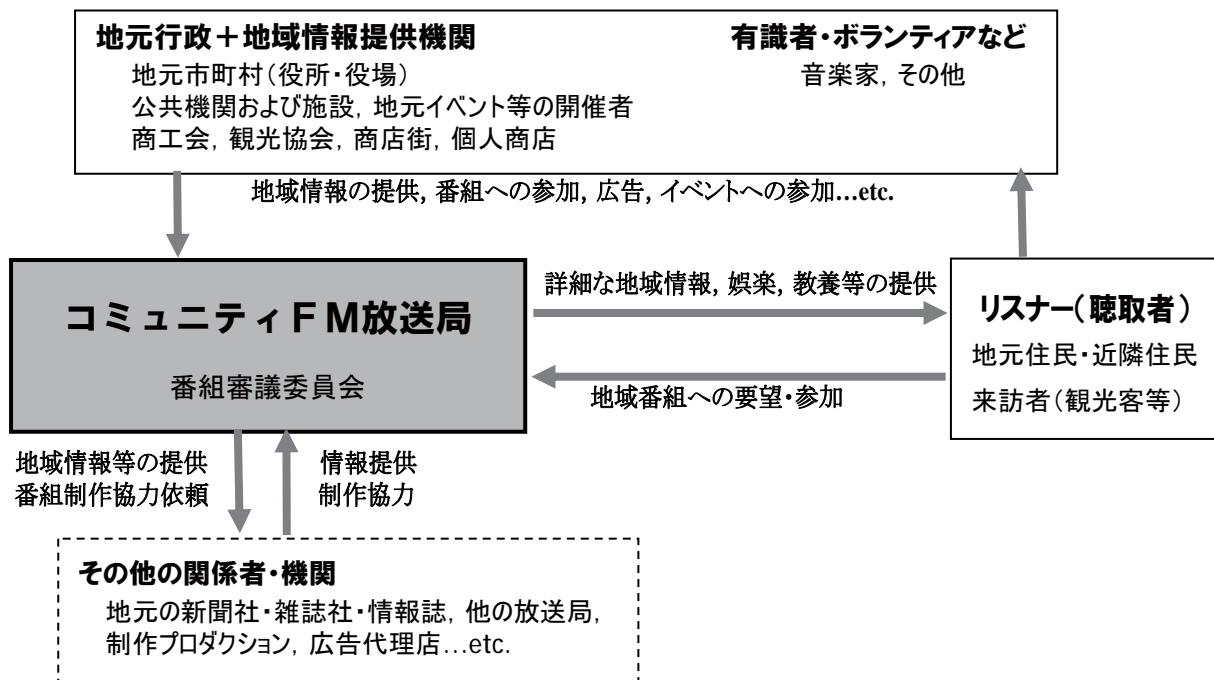
##### 必要書類+審査事項:

- ・ 総務省令「無線局免許手続規則」に定めるもの。
- ・ 当局による審査・調査:
  - ① 工事設計が技術適合基準に適合しているか。
  - ② 当該地域での周波数割り当てが可能か。
  - ③ 当該放送局運営を維持するのに必要な財政的基盤はあるか。
  - ④ 放送局開設の基準(総務省令)に合致しているか。

## 大筋の流れ(免許申請から開局まで)

【免許申請】→【審査】→【予備免許の付与(周波数等の指定)】+【コミュニティ放送局の工事・整備など】  
 →【法人設立の確認申請】→【確認書交付】→【工事落成の届出】→【免許交付】→【運用開始の届出】  
 →【開局】

## 基本スキーム(例)



## 【主要検討事項(案)】

### ◇ 国境離島におけるコミュニティFM開局の意義

- 与那国島コミュニティFMが担う機能

#### 【平常時】

各種地域情報の受信・認知による地元生活者の利便性向上、情報発信を通じた事業者・生産者等の利益創出、観光客等への地域情報提供による地域活性化、教養・文化系番組の提供による教育環境の向上、地域固有の新たなメディアを活用した島の伝統・文化の振興＋交流促進...etc.

#### 【非常時】

台風・地震その他災害発生時におけるきめ細かな情報提供による防災・減災への寄与...etc.

### ◇ 先行事例の調査・研究

- 与那国島コミュニティFMが参考とすべき事例の収集・整理

コンテンツ(…番組表等)、設立ならびに事業運営の状況、その他

ex. 畦島関係(奄美大島、石垣島、宮古島...etc.)、その他／観光・防災等における先進事例等

(付記) 奄美では、島唄を中心としたコミュニティFMが地元アーティストを島外に発信するツールとなった。

## ◇与那国島でのコミュニティFM開局に係る基本要件の整理・検討

- ・ 出力 20W 以下でカバーできる放送エリア:  
島内全域のカバーは可能か？, NTT 等電波事業者の協力可能性...etc.  
(→専門会社による電波状況調査が必要らしい。ex.電界強度測定等)
- ・ 推進体制+事業者編成のあり方:  
民間(地元有志, 関係団体・企業)と与那国町による第3セクターあるいは NPO 法人の設立

## ◇ 実行態勢の構築に向けた地元関係者等との協議・調整等

- ・ 与那国町への提案+事前協議 (町長, その他)
- ・ コミュニティFM運営の担い手の発掘 (有志, 関係機関・団体等)
- ・ 無線技術資格所持者(専任・兼任)の確保
- ・ 島内外の協力体制の検討

## ◇ コンテンツの検討

- ・ 与那国島コミュニティFMが提供するコンテンツの検討  
各種生活・イベント情報, 観光客向け地域情報, 行政情報, 報道関係(ex.島ことばによるニュース解説),  
台湾等との国際交流をにらんだ言語教育・外国語放送等, 非常時における防災情報 ...etc.
- ・ 番組編成表(サンプル or 試案)の検討

## ◇ 事業費の検討

- ・ コミュニティFM開局までの概算事業費
- ・ 財源および支援措置等の検討
- ・ コミュニティFM運営に伴う経費・収支等の検討

## ◇ 事業化推進プログラム

- ・ 免許申請～開局に向けた当面の準備作業等

## 【参考】

### ◇ 沖縄県内のコミュニティFM

78 タイフーン FM(那覇市/エフエム那覇)  
FM レキオ(那覇市/FM 琉球)  
FM たまん(糸満市/いとまんコミュニティエフエム放送)  
FM とよみ(豊見城市)  
FM21(浦添市)  
FM ちゃたん(中頭郡北谷町)  
KY 女性ホルモンタンク  
FM コザ(沖縄市)  
エフエム読谷(中頭郡読谷村)  
エフエムみやこ(宮古島市)  
石垣コミュニティエフエム(石垣市)

\* 全国放送はミュージックバーを経由して行っている。ミュージックバーでも放送。

\* もともとは"FM Champla!"で開局。経営難により同局に免許譲渡

## **記録資料**

# **与那国「国境離島存続と自立への取組み」**

**— 2004 年～2009 年 —**

**監修：財団法人都市経済研究所**

# 与那国「国境離島存続と自立への取組み」

—プロジェクト等経緯抜粋／2004年～2009年—

## 2004年

- 6月3日 「与那国の将来を考える意見交換会」の緊急開催  
・吉元政矩元沖縄県副知事を招聘。現職および歴代町長、議会議長、全議員、関係団体長、役場幹部
- 6月17日 財団法人都市経済研究所より与那国町に対し政策提言  
提言書「与那国の新しい将来像と自立へのビジョン」  
－新しい島づくり・島興しへの骨太の方針－
- 7月28日 「与那国・自立ビジョン政策調査研究会」発足
- 8月26日 「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」設立  
(第1回「推進協議会」開催)  
・尾辻吉兼町長より推進協議会座長・島袋純琉球大学助教授に諮問。
- 9月16日 第2回「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」開催  
・小委員会(「産業」「交流」「安心」「人づくりと地域づくり」「住民自治」)設置。
- 10月2日 第3回「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」開催
- 10月3日 「島の将来を考える町民大会」開会  
・主催：与那国町自治公民館連絡協議会  
・共催：与那国町・与那国町議会  
・6項目の「大会宣言」を採択。
- 10月16日 「合併についての意思を問う住民投票」実施  
・中学生以上の全町民を対象。有権者数1,378人、投票率70.46%，  
開票結果：合併賛成327、合併反対605、無効39
- 尾辻吉兼町長記者会見：  
「住民投票の結果を尊重し、与那国町は合併せず、独自の自立を目指していきます。」
- 10月20日 八重山地域合併協議会（石垣市）にて「合併しない」旨を表明
- 10月21日 与那国町議会（臨時議会）が「八重山地域合併協議会からの脱退」を  
全会一致で可決

- 11月1日 第4回「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」開催  
 　～6日 　・住民との意見交換会（久部良地区、比川地区、祖納地区）等
- 11月30日 尾辻町長上京（11月30日～12月3日）  
 　　自立ビジョン推進への支援を各位に要請
- 12月19日 自立ビジョン「与那国町における住民自治のあり方」円卓会議  
 　　（出席者：各自治公民館長、町長、推進協議会座長および顧問）
- 12月20日 自立ビジョン「学校・教育の充実発展」円卓会議  
 　　（出席者：小中学校校長会、推進協議会顧問、他）
- 12月20日 内閣官房 構造改革特区推進室・地域再生推進室訪問  
 　・与那国－台湾間の国境交流／直行便航行等に係る諸問題と特区形成の方策等に関して意見交換・協議。

## 2005年

- 1月28日 自立ビジョン「構造改革特別特区構想」についての円卓会議  
 　（出席者：福山海運外間守吉代表、吉元政矩元副知事、与那国町他）
- 1月29日 第5回「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」開催
- 2月12日 「自立ビジョン（素案）」を島内の全住民に配布  
 　（パブリックコメント：住民からの意見募集の実施）
- 2月13日 小池百合子 沖縄及び北方対策担当大臣 与那国島来島
- 2月17日 第一回「与那国自立ビジョン支援・東京会議」開催  
 　－‘国境の島’の自立・定住・国土保全を考える－  
 　・主 催：財団法人都市経済研究所、与那国町  
 　・会 場：霞ヶ関ビル33F「東海大学校友会館」

「与那国自立ビジョン支援・東京会議」メンバー

- 【来賓】** 塩川正十郎 前財務大臣（本会議特別顧問）  
 　中川 秀直 衆議院議員／自由民主党国会対策委員長  
 　尾見 博武 国土交通省国土計画局長
- 【委員】** 小玉 正任 財団法人沖縄協会会长／元沖縄開発事務次官  
 　上妻 直正 財団法人都市経済研究所理事長  
 　田畑日出男 国土環境株式会社代表取締役会長  
 　橘 敏雄 株式会社応用生物代表取締役社長

長谷部俊治	みずほ総合研究所専任理事
川口 健夫	城西大学専任講師（薬学博士）
上妻 豪	財団法人都市経済研究所常務理事（座長兼コーディネーター）
<b>【特別委員】</b>	吉元 政矩 沖縄21戦略フォーラム代表／元沖縄県副知事
	尾辻 吉兼 与那国町長
	田里千代基 与那国町PT・特命・ビジョン策定／光ケーブル推進班長
<b>【アドバイザー】</b>	藤野 雅之 ジャーナリスト／元共同通信社取締役
	内仲 英輔 ジャーナリスト／元朝日新聞編集委員
<b>【オブザーバー】</b>	小滝 晃 国土交通省総合政策局環境・海洋課海洋室長
	田口 博之 国土交通省都市・地域整備局離島振興課長
	入澤 紀 東京与那国郷友会相談役／東京沖縄県人会事務局長
	崎原 永明 東京与那国郷友会元会長、
	田里 千典 東京与那国郷友会副会長
	中村 博光 東京与那国郷友会幹事長
	小嶺 長政 東京与那国郷友会
	前浜 政次 東京与那国郷友会
	(他、約40名出席)

- ◇ 開会
- ◇ 國計画局長挨拶 尾見 博武 國土交通省國計画局長
- ◇ 与那国町長挨拶 尾辻 吉兼 与那国町長
- ◇ 特別顧問講話 塩川正十郎 前財務大臣
- ◇ 国境の島・与那国からのメッセージ  
基調講演「東アジア共同体の中の沖縄／与那国」  
吉元 政矩 沖縄21戦略フォーラム代表／元沖縄県副知事  
現地報告「与那国・自立へのビジョン」一島の現状・課題と自立戦略—  
田里千代基 与那国町PT・特命班長
- ◇ コメント・提言  
小玉 正任 財団法人沖縄協会会长／元沖縄開発事務次官  
他、委員・アドバイザー・オブザーバー
- ◇ 来賓講話 中川 秀直 衆議院議員／自由民主党国会対策委員長
- ◇ 審議および総括
- ◇ 閉会

3月8日 第6回「与那国・自立へのビジョン策定推進協議会」開催  
島袋純座長より尾辻吉兼町長に対し答申。

4月5日 与那国町議会にて以下の決議ならびに議案を採択・可決  
与那国「自立・自治宣言」決議（決議第1号）全会一致採択。  
「与那国・自立へのビジョン」（議案21号）全会一致議決。

## ■ 「与那国・自立へのビジョン」—自立・自治・共生／アジアと結ぶ国境の島 YONAGUNI— (沖縄県与那国町／2005年3月)

ビジョン策定にあたっての基本認識：

- ・ 本ビジョンは、祖先が残してくれた与那国固有の資産(自然、歴史、文化、人的資産)を‘島の自立と新しい将来像の実現’に向けた大切な地域資源として活かしながら、新しい島づくりを通じ、次代への継承を目指すものである。
- ・ 地方分権、行財政分野における三位一体改革等の進展に対応し、新しい住民自治の確立と活力ある島づくりが求められている。
- ・ 今後益々加速するであろう世界規模のボーダーレス化／グローバル化、また、全国的に推進されつつある規制緩和の流れは、「辺境の島」から「交流の島」へ、「依存型経済社会」から「自立ネットワーク型経済社会」への転換を図る絶好の機会である。
- ・ 竹島や北方四島の例を見るまでもなく、国境の島に自国民が居住・生活することは、国土を保全し、かつ、わが国の領土・領海・経済水域等を平和的に守る上で極めて重要であり、われわれ与那国町民はその役割を担っている。
- ・ 島は長年、その地理的特性から「しまちやび(島痛み)」と呼ばれる離島苦に悩まされてきた。近年、その状況は緩和されつつあるものの、医療、教育、物価、生活利便性など各面における地理的な不利性はなおも存在する。
- ・ 与那国島の住民が、日本国民としてふさわしい‘安全・安心’と‘持続可能な地域社会’を実現するためには、与那国固有の条件や島の特性をふまえた、国による制度的措置が強く求められる。
- ・ ビジョンの推進とその実現にあたっては、住民一人一人の自覚と参加・協力が必要不可欠である。
- ・ 与那国は郷友会や島出身者だけでなく、県内外にも多くのファンを有する。これは与那国固有の資産・財産であり、地域活性化への貴重な資源である。こうした人的資源をネットワーク化し、自立ビジョンの実現を促進する。

ビジョンがめざす新しい与那国姿／将来像：

- ・ 自分たちのことは自分たちで決定し、自分たちで出来ることは自分たちで行い、お互いがお互いを助け合う、「ゆいまーる精神」溢れる「自治と自律の島」
- ・ 県外だけでなく、台湾や中国、東南アジアなど世界の国々と自由に往来する「交流の島」
- ・ 特產品や薬草、健康食品、観光地としての「与那国ブランド」が確立されることにより、地域資源を生かした産業が振興し、「どうなんどう」が自ら立ち上げた企業が活躍する「自立経済の島」
- ・ 貴重な動植物など島の豊かな生態系や美しい自然を守り、次代に継承する「環境共生の島」
- ・ 光ケーブルの敷設により、大容量インターネットが地域と各家庭に普及し、医療や教育、消費生活などの地理的不利性が軽減した「IT活用の島」
- ・ 島民が安定した収入を得られ、かつ、生活にかかる費用が抑えられた、暮らしやすい「安心の島」
- ・ 豊かな自然環境と伝統・文化に囲まれ、心豊かなスローライフを満喫できる「癒しの島」
- ・ 子どもからお年寄りまでが安心して住める「長寿と子宝の島」

ビジョン実現への三つの基本戦略：

- ◆ 基本戦略 I：住民主体の自治・島おこし・まちづくり  
アクション：「自治基本条例」の制定、「美ら島事業」等による産業おこしと人材育成
- ◆ 基本戦略 II：国境交流を通じた地域活性化と人づくり  
アクション：「与那国特区」「自由往来」の実現（与那国↔台湾直行便、国境離島型開港）
- ◆ 基本戦略 III：IT／情報通信基盤整備など定住条件向上と国土保全への政策支援の強化  
アクション：「光ケーブル」の敷設・活用（新しい情報通信ネットワークの構築）

### ■ 与那国「自立・自治宣言」（与那国町議会／2005年4月）

- 一. 私たちは、島興しと地域づくりの主体が一人一人の町民であることを確認し、21世紀の与那国が「自立」と「自治」の島として、さらなる発展を遂げるよう、ここに地域の総力を結集する新しい指針を明らかにする。
- 一. 私たちは、「どうなんちま」の豊かな自然と暮らしを守り抜き、固有の文化を築き上げてきた先人に心から感謝の意を捧げ、その歴史に裏打ちされた知恵と自立・自治の精神をわれわれ一人一人が引き継いで行くことを誓う。
- 一. 私たちは、安心・安全な島づくりと生きがいのある豊かな暮らしの実現に向けて、いかなる困難があろうとも、「どうなんちま」に根を張る「どうなんとう」として、「まるんな」（一丸）となって立ち向かい、これを次代に継承することを誓う。
- 一. 私たちは、国境地域の孤島であるが故の「離島苦（しまちやび）」を克服するため、島の医療・福祉・教育等の基礎条件の向上や地域産業の振興に不可欠な「光ケーブル」の敷設など、情報通信網の基盤整備をめざす。
- 一. 私たちは、既に友好関係を深めている花蓮市をはじめとする台湾など、近隣・東アジア地域と一緒にの友好・交流を推進するとともに、相互発展の道を築き、国際社会の模範となる地域間交流特別区の実現に向け努力することを誓う。
- 一. 私たちは、東アジアの平和維持と国土・海域の平和的保全等に与那国が果たしてきた役割への正当な評価のもとに、日本国民としての平穏な暮らしを実現しながら、平和な国境と近隣諸国との友好関係に寄与する「国境の島守」として生きることを誓う。

2005年4月5日 与那国町議会全会一致決議（決議第一号）

- 5月10日 尾辻吉兼町長、外間守吉福山海運代表ら沖縄総合事務局訪問  
・花蓮市との国境交流のための「フェリーよなくに」による直航便就航等について協議。（訪問先：運輸部長、同総務運航課長、経済産業部幹部）
- 5月11日 内閣官房 都市再生本部「全国都市再生モデル調査」エントリー（提案）  
・提案：『姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新たなまちづくり』（どうなんちま交流・再生プログラム）  
内閣官房 構造改革特区推進室・地域再生推進室と協議  
・「フェリーよなくに」の花蓮港直航に係る諸問題と特区提案等について
- 5月13日 中川秀直 自由民主党国会対策委員長訪問  
・与那国「国境交流特区」等について報告。
- 5月20日 福山海運 外間代表上京にあたり構造改革特区推進室等を訪問  
・「フェリーよなくに」の花蓮港直航に関して協議。
- 5月27日 国土交通省海事局訪問  
・与那国「国境交流特区」、開港問題、「フェリーよなくに」の花蓮港直航等について説明・協議。  
・関係当局：海事局（安全基準課・企画課・外航課）、総合政策局（政策課）
- 6月15日 関係当局訪問  
官民共同提案・与那国「国境交流特区」構想について事前協議・折衝  
(開港問題、「フェリーよなくに」の花蓮港直航について等)  
・関係当局：国土交通省海事局（安全基準課・企画課など関係各課8名）  
内閣官房 構造改革特区推進室
- 6月24日 「全国都市再生モデル調査」選定（内閣官房都市再生本部決定）  
・提案：『姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新たなまちづくり』（どうなんちま交流・再生プログラム）
- 6月27日 国土交通省海事局との協議（於：財団法人都市経済研究所）  
・「フェリーよなくに」の台湾への航海に関する要望への対応  
・訪問者：国土交通省海事局安全基準課 石田育男課長、石原彰課長補佐
- 6月30日 構造改革特区：与那国「国境交流特区」構想  
政府「第7次構造改革特区」提案募集にあたり提出  
・提案者：沖縄県与那国町・合資会社福山海運（官民共同提案）  
・提出先：内閣官房 構造改革特区推進室  
・主要事項：国境離島型開港、台湾・花蓮港との直接航行、査証免除

- 7月 14 日 内閣官房 構造改革特区推進室（御園慎一郎副室長他）現地視察  
・石垣港にて「フェリーよなくに」を視察。「国境交流特区構想」について意見交換（福山海運 譜久山所長）  
・尾辻吉兼町長との意見交換・協議
- 7月 25 日 尾辻吉兼与那国町長 逝去（享年五十五歳）
- 7月 28 日 構造改革特区提案（与那国「国境交流特区」構想）に対する各担当官庁（財務・国土交通・外務）の「回答」に対し「意見書」提出
- 7月 29 日 故 尾辻吉兼与那国町長 町民葬
- 8月 5 日 参議院本会議にて、台湾からの観光客に対する査証（ビザ）免除措置を恒久化するための入管難民法の特例法が全会一致で可決・成立
- 8月 12 日 構造改革特区提案（与那国「国境交流特区」構想）に対する各担当官庁（財務・国土交通・外務）「再回答」に対し「再意見書」提出
- 8月 22 日 与那国「国境交流特区」推進等につき関係機関・当局を訪問  
・訪問先：中琉文化経済協会駐琉球辦事處 陳 框宏 代表  
沖縄県企画部長 上原良幸氏
- 8月 24 日 フジテレビ系列「ニュース JAPAN」「シリーズ国境」  
与那国島の防空識別圏問題、国境交流特区など地域の実情が取り上げられ、生前の尾辻吉兼町長への密着インタビューが全国放映される。
- 8月 28 日 与那国町長選。投票の結果、「自立ビジョン」の推進など故尾辻町長の路線継承を訴えた外間守吉氏（福山海運代表、元与那国町議会議長）が第17代町長に当選。
- 10月 11 日 内閣官房 構造改革特区本部、「第7次特区提案」最終結果公表  
以下、与那国「国境交流特区」構想に対する担当官庁最終回答  
・ 外務省回答：D - 1（現行の規定で対応可能）  
・ 財務省回答：C（特区として対応不可）  
・ 国土交通省回答：C（特区として対応不可）
- 10月 11 日 大城肇琉球大学教授、花蓮市長を表敬訪問  
与那国町特使として自立ビジョンと国境交流推進を中心に意見交換  
・出席者：  
蔡啓塔 花蓮市長、潭進成 花蓮市主任秘書、馬傳盛 市制顧問他

- 10月16日 台湾との経済交流の推進と投資事業等に関する情報交換会  
出席者：外間守吉町長、田里班長、蔡文慶 慶隆商事代表取締役、徐建志  
琉球国際開発社長、沖縄総合事務局経済産業部
- 10月27日 第一回「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」  
(平成17年度・全国都市再生モデル調査事業)  
座長：大城 肇 琉球大学教授・アジア太平洋島嶼研究センター長  
顧問：小玉正任 元沖縄開発事務次官、吉元政矩 元沖縄県副知事
- 10月28日 「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」部会  
「観光交流部会」「国境交流部会」
- 11月18日 外間守吉町長、沖縄県知事宛て「要望書」を提出  
提出文書：与那国における「国境交流」の実現に向けて（要望）  
添付資料：与那国「国境交流特区」構想ほか関係書類
- 11月20・21日 「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」部会
- 11月28日～12月2日  
外間町長上京。国境地域政策等に関する支援・協力要請。  
・11月29日：山崎 拓 自由民主党 沖縄振興委員会委員長 ほか  
・11月30日：塩川正十郎 前財務大臣／東洋大学総長 ほか  
・12月1日：中川 秀直 自由民主党 政務調査会長 ほか  
・提出文書：「与那国における国境交流の実現に向けて(要望)」等
- 12月17日 第二回「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」  
(平成17年度・全国都市再生モデル調査事業)  
・特別講話「与那国の将来展望」  
小玉 正任財団法人沖縄協会会长／元沖縄開発事務次官
- 12月18日 「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」部会
- 12月24日～12月27日  
外間守吉町長ら「与那国・国境交流ミッション」台湾訪問  
同行者：大城 肇 琉球大学教授、田里千代基 特命班長  
・12月25日：花蓮市現地観察(花蓮港、市場調査)、「慈濟会」本部訪問  
・12月26日：花蓮縣知事、花蓮市長表敬、経済界メンバーと意見交換(台北)  
・12月27日：総統府 国家安全會議訪問(外間町長・西銘恒三郎代議士)  
台北市場調査(大城・田里・蔡)

## 2006 年

1月 18 日 花蓮市・蔡啓塔市長からのメッセージ

花蓮市長コメント（抜粋）

「過去の与那国町と花蓮市の 25 年にわたる厚い友情に基づき、また、この度の与那国町長の花蓮市訪問を受け、蔡市長は市役所の責任者らと共に 2006 年 3~4 月に船で与那国町を訪問することを計画しています。」

1月 24・25 日 「どうなんちま交流・再生 合同まちづくり会議」部会

2月 1 日 与那国町・外間守吉町長より花蓮市長への返信メッセージ

与那国町長返書（抜粋）

「市長御一行のチャーターワークによる与那国入国を大歓迎します。本来訪が『与那国町・花蓮市の合同構想に向けた戦略サミット』になることを提案します。」

2月 22 日 外務省 宮本雄二 沖縄担当大使来島（与那国町長訪問）

・「与那国・自立へのビジョン」、「国境交流特区構想」等をテーマに面談

3月 1 日 衆議院調査局 国家基本政策調査室長ら来島（町長面談、現地調査等）

・訪問者：杉山博之 国家基本政策調査室長（専門員）ら 3 名

・調査事項：国境周辺地域としての与那国島の現状について、「与那国・自立へのビジョン」および「国境交流特区構想」について

4月 10 日 与那国町 ADSL 開設。離島の情報通信格差是正を主題とする「与那国プロジェクト」実施。

・内容：①電子新聞配達事業、②与那国-那覇テレビ電話パネル討論会  
・主催：与那国町、共催：NTT 西日本、富士通沖縄支店、琉球新報社  
・後援：総務省沖縄総合通信事務所、沖縄県

4月 13 日 外間町長、「離島振興シンポジウム」（主催：県議会離島振興議員連盟／会長：外間盛善沖縄県議会議長）にパネリスト参加  
国境線が引かれたことによる与那国島衰退の実情、「国境交流特区」の趣旨、国の国境政策の不備と責任等を提起。

4月 28 日 外間町長、台湾総統府 陳唐山秘書長（官房長官相当）と面談

・与那国－台湾間の国境交流拡大について懇談および支援協力を要請。

5月 14 日 台湾・与那国開発投資グループ一行 8 名、与那国島視察  
(設計・不動産等の専門家、弁護士、大学助教授など 8 名)

・与那国は台湾から一番近い外国で通勤可能な距離にある。  
・高速艇で一時間半、飛行機で 20 分の立地は魅力。

- ・島まるごとフリーゾーン化できれば、投資効果は十分期待される。
- ・与那国が目指す自立は実現できる。輸送手段の確保が重要な課題。
- ・台湾人の多くが日本製品を愛好しており、観光＋ショッピングによる集客は確実。ノータックス（免税店）、そして、フリーゾーン（特区）が前提となる。

5月15日 NHK 沖縄「沖縄情報市場」。国境の町・与那国の自立に向けた国境交流の取組みを報道。（現地取材：5月14～15日）

6月17日 沖縄県「地方自治危機突破沖縄県総決起大会」  
以下、町長意見要旨：

- ・わが島は既に地域社会の存続そのものが危機のさなかにある。地域の実情、とりわけ離島市町村が置かれている立地・生活条件等の基礎条件を無視した「新型交付税の導入」は、離島自治体にとっては‘もう地域の存続は諦めて死になさい’との宣告に等しい。
- ・わが町では、‘国境の島’という変えることのできない宿命を生きる前提に、限界状況の財政運営と「島の自立」への懸命の取組みを進めている。『自立ビジョン』然り、『国境交流特区』然り。
- ・国会議員や霞ヶ関の人から「与那国は国境を守って下さっている重要な地域。応援します」とよく言われる。ところが、いま実行されようとしているのは全く逆ではないか。国益逆行する、誤った制度適用である。
- ・新型交付税導入によって「基本的住民サービスの提供」すら困難になれば、島に暮らす人間は激減し、早晚「地域社会の崩壊」を迎えることは火を見るより明らかである。離島自治体の長として看過することは絶対にできない。「基本的住民サービス」の維持を事実上破壊する制度導入には断固反対する。
- ・合併推進に関する総務省方針では、「過疎地、中山間地、離島など合併が困難な条件下、あるいは合併効果等が期待できない地域」については、全国一律の適用でなく、地域の実情に応じた措置を講じるのではなかったのか。
- ・「新型交付税」の制度設計そのものを抜本的に再検討の上、撤回、もしくは地域の実情、沖縄の実情に適合するよう強く是正を求める。
- ・この問題は、与那国島だけの問題ではなく、離島県／広大な島嶼地域である沖縄県全体の問題である。尚且つ、これは沖縄のみの問題ではなく、国益に関わる重大な問題であることを重ねて申し上げる。

6月24日 日本計画行政学会（九州支部）第27回大会 基調講演  
『与那国国境交流特区構想－地域の歴史と文化に根ざした地域主義－』  
(講師：与那国町政策特命班長 田里千代基)

6月28日 与那国町議会、『与那国町の国境交流特区構想の沖縄振興計画への位置づけについての意見書』原案を可決  
・地方自治法第99条規定に基づき議決した同「意見書」を提出。

- ・併せて、『与那国町の国境交流特区構想の沖縄振興計画への位置づけについての要請決議』原案を採択。同「要請決議」提出。

沖縄県知事：稲嶺 恵一

沖縄県議会議長：仲里 利信

沖縄振興審議会会长：白井 克彦

沖縄担当大臣：小池百合子

経済産業大臣：二階 俊博

自由民主党 沖縄振興委員会委員長：山崎 拓

8月28日 外間町長上京。台湾海軍の軍事射撃訓練計画（与那国島西側を含む）に伴う危機に関する緊急要請。外務大臣、防衛庁長官ら面会。

- ・緊急要請（申し入れ書）：

『日本最西端・沖縄県与那国町における国土・海域の適正保全と島の生命・財産の保護に関する緊急要請（申し入れ書）』

- ・要請行動（8月28日～29日）

28日面談：麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、

29日面談：衆議院外務委員長 原田義昭、海上保安庁長官 石川裕巳、  
水産庁長官 白須敏朗、他

#### 緊急要請（申し入れ書）

この8月、台湾海軍が計6日にわたる軍事射撃訓練を計画し、漁業者は操業自粛を余儀なくされる等、島の経済活動は打撃を受け、島民は深刻な不安に見舞われました。特に同射撃訓練区域は、当初は与那国島の西側約半分を含む東経123度まで設定され、政府当局による台湾側への抗議等の対応後も、島の西端まで約20kmに迫る広範囲の区域設定（南北最大約300km、東西最大約200km）がなされております。

また、昨今は、台湾沿岸警備当局による停船命令や事情聴取等の取り締まり的行為が頻発していることから、与那国・八重山両漁協に所属する漁業者は、操業時の安心・安全が何ら確保されない状況のまま、生命・生活・財産が脅かされているという憂慮すべき事態が現実となっております。

わが国最西端の国境地域に位置する離島自治体の長として、日本国民である与那国島民の生命・生活・財産の保護を図ることは当職の責務であり、今まさに国境の国土・海域の適正な保全が喫緊の課題となっている与那国島の現実から、政府当局ならびに関係各位に対し、以下の事項に対する適正な措置・早期対応等の実施を求める「緊急要請」を申し入れるものであります。

- 一．島民の脅威である台湾による与那国近海射撃訓練の永続的中止
- 一．漁船・漁業者の操業等における恒久的安全の確保
- 一．与那国島上空における防空識別圏問題への国家的対応と早期解決
- 一．与那国島近海における排他的経済水域への国家的対応と安全管理

9月10日 与那国町議会議員選挙。議員定数12名から6名への減数条例適用。

10月27日 与那国町・花蓮市「第一回 国境交流増大戦略会議およびフォーラム」

- ・ 与那国町長と花蓮市長は、行政、言語教育を含む教育、交通・流通、経済・産業、人材育成、安全平和の各分野の交流を推進するため、10項目からなる「国境交流増大に関する基本合意書2006」を締結。
- ・ 来訪者：  
蔡啓塔市長、花蓮市幹部職員、台灣師範大学教授、その他  
中琉文化經濟協會 陳桎宏代表、琉球華僑總会 新垣旬子会長・林國源副会長、沖縄県上原良幸企画部長、報道機関

#### 姉妹都市 与那国町・花蓮市「国境交流増大に関する基本合意書2006」

与那国町長と花蓮市長は、大開放政策を基調に、将来的な両地域間の自由貿易の実現に向け、双方の友好関係の増進及び連携の強化を希望し、下記項目について協議し、誠実に実行に移すことで一致した。

1. 姉妹都市締結25周年(2007年10月8日)を迎えるにあたり、これを目処に双方が相互に往来し記念行事開催に努力する。記念行事については恒例化する方向で検討する。
2. 与那国町役場と花蓮市役所は、行政、言語教育を含む教育、交通・流通・経済・産業、人材、安全・平和の各分野において交流を推進し、両町市間の国境交流増大と連携強化を図る。
3. 行政分野における交流を推進するため、相互に連絡事務所を設置し、受け入れることを希望する。
4. 言語を含めた教育分野における交流を推進するため、相互に語学教師を派遣することを希望する。
5. 国境交流増大のため、情報を共有し連携を強化し、「国境交流特区構想」の着実な実現を目指す。特に、交流の基礎条件となる交通・流通環境の改善に向け、与那国町の空港及び港湾の開港について花蓮市は与那国町と連携し、これを強力に推進する。
6. 2007年3月末の与那国空港2,000m滑走路供用開始後、2007年10月を目処に花蓮国際空港～与那国空港の直行便(チャーター便)就航の実現に努力する。
7. 安全・平和における交流を推進するため、災害時における相互の援助・支援について、自治体間の協定を2007年10月を目処に締結する。(詳細事項は双方銳意協議する。)
8. 経済・産業における交流を推進するため、相互の地域資源や技術を活かし、農業、漁業、観光・リゾート等の分野における経済交流、産業技術交流を推進する。

2006年10月27日

10月30日 構造改革特区提案・再チャレンジ／与那国「国境交流特区2006」

- ・ 政府「第10次構造改革特区」提案募集にあたり提出
- ・ 提案者： 沖縄県与那国町
- ・ 提出先： 内閣官房 構造改革特区推進室

・主要提案事項：

I. 國際防災協力特区

國際防災協力の推進による広域的災害からの地域住民の人道的な保護など、国境離島における防災体制の強化・構築

①国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築

②海外支援物資の迅速な受入れ体制の構築

II. 国境交流支援・短国際航海安全航行促進特区

国境離島における短国際航海（60海里）の安全航行促進に資する地域の実情をふまえた制度適用等の特例措置

III. 国境離島型開港

不開港・非検疫港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港促進措置  
国境離島の振興等に資する需要創出型トライアル開港

・所管官庁：

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省  
(7府省／計12項目)

提案理由書より（抜粋）

最西端の国境離島・与那国島では、様々な離島苦・孤島苦とともに恒常的な人口減が続き、現定住者は1,677名。最盛期の7分の1にまで減少した。“疲弊する国境の島”から“自立・定住できる日本のフロントライン・アイランド”を目指し、ここに与那国町「国境交流特区」を提案する。各位におかれでは、国境の国土保全など国益に関わる重要課題を含め、政策的・総合的な見地から御検討をいただきたく、切に要望する。

本「国境交流特区」は、まさに‘島ぐるみの再チャレンジ’であり、その実現により、上述の地域再生プログラムが促進されることはもちろん、防災分野での地域間協力等を通じた安全・安心の確保、台湾との一体的な生活圏の回復を通じた島民の生活・定住条件の向上、人的交流による地域の活性化等が図られ、ひいては国境地域間の平和と共生の関係構築に大きく寄与する。

- 12月1日 国土交通省港湾局主催「全国都市再生モデル調査情報交換会」  
田里特命班長『姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新しいまちづくり調査』の概要と取組みを発表。
- 11月28日 構造改革特区提案（与那国「国境交流特区2006」）に対する各担当官庁（7府省／計12項目）の「回答」に対し「意見書」を提出
- 12月20日 構造改革特区提案（与那国「国境交流特区2006」）に対する各担当官庁（7府省／計12項目）の「再回答」に対し「再意見書」を提出

## 2007年

2月28日 構造改革特区本部、「第10次特区提案」最終結果を公表  
以下 与那国「国境交流特区2006」に対する担当官庁最終回答：

### 国際防災協力特区

国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築

- ・ 内閣府回答：D（現行規定により対応可能）
- ・ 総務省回答：E（事実誤認／規制自体が存在しない等）

海外支援物資の迅速な受入れ体制の構築

- ・ 内閣府回答：D（現行規定により対応可能）
- ・ 法務省回答：D（現行規定により対応可能）
- ・ 財務省回答：D（現行規定により対応可能）
- ・ 厚労省回答：D（現行規定により対応可能）
- ・ 農水省回答：D（現行規定により対応可能）

### 国境交流支援・短国際航海安全航行促進特区

国境離島における短国際航海（与那国－花蓮間60海里）安全航行促進に資する地域の実情を踏まえた制度適用等の特例措置

- ・ 国交省回答：C（特区として対応不可）

### どなん海人特区

与那国島を起点とした小型貨物船・貨客船等の短国際航海推進に資する特例措置

- ・ 国交省回答：D（現行規定により対応可能）

### クリアランス船等受入れ促進特区

非検疫港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港に関する要件緩和

- ・ 厚労省回答：C（特区として対応不可）

不開港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港促進と実績評価に係る特例措置

- ・ 財務省回答：C（特区として対応不可）

### 期間限定トライアル開港

国境離島の振興等に資する期間限定・需要創出型トライアル開港

- ・ 財務省回答：C（特区として対応不可）

### 関連報道①(琉球新報)：国境交流特区認めず。国回答「支援物資受入れは可」

台湾花蓮市との人的・物的交流促進で自立を目指す与那国町の構想「国境交流特区 2006」に対し、政府はこのほど、「特区として対応不可」とした最終回答を内閣官房構造改革特区推進室のホームページで公表した。一方で、同構想の「国際防災協力特区」の「海外支援物資の受入れ」については、「現行規定により対応可」と回答。同町は、「一步踏み込んだ回答で事実上の開港許可」と評価した。

同構想は①国際防災協力特区②国境交流支援・短航海安全航行促進特区③国境離島型開港の3項目。今回は石垣港に集中する国際貨物船（クリアランス船）を与那国・祖納港で分担することで、外国船の寄港実績を積むことも掲げ、昨年10月に同推進室に申請していた。同町は、2005年にも海路の直航便就航、祖納港の開港許可などを柱にした国境交流特区の申請を行ったが、「現行法では対応不可」と却下されていた。今回は、海外支援物資の迅速な受入れについて政府は「救援物資の迅速な通関のため、沖縄地区税關に相談願いたい」と回答。台湾－中国間のクリアランス船についても「特区として対応不可」と認められなかつたが「現行制度でも取締上支障がない場合は直接入港も可能」という回答を得られた。同町は「一步踏み込んだ回答を得ることができた」と評価している。

### 関連報道②(八重山日報)：クリアランス船受入れ可能。国が与那国町に回答

与那国町が国に実現を求めていた「クリアランス船等受入れ促進特区」指定について、財務省が「税關の取締上支障がない場合は、現行制度でも直接入港は可能」と回答していたことが分かった。同町の港は「不開港」で、クリアランス船など外国貿易船の出入港は原則禁止されてきた。今回の回答について町は「事実上の『開港許可』。特区という名は取れなかつたが、実を得ることができた」と話し、国が柔軟姿勢に転じたものと受け止めている。今後は船会社などに働き掛け、クリアランス船の誘致活動を展開する方針だ。

町は2006年10月、内閣府官房構造改革特区推進室へ「国境交流特区 2006」を提案。この中に「クリアランス船等受入れ促進特区」の実現を求めていた。第三国を経由して中国・台湾間の貿易を行うクリアランス船は、現在、石垣港に過度に集中している現状にある。同町で一部を受け入れることで将来外国貿易船が出入りできる「開港」指定に向けた実績づくりを図り、産業振興につなげたい考え。

3月15日 与那国空港2000メートル滑走路供用開始

4月7日 那覇にて日本中華聯合総会(日本全国華僑総会会議)開催。田里千代基、来賓として出席(町長代理)

4月12日 台北駐日経済文化代表處 許世楷代表を表敬訪問

- ・訪問者：田里千代基特命班長、上妻毅財団法人都市経済研究所理事
- ・同行者：吹浦忠正 NPO法人ユーラシア21研究所理事長

4月27日 田里千代基副参事、「与那国町在花蓮市連絡事務所」初代所長(兼町代表)として台湾に渡航(後日、蔡啓塔市長ら表敬・面談)

- 5月1日 田里事務所長、花蓮市役所にて「月例会議」「主幹報告会議」等に臨席。  
行政視察等開始
- 5月18日 田里事務所長、台北にて関係機関訪問  
財団法人交流協会（台北事務所領事室等）、外交部日本事務會（李世丙行政組長）、鴻台船務股份有限公司
- 5月29日 「与那国町在花蓮市連絡事務所」（與那國駐花蓮市聯絡辦事處）開設
- 5月26日～31日
- 外間守吉町長、崎原孫吉町議會議長、前西原武三副議長ら町議會議員及び職員一行（計7名）台灣訪問。
- 27日（台北）：
- 投資グループとの意見交換
- 28日（台北）：
- 亜東關係協會 羅福全會長 表敬  
外交部日本事務會（李世丙行政組長ほか）表敬  
財團法人交流協會（池田維台北事務所代表ほか）表敬  
交流協會にて町長記者会見。NHK、読売、朝日、毎日、日経、産経、西日本、時事通信ほか各社支局長と懇談。  
台北市船務代理商業同業公會訪問
- 28日（花蓮）：
- 花蓮市長表敬、花蓮市議會議長表敬、市長主催晩餐会（「美侖飯店」）
- 29日（花蓮）：
- 「与那国町在花蓮市連絡事務所」事務所開所セレモニー（市役所にて）  
与那国町主催祝賀パーティー（「中信大飯店」）
- 30日（花蓮）：
- 花蓮縣縣長表敬、花蓮縣議會議長表敬、花蓮港湾局訪問
- 31日（那覇）：
- 台北駐日本經濟文化代表処琉球弁事処（李明宗代表）表敬・面談

### 与那国町在花蓮市連絡事務所の機能

#### I. 姉妹都市交流機能：姉妹都市交流を軸とする花蓮市役所との協議・調整

『国境交流増大に関する基本合意書2006』の推進、防災協力に関する調整、その他

#### II. 町民との連絡機能：訪台与那国町民等の現地拠点としての連絡機能

訪台町民の把握および連絡拠点の構築、在台湾各邦人団体等との連絡・交流、その他

#### III. 経済交流促進機能：町產品の輸出促進や投資促進など地域間経済交流の推進

町產品の輸出促進、市場調査等、与那国島への投資促進、交通リンク促進（空路・海路）

#### IV. 広報・観光局機能：与那国島観光振興等のための広報・PR活動の推進

台灣のメディア、在台日本メディア等への与那国島の広報・PR、観光誘致活動、その他

- 6月1日 外務省北米局日米地位協定室長 伊澤修氏、与那国町長訪問  
・6月24日から26日、米海軍掃海艇2隻（パトリオット、ガーディアン）の与那国島への寄港計画について説明。  
・概要：乗員は各艇80名。主たる寄港目的は「休養・補給」。  
・与那国町に対し、「2泊分の食事の対応」「移動のための車輌手配」「宿泊」「海水浴」「表敬」等の便宜供与について事前要請。
- 6月6日 石垣海上保安部より県八重山支庁に対し、「米軍艦船2隻が与那国町の祖納港及び久部良漁港を使用する」旨を通知
- 6月7日 与那国町長宛て在沖縄米国総領事名で協力要請文書（FAX）  
(概要)  
・米海軍掃海艇2隻が与那国に寄港する。  
・目的は乗組員の休養および友好親善。（関連行事を予定）  
・総領事および随行員も与那国入りし、諸行事に参加する。
- 県（知事公室長）が在日米海軍司令官（ジェームス・ケリー少将）宛てに与那国寄港の自粛を要請  
「民間港湾及び漁港は民間船舶運航や漁業の施設として設置されたもので、緊急時以外の使用は自粛してもらいたいというのが県の一貫した方針」。
- 6月8日 仲井眞沖縄県知事（定例記者会見）  
「米軍の艦船はホワイトビーチや那覇軍港など専用の港が決まっており、民間の港は使用すべきでない。自粛すべきと申し入れた」。
- 6月11日 与那国町長よりケビン・メア在沖縄米国総領事宛てに文書送付  
(概要)  
・町が基本要件とする4つの事項（①住民感情への配慮、②八重山3市町としての整合性の保持、③CIQが常駐していない中で米海軍掃海艇が寄港することへの懸念、④住民の安全・安心の確保）に照らして検討した結果、今回の米海軍掃海艇の寄港には反対すること。  
・6月7日付け要請書および提案行事に町としては協力できないこと。
- 6月13日 田里千代基事務所長、花蓮縣立花崗國中学校にて特別講演
- 6月21日 米海軍掃海艇（ガーディアン）水兵2名、与那国入り。港湾使用に係る水深調査、現地施設の調査等を行う
- 6月24日 米海軍掃海艇2隻（ガーディアン、パトリオット）祖納港入港。
- 7月2日 田里千代基事務所長、慈済大学・台中東海大学学生を対象に特別講演
- 7月5日 外間守吉町長より外務省北米局長あて照会文書を送付

## 「米海軍掃海艇の祖納港入港等に関する貴当局の見解について(照会)」

- 一. 『友好・親善』を趣旨とする米海軍掃海艇の寄港でありながら、港湾管理者である沖縄県の再三にわたる自肅要請、当該地方自治体の長である当職の反対表明等も押し切り、これを強行しなければならなかつた理由を明確に説明されたい。
- 二. また、『友好・親善』を主たる目的としながら、「入港先となる地方公共団体の長は当該艦船等の入港を拒否する権利はなく、受入れ以外の選択は不可能である」旨を前提に置き、尚且つ、地元としての「協力」を求めることについて、斯様な行為が誠意あるものと考えるか。貴職の見解をお聞かせ願いたい。
- 三. 本事案においては、5月11日、石垣市において入港拒否の意向が市長より示され、石垣港への入港は断念もしくは中止された経緯がある。にもかかわらず、与那国町においては、行政の長を与る当職の総合判断の結果としての反対表明に対し、これを無視する形で当該掃海艇の入港が強行された。その理由を合理的に説明願いたい。
- 四. 日米地位協定・第5条に関する日米合意議事録には、「この条の日本国の港とは、通常「開港」をいう」との確認事項が明記されている。にもかかわらず、なぜ米海軍掃海艇の寄港地に「非開港」状態の与那国島(祖納港)が選定され、かつ、沖縄県の再三の自肅要請と当該自治体の長の反対表明を押し切って、かかる入港が強行されたのか。そこには緊急性、あるいは何かしら重大な必要性があったのか。緊急性、あるいは重大な必要性の有無を含め、御説明願いたい。
- 五. また、「この条の日本国の港とは、通常「開港」をいう」とする当該規定について、「住民感情への配慮」の有無を含めた運用基準を今回の祖納港使用に至った判断とともに明確に御教示されたい。
- 六. 今回の米海軍掃海艇入港が『友好・親善』を主たる目的とするならば、地域社会・地域住民に対し、「良き隣人としての米軍」への理解促進を図ることが基本的趣旨であり、その入港と乗組員の上陸等によって実現すべき要件とされたはずである。しかし、現実の結果としては、当該掃海艇入港の賛否をめぐり地域は著しく混乱し、また、島内には住民間の対立が生じ、亀裂としこりも残された。この事実の発生について貴職の御見解をお聞かせ願いたい。
- 七. 今後も、今回同様、貴当局からの一方的な「事前通知」によって与那国島に立地する港湾は自由に使用し得るものと考えるか。貴職の見解をお聞かせ願いたい。
- 八. 他方、島内の衝突やトラブルを含む不測の事件・事故等の発生を未然に防止するためには、町役場を含め、地域は当該米軍関係者の上陸に伴う警備体制の強化等に協力せざるを得ない。貴職として、こうした協力は当然のことと考えているのか。また、今後も一方的な「事前通知」に即して然るべき協力が図られるべきであると考えているのか。率直に回答願いたい。
- 九. 今回の掃海艇入港にあたっては、先行上陸をした水兵二名による現地調査活動等も行われたと聞いている。当職が与那国島上陸の主たる目的として事前の説明を受けたのは『乗組員の休養』と『友好・親善』である。これ以外に、現地での情報収集・調査活動・その他、今回の目的としながら、かつ当職への事前説明を行わなかつた事項があれば、改めて御説明願いたい。
- 十. わが国最西端の国境地域に立地し、かつ、国境離島の特性・諸条件に適した「開港」措置を求めている本町に関して、貴職の御見識・御見解をお聞かせ願いたい。

- 7月7日 田里千代基所長、花蓮市『音楽を通した街づくり事業』特別講師として  
「日語唱歌部門」(初級日本語、日本の歌)を指導  
・期間：7月7日～9月1日（計8回）
- 7月下旬 田里千代基所長、馬傳盛 花蓮市政顧問の協力のもと、クリアランス船  
誘導に関する船舶運航事業者等関係調査を集約  
・対象事業者（抜粋）  
「基隆國際輸船商業同業公會」、「陽明海運股份有限公司」、「越洋國際有限公司」、「聖霖船務代理股份有限公司」、「鴻台船務股份有限公司」
- 8月上旬 クリアランス船の与那国入港に関する実務研究調査（課題：外国船舶の  
円滑な受入れ、漁業権・海洋環境等の保障、地域活性化・地方財政への  
寄与等）着手。
- 9月10日 与那国町（町長+議員）行政視察団、長崎県対馬市へ（10日～12日）
- 9月15日 日本島嶼学会・与那国大会開催（会場：嶋仲自治公民館）  
15日 基調講演 黄智慧氏(台湾中央研究院教授／民俗学)  
基調講演 宮良作氏(郷土史研究家)  
他、研究報告、会員総会、懇親会・交流会(やしの実大学共催)  
16日 基調講演 陳 延輝氏(台湾師範大学教授／政治学)  
国境フォーラム(テーマ:島と国境交流)  
長谷川俊輔根室市長、外間守吉与那国町長、山田吉彦日本財團  
海洋グループチームリーダー、岩下明裕氏北海道大学教授、大城  
肇琉球大学教授(コーディネーター)
- 10月4日～10月8日 与那国町・花蓮市「姉妹都市締結25周年事業」
- 10月4日 「姉妹都市締結25周年記念友好親善交流団」(住民・関係者計128名)  
与那国空港集合～出国手続き。チャーター便(1691便)にて台北直航。  
9:45(日本時間10:45)、台北・桃園国際空港到着～入国手続き。  
空港にて、外間守吉 与那国町長・蔡啓塔 花蓮市長による共同記者会見。

#### 与那国町長挨拶／プレスリリース文書

1982年(昭和57年)10月8日、与那国町と花蓮市との間で『姉妹都市締結盟約』を結んで以来、記念すべき「25周年」の節目を迎えることになりました。

この友好親善の歴史を基に、両町市民の善隣関係を更に発展させ、経済・観光・教育文化の交流を推進し、今後の両町市の限りない発展を願い、平成19年10月4日から8日にかけて、『姉妹都市締結25周年記念友好親善交流団』の派遣となりました。

与那国町の住民が与那国空港からチャーター便で直接外国に出国するのは、史上初のことでのあります。

本交流事業は、昨年 10 月、与那国町で開催された『国境交流増大戦略会議』における両町市間の基本合意に従って実施するものです。かかる直航チャーター便の実現、また、島民有志一丸となっての交流行事の実行は、まさに‘万国津梁’精神の顕れであり、『東アジア経済圏の拠点として自立する与那国島（どうなんちま）の確立』に向けた確かな一步であります。そして、このことは、『与那国・自立自治宣言』が謳う「国際社会の模範となる地域間交流特別区」の実現を促進するものと認識しています。

両自治体間の交流・協力関係の強化・発展は、21 世紀・東アジア地域の平和と共生に先駆け、これに寄与するものと確信する次第であります。（沖縄県与那国町長 外間守吉）

#### プレスリリース文書（中国語）

- 一、自從 1982 年 10 月 8 日與那國町和花蓮市之間締約了姊妹城市締結盟約以來，正值二十五周年之際，我們將歡度此頗可紀念的節日。基於我們友好親善的歷史，爲了更進一步發展雙方自治體之間的善鄰關係，推行經濟，旅遊，教育文化等交流，並祝雙方自治體成長無疆，而與那國町將自 2007 年 10 月 5 日至 10 月 9 日派遣姊妹城市締結 25 周年友好親善交流團。
- 二、本交流團將于 10 月 5 日乘坐包機直航至花蓮市。而與那國居民乘坐包機自從與那國機場直航至國外，屬於史上第一次。
- 三、本交流活動是根據去年在與那國町開辦的國境交流增大戰略會議上的雙方協議而舉行的。直航包機，或本島居民團結舉行交流活動，均是萬國津梁精神之具體化。同時是向『爭取東亞經濟圈上一個據點地位，確保與那國島的自立』的目的而邁出的踏實的一步。我們相信，雙方自治體之間的交流合作關係的深化與發展，一定會給 21 世紀東亞和平共處作出預先性貢獻。

#### 花蓮市 蔡啓塔市長コメント

「両市町が協力体制を取り、国境の障害を突破し、『自立自治・生活共栄圏』を目指したい。」

10 月下旬 田里千代基氏（在花蓮市連絡事務所長）外交活動（帰任挨拶等）

10 月 18～19 日 花蓮縣瑞穗鄉 郷長 許榮盛氏，花蓮縣玉里鎮 鎮長 劉德貞氏，花蓮縣壽豐鄉 郷長 邱美淑氏，花蓮縣秀林鄉 郷長 許淑銀氏

10 月 23 日 花蓮市觀光協會，華信航空，花蓮市市長機要秘書  
花蓮↔与那国チャーター便の就航と中国へのトランジット空港としての展開可能性についての意見交換。

10 月 25 日 沖縄産業振興公社台北事務所  
先島諸島周遊構想の可能性等についての意見交換。（以下参加者）  
台北／誠泰旅行社股 有限公司 總經理 陳麗芳氏  
台中／中友航運股 有限公司 董事總經理 董英祥氏  
台北沖縄事務所 谷合誠所長、同事務所秘書 江怡欣  
沖縄コンベンションビューロー 上地晶子所長代理

10 月 29 日 台北駐日經濟文化代表處那霸分處  
處長 李明宗氏，同領事部長 余震甫氏

## 2008年

2月5日 財団法人都市経済研究所、『海洋基本計画(原案)に対する意見書』を与那国町在京支援事務所として政府・総合海洋政策本部事務局に提出

### 国境離島の振興について

わが国の海洋権益を強く主張することは極めて重要であるが、その際、海洋権益の根拠となっている「離島」に対する十分な理解と配慮、特に「離島住民」の安心・安全等の問題への政策的な配慮が強く求められる。このことによって、海洋基本法が定める「地方公共団体の責務」、本基本計画が示す「海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」などの課題においても、本法の推進が‘血の通った’国民参加型のものになると考へる。

離島に関しては35頁(離島の保全等)で触れられているが、特に外国と海域を接している「国境離島」の保全と振興については、住民の目線も含んだ内容が盛り込まれるべきであると考える。

例えば、以下のような段落を上記10の(3)として加筆してはどうか。

わが国の海洋権益の維持については、領海、排他的經濟水域の基線を構成する離島が重要な役割を果たしていることは明らかである。特に、周辺国との中間線を引くための基線を構成している離島、すなわち「国境離島」の地域活力の維持と発展はわが国にとって極めて重要である。

さまざまな厳しい生活条件等も抱えている「国境離島」の住民の活動・生活なしにはわが国の海洋権益の維持・発展も困難になること等を十二分に踏まえつつ、かかる離島における住民の安全、防災等に対する必要な措置を十分に講じるほか、国境離島地域の活性化、また、当該地域における国際協力の推進などについて、必要かつ有効な措置を講じていく必要がある。

2月21日 日本財団助成事業「国境離島に関する海洋政策の提言と実践の推進」採択(実施主体:財団法人都市経済研究所、協力:与那国町)

5月16日 平成20年度政府公募「地方の元気再生事業」提案書提出

6月3日 第一回「国境離島政策研究会」開催(霞が関ビル)  
(日本財団助成事業「国境離島に関する海洋政策の提言と実践」)

顧問	外間 守吉	与那国町長
顧問	吹浦 忠正	特定非営利活動法人ユーラシア21研究所 理事長
顧問	長光 正純	日本財団 常務理事
委員	川口 健夫	城西大学専任講師/薬学博士
委員	佐道 明広	中京大学教授/政治学博士
委員	山田 吉彦	東海大学准教授/海洋政策研究財団研究員/経済学博士
委員	盛 和春	㈱電通 プロジェクト・プロデュース局シニアプロデューサー
委員	角谷 浩一	政治ジャーナリスト/内閣府美ら島ブランド委員会委員
委員	松原さと子	フリーアナウンサー
委員	満田 誉	公営企業金融公庫融資部長/前内閣府沖縄政策担当参事官
委員	石塚 英樹	内閣参事官

委 員 田里千代基 与那国町副参事／在花蓮市与那国事務所初代所長  
委 員 上妻 豪 財團法人都市経済研究所 理事  
オブザーバー 小那覇安剛 琉球新報記者／東京報道部長  
オブザーバー 雉鼻 章郎 沖縄県東京事務所主幹

7月4日～7日 チャーター航空機による与那国-花蓮直行ツアー実施

- ・史上初の国境を越える姉妹都市間直行ツアー（双方向／3泊4日）  
※搭乗者に‘国境の黒潮越え’記念証を授与。
- ・エアライン：復興航空（台湾）、70名乗りプロペラ機
- ・蔡啓塔花蓮市長ら訪問団を迎へ、共同記者会見、記念セレモニー。

7月11日 与那国町提案「地方の元気再生事業」選定（平成20年度事業）

- ・所 管：内閣官房地域活性化統合事務局
- ・事業名：‘国境のまち’再生／与那国島の国境交流推進事業
- ・応募総数：1,186件 採択数：120件

8月5日 第二回「国境離島政策研究会」開催（日本財団ビル）

特別講師：寺島紘士海洋政策研究財団常務理事  
「海洋政策と国境離島」

8月7日～8日 仲井真弘多沖縄県知事来島（知事公聴会／現地視察等）

◆ 与那国町要請事項：

1. 祖納港湾の早期改修整備について
2. 水産物の島外出荷に要する輸送コスト補助について
3. 海岸漂着ゴミ焼却処理機能を有する一般廃棄物処理焼却施設整備に係る財政支援措置について
4. 畦島地域医療費格差是正に係る離島地域医療費特別補助助成制度の創設について
5. かんがい施設の整備について
6. 帆安地区土地改良事業の整備について
7. 県道217号線の整備について

◆ 県との協議調整事項：

1. 海洋基本法、海洋基本計画策定への対応について（企画部）
2. 観光立島を目指す与那国への支援について（観光商工部）
3. 防空識別圏について（知事公室）
4. 排他的経済水域確保について（農林水産部）
5. 与那国町における牛のと殺処理について（農林水産部）
6. 祖納港に係る「投錨地域」の確定に向けた申請手続き等（土木建築部）
7. 「ごみ焼却炉船」の導入等について（文化環境部）

9月1日 与那国町「国境交流推進特命事務局」設置

9月12日 台風13号襲来

- ・公共施設損壊、住家浸水・損壊、冠水、断水等
- ・被害総額：約5億円（4億9816万3000円）

9月24日 「国境交流推進協議会・合同ワーキング部会」開催

- ・特産品振興ワーキング部会（特産品部会）
- ・チャーター便就航ワーキング部会（交通部会）
- ・観光振興ワーキング部会（観光部会）

9月25日 第一回「国境交流推進協議会」開催（与那国町保健センター）

（地方の元気再生事業「国境のまち」再生／与那国島の国境交流推進事業）

委員長	大城 肇	琉球大学副学長
顧問	吉元 政矩	元沖縄県副知事
顧問	蔡 啓塔	花蓮市長
委員	真謝喜八郎	事業者（入船エンタープライズ代表）／観光協会筆頭理事
委員	花村 泰範	医師／与那国町立診療所長
委員	崎原 用能	前助役／元町議會議員
委員	東崎原敏夫	事業者／観光協会理事
委員	杉本 和信	事業者（与那国薬草園代表）
委員	前西原武三	事業者／久部良自治公民館長
委員	小嶺 博泉	事業者（小嶺牧場）
委員	崎元 学	事業者（崎元組常務）
委員	伊良部和摩	与那国町商工会指導員
委員	田村 光秀	J A 沖縄与那国支店長
委員	新垣 旬子	琉球華僑総会会長・新垣通商専務
委員	魏 木村	前花蓮市長・泓泰工業公司副董事長
委員	柯 承重	花蓮市公所機要秘書
委員	楊 禮嬌	事業者（春悦旅行社總經理）
委員	石村 慶一	事業者（慶隆商事代表者）
委員	谷合 誠	沖縄県産業振興公社 台北事務所所長

10月6日 第三回「国境離島政策研究会」開催（日本財団ビル）

講師：多田健一郎内閣府参事官

「沖縄振興における離島振興の取組み」

10月30日～ 田里千代基特命事務局長 台湾出張

- ・ITF「台北国際旅行博」参加（10/31～11/3）
- ・チャーター船事業最終調整（傭船契約等）
- ・与那国中学校ホームステイ事業（事前調整）

11月9日 「与那国島・海洋タウンミーティング2008」開催  
(会場:与那国町保健センター／日本財団助成事業)

吹浦 忠正 特定非営利活動法人ユーラシア21研究所理事長  
佐道 明広 中京大学教授  
山田 吉彦 東海大学准教授／海洋政策研究財団研究員  
眞謝喜八郎 入船エンタープライズ代表／与那国町観光協会筆頭理事  
盛 和春 電通プロジェクト・プロデュース局シニアプロデューサー  
上地 常夫 与那国町漁業協同組合長  
上妻 肇 財団法人都市経済研究所 理事  
松原さと子 フリーアナウンサー(司会／コーディネーター)

11月10日 第二回「国境交流推進協議会」開催(与那国町保健センター)

- ・特記事項(国境交流プロジェクト)  
社会実験「チャーター船舶・与那国 - 花蓮間直航事業」実施決定  
運航船舶:「海洋拉拉号」(台湾「華達國際海運」所有船舶)  
実施日: 2008年12月12日～14日(双方向／2泊3日)

11月10日～12日 「国境交流推進協議会ワーキング部会」開催

11月25日 社会実験「チャーター船舶・与那国 - 花蓮間直航事業」運航延期決定  
運航会社(台湾側)申し入れ、理由:新造船に伴う試験運航実施の必要等  
国際航路航行許可に係る関係当局の事前調整、傭船契約詰め作業等

12月10日 与那国町主催／外務省共催「国際情勢講演会」開催  
・講演『国際情勢から見る沖縄の離島の国際化』  
講師:石塚 英樹(外務事務官併任内閣参事官)

## 2009年

1月7日 社会実験「チャーター船舶・与那国 - 花蓮間直航事業」安全運航会議I  
3m超の波高を伴う台湾海峡の天候不良を受け、9日予定の運航延期を決定(延期日:1月12日)。同日航海不可能の場合は海路(船舶)による事業断念を全会一致で決定。

1月10日 社会実験「チャーター船舶・与那国 - 花蓮間直航事業」安全運航会議II  
気象・海象条件から航海予定日1月12日の安全な航行は困難と判断、本年度事業での海路(船舶)によるチャーター便事業の中止を決定。

2月8日 第三回「国境交流推進協議会」開催(与那国町保健センター)  
・与那国 - 花蓮「国境地域間直航チャーター便」プロジェクト  
2月下旬～3月初旬・チャーター航空機による事業実施  
チャーター船事業の取組み評価と今後の課題

2月27日 社会実験「チャーター航空機・与那国－花蓮間直航事業」(第Ⅰ期)  
～3月1日

3月6日 社会実験「チャーター航空機・与那国－花蓮間直航事業」(第Ⅱ期)  
～3月8日

3月13日 社会実験「チャーター航空機・与那国－花蓮間直航事業」(第Ⅲ期)  
～3月15日

(以下、事業概要)

- ・双方向(2ウェイ)／合計6往復・12便 (第一期～第三期)
- ・使用機種：復興航空・ATR72型(最大搭乗人数:70名)
- ・複合社会実験：  
花蓮-与那国を結ぶ<交通>×<特産品>×<観光>
  - ex.「国境の島・与那国特産品フェア－黒潮と太陽の贈りもの－」開催
  - ex. 外客受入れ態勢・ネットワーク構築 + 観光体験プログラム提供
- ・成果：  
総計約280名に及ぶ‘国境地域間の人の移動と新たな交流’を創出。  
空路による直接航行を通じ、「交流」の基礎条件の「交通」を確保するとともに、  
国境地域間の‘人の移動’を計画的に遂行。

3月11日 「アジア国際交通ネットワーク形成ワークショップ in 与那国」

- ・主催：国土交通省国土計画局・与那国町

趣旨：

日本最西端に位置する与那国町は110kmしか離れていない台湾との交通手段を構築し、地域間の交流・連携により島の自立・自治・活性化を目指している。町の努力により1月12日、台湾・花蓮との間に高速フェリー就航のはこびとなつたが天候不順で中止となり、空路6往復12便の社会実験を行っている。こうした取組みを支援するため、様々な課題と対応策について意見交換する。

論点：

東アジアとの交流・連携を活かした地域活性化方策、それを支える国際交通ネットワークのあり方、シームレス／円滑な国境地域間の移動・輸送の実現等

3月末 住民登録者数：1,567人。戦後最少の1,500人台に突入。

推移 2005年:1,713人, 2006年:1,677人, 2007年:1,660人, 2008年:1,618人  
(記)

2005年以降、那覇地方法務局石垣支局与那国出張所（登記所）、測候所など国の出先機関が閉鎖。国の行革も打撃を与える結果となった。

4月12日 「与那国島国際フォーラム2009」（主催：与那国島びする会議）

中京大学総合政策学部学部長 佐道明広教授 講演

『与那国を取り巻く国際情勢、そして自衛隊』(会場：与那国町保健センター)

- 4月13日 八重山三首長（与那国町長・石垣市長・竹富町長）一行台灣訪問  
～4月18日
- 4月14日 台中・港湾局内にて貨客船「海洋拉拉号」(2,400トン／華達国際海運所有) 視察。  
台北にて復興航空（Transasia Airways）本社訪問。チャーター便就航等協議。
- 4月15日 花蓮市主催「共同観光生活圏」会議。「国境交流推進共同宣言」調印。  
花蓮港務局、花蓮縣与那国交流発展協会等訪問。
- 4月16日 台湾總統府 蕭万長（シアオ・ワンチャン）副總統 表敬訪問・会見  
出席者：蕭万長 副總統、賴瑟珍 交通部觀光局長、蔡啓塔 花蓮市長ほか  
財団法人交流協会（田辺副代表）訪問・面談。  
華達国際海運訪問。台湾東海岸と八重山の交流推進を念頭に両地域間の直接  
航行（モデルコース、航路化への課題・方策等）を協議。
- 4月17日 国立台北教育大学訪問、亜東関係協会訪問

#### 「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進宣言」（抜粋）

1. 我々は毎年一回を目処に、「国境交流推進拡大合同会議」を両地において輪番に開催し、双方の観光・文化・経済産業の交流・発展促進について意見交換を行う。
2. 我々は相互に協力しあい、台湾東部と沖縄八重山諸島の両地域間の便利で高速な海路・空路の直航交通網の実現、およびその直航路線の定期航路化に向けて努力する。
3. 初動として、我々は毎年次の定期チャーター便就航に取組み、両地域の「国境交流特区構想」を一步一歩着実に実現する。
4. 我々は、日台両中央政府に対し、時代の流れにそぐわない関係法令についての解決協力を求め、両地域の観光経済圏確立を両国の国益として捉え、両政府から積極的な協力を得て、早期実現するように全力で働きかける。
5. 我々は旅行業者、海運業者、航空会社らと協力し、両地域内の観光資源を共同で開発し、両地域の旅行コース造成を図る。
6. 民間の経済推進協会等の設立及び発展を推進し外資企業を含む各種企業誘致を推進する。

両地域は、台湾と日本のみならず東アジア全体を結ぶ国境都市を目指す。次代を担う青少年が、国境の海を越えて活躍し両地域の平和と活力、安心と共生を確かなものにすることを此処に誓う。

2009年4月15日

花蓮市長	蔡 啓塔
与那国町長	外間 守吉
竹富町長	川満 栄長
石垣市長	大濱 長照

- 4月19日　自由民主党参議院議員 佐藤正久氏 来島  
与那国町より要請書「与那国町の振興開発及び国土保全について」提出
- 4月22日　石垣市長・与那国町長・竹富町長 共同記者会見（帰任会見）  
八重山広域圏事務組合を窓口とする台湾東部との経済文化交流の促進等
- 5月20日　八重山三首長要請行動／花蓮市長同行（対沖縄県・沖縄県議会）  
台湾東部と八重山諸島の「観光経済圏」形成推進に向けた課題に関する要請  
①台湾-八重山間の空路短縮  
②観光経済圏形成推進に向けた県管理空港着陸料の減免措置  
③台湾への中学生修学旅行地見直しと国庫補助対象に関する要請  
県知事要請（①, ②, ③）、県教育長要請（③）、県議会議長要請（①, ②, ③）
- 5月22日　八重山三首長要請行動（対国／関係府省庁）  
台湾東部と八重山諸島の「観光経済圏」形成推進に向けた課題に関する要請  
国土交通省：金子一義国土交通大臣、加納時男副大臣、前田隆平航空局長等  
觀光庁：本保芳明 觀光厅長官  
外務省：中曾根弘文 外務大臣、垂秀夫 アジア大洋州局中国・モンゴル課長  
内閣府：佐藤努 内閣府特命担当大臣（沖縄担当）  
文部科学省：金森越哉 初等中等教育局長  
【要請事項】  
八重山諸島（石垣空港・与那国空港）と台湾東部（花蓮空港・桃園空港）間の空路短縮  
【要請事項】  
八重山三市町における中学生の修学旅行先（台湾）に関する国庫補助対象扱い
- 5月28日　予算執行調査／平成20年度地方の元気再生事業（「国境のまち」再生／与那国島の国境交流推進事業）  
財務省主計局北尾昌也主査、内閣府地域活性化推進担当室企画官ほか計8名来島。
- 6月30日　外間守吉町長、崎原孫吉町議会議長ら防衛省訪問。浜田靖一大臣面談。  
「与那国島への陸上自衛隊配置に関する要望書」を提出。
- 7月8日　浜田靖一防衛大臣来島。島内視察等。  
陸上・航空幕僚監部幹部ら随行。  
町長より「100人規模の駐屯地」要望。
- 8月3日　与那国町長選挙。現職外間守吉町長再選。  
外間守吉候補：619票 田里千代基候補：513票  
(有権者数：1208人、投票率：96.03%)

12月22日

一般社団法人「与那国花蓮縣交流発展協会」設立

那覇地方法務局石垣支局にて登記申請

理事:

10名(代表理事:安里與助)

目的:

当法人は、日本最西端の与那国島と台湾の東海岸花蓮縣の善隣関係を基軸に、両地域の特性や歴史的資源等を活かした文化、観光、経済、交易等の多元的交流を推進し、国境を越える新しい生活交流圏を創造することを趣旨として、以下の事業や各種活動を通じ、両地域の平和と発展、共栄に寄与することを目的とする。

事業:

- (1) 与那国と花蓮縣両地域を結ぶ直行便、定期航路開設等の推進
- (2) 与那国と花蓮縣両地域における観光資源の開発、国内外企業の誘致、国際村建設等、交流事業の推進
- (3) 旅客、貨物業務の取扱およびコンサルティング業務
- (4) 両地域を結ぶ文化、教育、観光、経済、交易等多元的交流の促進
- (5) 両地域における農林水産業の技術交流推進、特産品開発、市場開拓等の推進
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 参考資料

### 国境離島 与那国島の人口推移

(1920年～現在／国勢調査ベース)

与那国町	人口および世帯数			
	総数	男	女	世帯数
1920(大正9年)国調	3,802	1,971	1,831	729
1925(大正14年)国調	4,174	2,139	2,035	844
1930(昭和5年)国調	4,462	2,261	2,201	911
1935(昭和10年)国調	4,609	2,264	2,345	940
1940(昭和15年)国調	4,580	2,268	2,312	910

昭和22年12月1日 与那国町に昇格

1950(昭和25年)国調	6,158	2,907	3,251	1,248
1955(昭和30年)国調	5,259	2,622	2,637	984
1960(昭和35年)国調	4,701	2,374	2,327	892
1965(昭和40年)国調	3,671	1,840	1,831	733
1970(昭和45年)国調	2,913	1,484	1,429	670
1975(昭和50年)国調	2,155	1,076	1,079	583
1980(昭和55年)国調	2,119	1,063	1,056	669
1985(昭和60年)国調	2,054	1,078	976	706
1990(平成2年)国調	1,833	925	908	667
1995(平成7年)国調	1,801	911	890	674
2000(平成12年)国調	1,852	957	895	718
2005(平成17年)国調	1,796	939	857	802
2009年3月31日 住民登録人口	<b>1,567</b>			770

与那国村

いわゆる「密貿易」時代  
滞在人口: **12,000人**  
(20,000人とも言われる)

1972 沖縄復帰

平成へ  
与那国島:  
住民**2,000名**を切る

戦後(史上)初めて  
人口**1,500人台**に

「都市経済研究」Urban Economic Research 2010年第1号

特集 国境・離島・海洋から考える新しい邦づくり

2010年3月10日発行（非売品）

国際標準逐次刊行物番号：ISSN 0919-8105

発行所：財団法人都市経済研究所

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目10番8号 クレグラン新橋II

TEL : 03-3431-7011 FAX : 03-3431-7020 Email : [webmaster@ueri.org](mailto:webmaster@ueri.org)

編集責任者：上妻 肇

印刷所：株式会社ポニ一印刷



編集・発行 財団法人都市経済研究所

**Urban Economic Research Institute**

東京都港区新橋 5-10-8 クレグラン新橋II

TEL:03-3431-7011 FAX:03-3431-7020

Email: webmaster@ueri.org

